

ご挨拶

日本貸金業協会 会長

飯島 巖



この度、平成24年度の協会活動について報告するとともに、各関係資料や貸金業法関係法令の改正内容及び公知情報などお届けいたします。

平成24年度は、自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を更に進め、社会から貸金業全体の信認を得るため、協会未加入貸金業者の加入を促進し、自主規制機能の浸透を図るとともに、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、相談・苦情・紛争解決対応や金融に関する知識の普及及び啓発を図るため業務に取り組んでまいりました。

さて、最近の貸金業界の状況を見ますと、消費者向け無担保貸付の月間貸付額は、一昨年の秋以降前年比で増加基調に転じており、貸付残高につきましてもその減少に下げ止まりの傾向が見られるようになってきております。しかし、一方で過払金の返還については特に地方で返還請求が続いており、貸金業界は依然として厳しい状況に置かれております。このような状況の中で、貸金業界の健全化は着実に進んでまいりました。

例えば、多重債務者とされた、借り入れ5件以上の利用者は、平成19年3月の171万人から平成25年4月末には29万人にまで減少、行政処分の件数は、平成20年度の459件から、平成24年度には19件と大幅な減少を見ております。さらに協会に寄せられた苦情件数も、平成20年度の785件から平成24年度には117件にまで減少しております。

このような状況を踏まえ、協会では協会員の貸金業法及び自主規制の遵守の更なる徹底を図るとともに健全な資金の供給を通じて庶民金融としての、貸金業の確立と社会的地位の向上を目指してまいります。引き続き、ご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

目次

ご挨拶	1
-----	---

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動の概要	4
第2章 業務に関する事項	11
I. 自主規制部門	
1. 法令・諸規則等の遵守の徹底・整備・充実	11
2. 相談・苦情・紛争解決対応	23
3. 監査の実施	31
II. 貸金戦略部門	
1. 広報・啓発活動	52
2. 調査・研究活動	53
III. 主任者資格部門	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	55
IV. 建議要望	
1. 平成25年度政府税制改正に関する要望	60
2. 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見の提出	61
3. その他	61
■付録 資金需要者及び貸金業者向けアンケート調査結果報告（概要）	62
第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等	78

第2編 財務報告

財務報告	86
------	----

第3編 資料

第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報・その他統計データ等）	104
第2章 法令等の一部改正に係る「法令集第6版」新旧対照表（平成25年4月1日現在）	140
年表	149

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動の概要

当協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

平成24年度は、貸金業法の完全施行から3年目となり、自主規制機関として協会のコンプライアンス態勢の更なる確立を目指し協会活動を行った。

1. 自主規制部門の取り組み

(1) 協会員等に対する法令、諸規則等の遵守状況把握及び指導

平成23年度は、協会員への指導強化により、法令・諸規則等の遵守を図るとともに、法令等違反に対する厳格な措置及び再発防止指導等と併せて、各業務を実施し、協会員のコンプライアンス態勢の確立に取り組んできた。

平成24年度は、協会員の法令等違反に対する厳格な措置態勢を継続するとともに、協会員への指導態勢を再構築し、研修及び再発防止のための指導を強化することにより協会員のコンプライアンス態勢の確立・持続を目指した。

① 業務研修及び問合せ等に対する指導の実施

協会員の法令・諸規則等の遵守状況を踏まえ、コンプライアンス態勢整備の支援・推進のためのサービスや支援内容について、全国10箇所での業務研修会や毎月の機関紙（JFSAnews）により周知徹底した。また、協会員からの問合せや法令・諸規則等に関する実務相談などについて、年間3,157件対応した。これらの代表的なものは、FAQとして協会ウェブサイトでの公表及びJFSAnewsのコンプラレポート等への掲載により、協会員へ参考として供した。

② 社内規則の点検指導及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

協会員の社内規則の適正性について、新規加入の協会員を含め全1,312協会員の社内規則を点検し、改善指導及び作成支援を実施した。また、監査部と連携し、実地監査にて個別指導を行い、その結果、平成25年3月時点で99.8%の協会員の社内規則が適正なものとなった。さらに、貸金業法施行規則の一部改正や改正犯罪収益移転防止法施行等に伴い、業務用書式等の一部改訂を行い提供（販売）するとともに、協会ウェブサイト等に掲載した。これらの施策によって、協会員の貸金業法に基づく内部管理態勢の確立を図った。

③ コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

協会員に対して、法令・判例等に照らした適正な業務遂行を指導するために、協会員に無償で提供している「法令・判例等検索システム」について、金融庁パブリックコメントを収録したほか、バージョンアップを実施し、情報量・機能性の向上を図った。また、JFSAnewsに当該バージョンアップ等及び利用方法等の記事を掲載し周知した。

その他、協会員の研修ツールとしてJFSA-Learningのテキスト・設問・解説等を策定し、平成24年7月より新規加入協会員を対象に、また、同年10月より監査結果等より指導が必要な協会員を対象に合計196協会員に受講を推奨し、内155協会員（1,250人）が受講を終了した。

④ 関係法令の改正に伴う対応と周知

貸金業法改正対応として、平成24年4月震災特例の同年3月末経過による終了や同年7月貸金業法施行規則の一部改正（住民基本台帳法及び入管法等の改正対応）等を協会ウェブサイトで周知した。また、改正犯罪収益移転防止法施行対応として、貸金業者が「取引を行う目的」「職業」「事業の内容」を確認するにあたり参考とすべき類型を協会ウェブサイトで周知した。さらに、警視庁からの要請（同年7月2日付け）により、信用情報の目的外使用についても協会員へ協会ウェブサイトにて周知した。

⑤出稿広告の審査及び指導

協会の広告の適正化のために広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の新規受付の出稿広告716件の審査を実施し、内677件を承認した。また、テレビCM3,621件、新聞・雑誌16,755件、電話帳800件の出稿広告のモニタリングを行い、法令等違反のあった4協会会員に対し個別指導を実施した。

その他、貸金業界における広告の適正化のための取り組みとして、日本民間放送連盟・NTTタウンページ(株)・日本広告審査機構(JARO)などの広告関係団体と情報交換・意見交換等を実施し連携強化を図った。また、モニタリングにより判明したヤミ金融やカード現金化等の悪質広告については、監督官庁に報告し該当広告の削除及び該当事業者の摘発等について要請を行った。

⑥法令等違反に対する措置及び指導

法令等違反の届出が254協会会員から665事案提出され、定款等により4協会会員については処分、1協会会員について勧告、10協会会員について文書による注意をし改善指導を行った。

さらに、法令等違反の再発防止のため、措置不要とした事案の中から一部を平成24年9月より毎月JFSAnewsに掲載し注意喚起を行った。

⑦行政との連携

金融庁の依頼に基づき、財務局の新任職員等を対象とした「金融会社監督実務研修」(平成24年9月6日)において、「貸金業界の自主規制ルールについて」説明した。

また、東京都からの依頼に基づき、同庁がおおよそ年3～4回、貸金業登録の更新を迎える貸金業者を対象に開催する「更新時研修」において、「協会の自主規制機能について」説明した。

(2)相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センターは、平成22年9月15日、金融庁長官より指定紛争解決機関としての指定を受け、貸金業界における紛争解決機関(金融ADR)として、中立公正な対応に努め資金需要者等の利益の保護及び貸金業務に対する信頼の確保」に取り組んできた。平成24年度においては相談対応・苦情処理・紛争解決手続き及び関連業務を本報告書のとおり実施した。

なお、紛争解決等業務に関する規則及び貸付自粛対応に関する規則に定める各業務の内容は次のとおりである。

①相談

<一般相談>

資金需要者等から「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金の対処法を教えてください」などの相談を受け、助言等を行う。(苦情・紛争解決との連動性を考慮)

<債務相談>

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談に、債務状況や返済能力などを把握したうえで、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介等を行う。

<生活再建支援カウンセリング>

「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動(ギャンブルや買い物癖)が治らない」といったケースには多重債務の再発防止を目的とした支援を行う。

②苦情

貸金業務等のトラブルに関して、資金需要者等(申立人)から貸金業者(相手方)に対する不満足 of 表明があった場合は、苦情として受け付け解決を図る。必要に応じて、業務の是正や改善のための措置を求める。

なお、苦情が解決しない場合は、紛争解決手続きへの移行申立が可能。

③紛争

資金需要者等と貸金業者との間の紛争につき、貸金業相談・紛争解決センターの紛争解決委員(弁護士)が、専門性を活かしつつ中立公正な立場から当事者に資料の提出を求め、当事者への聴聞を実施し和解案を提示して和解による適切な解決を図る。

④貸付自粛

浪費癖や借り癖のある消費者が、貸金業者に対して貸付を求めた際、その貸付に応じないようにあらかじめ協会を通じて信用情報機関（株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シー）へ登録する制度。

イ. 相談対応・苦情処理・紛争解決手続きにおける受付件数は、「相談」が39,623件（前年対比-7.6%）、「苦情」が117件（同52.6%）、「紛争」は、前年と同じく7件を受理した。相談・苦情・紛争の総受付件数は、39,747件（同-7.9%）であった。

関連業務としての貸付自粛受付けは、登録が1,593件、撤回が555件、訂正が6件の計2,154件（同10.0%）に適切に対応した。

また、生活再建支援については、新規相談者111人を含め194人に対し1,035回のカウンセリングを面接及び電話にて実施した。

ロ. 各都道府県の主要な消費生活センターとの一層の連携強化及び認知度向上を目的とした訪問活動（対象数：145箇所、訪問延べ回数442回）を実施した。

また、平成24年9月19日、9月21日の両日、全国消費生活相談員協会、消費科学センター、主婦連合会等の12団体の方々にお集まりいただき「日本貸金業協会のさらなるとりくみ」と題する報告会を実施。平成23年度における日本貸金業協会の活動と貸金市場の状況・消費者への取組み状況等についての報告並びに当協会の今後の活動に活かすための意見交換を行った。

ハ. 消費生活センターとの一層の連携強化と今後の効果的な活動に資することを目的に、当協会に対する認知度調査及び協会・貸金業界への意見並びに消費者の生の声を収集すべく144か所の消費生活センターに対してアンケート調査を実施した。

ニ. 金融庁、財務局、消費者団体、自治体、消費生活センター、社会福祉協議会等からの要請に基づき、当該団体が消費生活相談員等の対応能力向上等を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、「カウンセリングを活用したアプローチ法の習得」、「多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリング」等をテーマとして、28団体866人に対する講演を行った。

また、社会福祉協議会からは、総合福祉資金等の償還率向上を視野に入れた家計管理支援の方法等をテーマとして講演依頼を受け対応した。

(3) 協会員に対する監査の実施

当協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会員の法令若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を定款に基づき実施している。

協会の監査には一般監査と特別監査があり、一般監査は、協会員の営業所に訪問して帳簿等を監査する「実地監査」と協会員に対して報告を求めた書類等に基づいて監査する「書類監査」がある。特別監査は、法令・諸規則に抵触するおそれのある苦情が多数寄せられた協会員、監督官庁からの要請があった協会員及び実態把握が必要と認められた協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の監査等で改善報告を求めた協会員に対して原則として実地監査により点検を行う「フォローアップ監査」がある。

平成24年度は、実地監査と書類監査の相互補完により効率的な監査に配意しつつ、協会員の規模・特性等に応じた監査手法、監査項目の選択を行うなど監査対象協会員に適合した監査を実施した。

①実地監査

実地監査については、102協会員に対して実施した。このうち一般監査は、96協会員に対して実施し、特別監査は、書類監査のフォローアップ監査として書類監査報告書で評価が低かった6協会員に対して実施した。

実地監査の結果、指摘事項があった協会員39協会員、指摘件数103件について、改善指導等を行った。

②書類監査

書類監査については、平成24年12月末現在の全協会員1,332協会員を対象に、業務実態に即した書類監査を平成25年1月から2月にかけて実施した。

監査結果については、平成25年6月に協会員あてに通知するとともに、法令等に抵触するおそれの指摘があった協会員128会員、指摘件数311件について、改善指導等を行った。

③行政との連携

協会が自主規制機関としての機能を発揮するためには、行政庁等との連携が不可欠である。このため、「貸金業者向けの総合的監督指針」に基づき、監督当局との連携強化に努めているところである。

具体的には、実地監査に併せた登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問による情報交換を行ったほか、登録行政庁への監査結果等の情報提供に加え、行政庁主催の会議への出席や研修への講師派遣等、協会の監査業務等について説明を行った。

④貸金業法完全施行後の貸金業の実態把握

改正貸金業法の完全施行が貸金業の全般にどのような影響を与えたかについて、その実態を把握することを目的として平成22年度の実地監査から経営者に直接ヒアリングを実施してきた。

平成24年度までの実施監査実施先247協会員に対し実施しており、その詳細分析は、各論I-3-5に記載しているが9割を超える協会員で「完全施行の影響があった」としている。

2. 貸金戦略部門の取り組み

(1)積極的な広報の実施

- ①貸金業界全体が健全化している実態を広く社会に伝え、安心して利用できる貸金業者の目印として、協会のシンボルマーク「ゆずり葉」のブランドイメージを上げることにより、業界全体の社会的評価、信認の更なる向上に努めた。
- ②貸金業界を取巻く社会全体を視野に入れ、貸金業界や協会に対して理解と支援を得られるよう、協会ホームページ、協会報等により効果的な情報発信を行うとともに、消費者団体、消費生活センター及び行政機関等への訪問等による公聴活動等リレーション強化を図った。

(2)資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

- ①協会ホームページを活用した協会員向け情報や消費者向けに生活再建支援や家計管理診断支援等に関する情報等の発信を効果的に行った。
- ②一般消費者、消費者団体、大学、高等学校向けに出前講座等を積極的に実施したほか、資金需要者に対して、啓発ツールを行政窓口・消費生活センター・協会員店舗等への設置・配布を通じての理解促進を図った。

(3)貸金業界ならびに資金需要者の現状等に係る調査研究の実施

- ①貸金業が担う社会的役割及び資金供給機能の検証、対応すべき課題の抽出と課題解決のために必要な施策の検討等に資する調査研究を行った。
- ②自主規制機関としての位置付け等に鑑み、貸金業界の統計資料として中立・公正性の確保と連続性の観点で調査研究を行った。

(4)研修・講演会の実施及び教材の制作

- ①貸金業界のコンプライアンス向上に資するテーマにより、貸金業者を対象とした業務研修会を全国10地区において、地区協議会と併せた効果的な研修会を実施した。
- ②貸金業者向けに法令遵守や顧客対応等、内部管理態勢の整備について解説したDVDの教材を、財務省関東財務局の制作協力、東京都産業労働局金融部貸金業対策課との共同制作により制作した。

3. 主任者資格部門の取り組み

(1) 資格試験の実施

① 全国17試験地（21会場）において平成24年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

② 試験の結果

試験日	平成24年11月18日（日）
受験申込者数	11,520人
受験者数	10,088人
受験率	87.6%
合格者数	2,599人
合格率	25.8%
合格発表日	平成25年1月11日（金）

(2) 登録講習事務の実施

① 平成24年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、平成21年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として56回の登録講習を実施した。

② 講習の実施及び結果

受講申込者数	22,930人
受講者数	22,305人
受講率	97.3%
修了者数	22,302人

③ 受講者アンケートの実施

主任者活動の実態把握及び支援策の検討のため、受講者アンケートを実施（講習開始時に配布、終了時に回収）し、20,930人から回答を得た（回収率93.8%）。

(3) 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
（平成24年4月1日から平成25年3月31日）

申請書類受付件数	21,419件
登録完了通知発送件数	1,697件
登録更新完了通知発送件数	16,127件
登録の変更・取消し・抹消件数	12,369件
平成25年3月31日現在登録主任者数	32,988人

4. 総務部門の取り組み

(1) 協会員数の推移 (平成24年4月～25年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	3	2	6	6	3	4	2	4	3	6	4	2	45
退会	△8	△3	△5	△2	△1	△2	△3	△6	△4	△2	△3	△8	△47
廃業	△14	△9	△5	△8	△4	△6	△11	△4	△3	△6	△2	△6	△78
不更新	△1	△2	0	△1	0	△1	△1	△2	△2	△1	△1	△1	△13
登録取消	0	0	0	0	0	0	△3	0	0	0	0	0	△3
除名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△2	△2
承継・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月末協会員数	1,390	1,378	1,374	1,369	1,367	1,362	1,346	1,338	1,332	1,329	1,327	1,312	
協会加入率	59.7%	59.5%	59.4%	59.5%	59.6%	59.7%	59.6%	59.3%	59.0%	59.2%	59.2%	59.2%	

(2) 協会加入促進

- ① 協会内に「入会促進PT」を組成し、本部、支部連携の下、組織的に入会促進を実施した。
推進にあたってはPTメンバーと協力の上、推進策を策定し、会員部が入会促進の主たる部署として主要施策をロードマップに落とし込み、全国の進捗管理をしながら推進した。
- ② PTメンバーと全国の都道府県支部職員がほぼ全ての未加入貸金業者（900業者以上）を直接訪問し、入会折衝を行った。訪問折衝結果について取りまとめを行い、未加入業者の実態分析と検討課題の抽出により今後の入会促進策の再策定を実施した。
- ③ 金融庁にも、ノンバンク担当課長会議等を通じて貸金業者に対する態勢整備等で本協会を活用することや、協会加入の勧奨について協力を要請した。
- ④ 社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」を活用した入会促進を実施した。多くの未加入業者に支援制度を活用していただくように、支援制度について協会ホームページをはじめ、機関誌「特集JFSA（4、11月）」及び「貸金業相談・紛争解決センターだより（12、3月）」に掲載し、未加入業者に広報し、利用促進を図った。その結果、支援制度を利用して27業者が協会に加入した。
- ⑤ 東京都と連携し、東京都主催の「登録更新時研修会」（24/7月、9月、11月、25/2月）に参加し、協会業務及び協会員向けの支援・サービスと未加入業者向けの支援制度を説明し、入会促進を図った。
- ⑥ 貸金業者登録の更新を迎え更新準備に入る未加入業者に対して、ダイレクトメールにより協会の支援制度やサービスの案内を送付し、協会加入を促した。

(3) 行政協力事務関連

- ① 法改正の施行時にあわせ、協会員専用ホームページにおいて「貸金業登録申請書・届出書」や「事業報告書」「業務報告書」の様式と記載の手引きを掲載し、協会員の事務負担軽減及び周知を図った。
- ② 行政協力事務に関する業務の効率化と平準化のため、行政庁ごとの「行政協力事務における提出書類の確認表」を作成し、授受の明確化を図った。
- ③ 法改正に伴い、平成25年度の行政協力事務における協定書を47都道府県と再締結した。
- ④ 貸金業の登録申請・更新・変更等の申請書類受付事務を財務局や各都道府県から委託を受け、業務処理を実施している。

行政協力事務別の受付件数

対応している主な行政協力事務	受付件数(※)
新規登録申請、登録更新申請の受付事務	490件
登録換え、所管変更届出の受付事務	11件
変更届出の受付事務	3,782件
廃業等届出の受付事務	125件
貸金業を開始または、休止したときに要する届出書類等の各種届出の受付事務	128件
事業報告書の受付事務	1,809件
業務報告書の受付事務	1,873件
残貸付債権の状況等に係る報告書の受付事務	143件
債権譲渡に関する届出の受付事務	425件
第三者への業務委託等の届出の受付事務	198件
協会加入・脱退の届出の受付事務	67件
その他の受付事務	9件
合計	9,060件

(注) 平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)の受付件数。

(4)規則の改正

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)の一部改正に伴い、貸金業法第6条第1項第5号の引用条文が改正されたので、「行政協力事務」の運用を定めた「行政協力事務規則」の一部を改正した。

(5)本部・支部職員を対象とした希望退職の募集の実施

業界規模の縮小、協会員の減少に合わせた協会規模の縮小が急務であることから、平成24年7月から8月において支部職員を、また、平成24年11月において本部職員を対象に希望退職の募集を行い、その結果18名の職員が退職した。

(6)本部組織の改正

協会員数や会費収入の減少等、協会を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、平成25年度の本部組織改正に向けた部門の統廃合、事務分掌の見直し及びこれに伴う諸規則の改正等の諸準備を行った。

(7)支部運営の合理化・効率化の推進

支部運営の合理化・効率化を図る観点から、支部規則に基づき、財務局所在地支部以外の9支部を「特例支部」(常時職員を配置しない支部)とした。これにより、支部体制は12拠点支部、35特例支部となった。

(8)内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

協会業務の整備及び運用状況を検証し、業務の有効性を評価することにより、内部管理態勢の定着と安定を図ることを目的として、本部8部署及び10都府県支部を対象に内部監査を実施した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のための研修を行うなど周知徹底を図った。

第2章 業務に関する事項

I. 自主規制部門

1 法令・諸規則等の遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等対応

(1)東日本大震災対応

貸金業法施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則において、東日本大震災を受けて定められたいわゆる「震災特例」に関し、平成24年3月末の経過により終了した旨を協会ウェブサイトで周知した。

(2)貸金業法施行規則等改正対応

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」に基づき改正された貸金業法施行規則について、施行日（平成24年7月9日）前及び後に改正内容等を協会ウェブサイトで周知した。

また、当該施行規則改正により、貸金業者が指定信用情報機関に提供する個人信用情報に運転経歴証明書の番号が追加されたことを踏まえ、平成24年8月2日運転経歴証明書の取扱い等に係る対応について協会ウェブサイトで周知した。

(3)犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正対応

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という。）の改正対応として、貸金業者が「取引を行う目的」「職業」「事業の内容」を確認するにあたり参考とすべき類型を策定し、協会ウェブサイトで周知した。

2. 業務研修会等の開催

協会の法令・諸規則等の遵守状況を踏まえ、協会が提供するコンプライアンス態勢整備の支援・推進のためのサービスや支援内容等について、下記のとおり、全国10箇所での業務研修会を開催した。

平成24年度業務研修会開催実績

地区	開催日	会場	テーマ
沖縄県	6月19日	パシフィックホテル沖縄（那覇市）	協会の自主規制機能について
東北	6月21日	ホテルメトロポリタン（仙台市）	〃
北海道	6月28日	ホテルポールスター札幌（札幌市）	〃
四国	7月3日	アルファあなぶきホール（高松市）	〃
中国	7月4日	ホテルセンチュリー21広島（広島市）	〃
九州	7月5日	ホテル福岡ガーデンパレス（福岡市）	〃
東海	7月10日	キャッスルプラザ（名古屋市）	〃
近畿	7月11日	大阪会館（大阪市）	〃
北陸	7月12日	ANAクラウンプラザホテル金沢（金沢市）	〃
関東	7月19日	東武ホテルレバント東京（墨田区）	〃

平成24年度の業務研修会より、各会場の出席者に対して、「研修内容について」と「今後の研修テーマについて」のアンケートを実施した。

「研修内容について」は、「貸金業界の更なる信頼性向上に向けて」については（表1）、「顧客相談・苦情対応の実務」については（表2）で、全体評価として、表1及び2のとおり、2～3割が「良かった」、6～7割が「普通」、「不満」は1割未満という結果であった。

〔表1〕研修テーマ：「貸金業界の更なる信頼性向上に向けて」

地区	良かった	普通	不満	無回答
東北	16 (28 %)	37 (65 %)	4 (7 %)	0 (0 %)
北海道	26 (37 %)	39 (55 %)	1 (1 %)	5 (7 %)
四国	9 (27 %)	21 (64 %)	2 (6 %)	1 (3 %)
中国	6 (14 %)	33 (75 %)	5 (11 %)	0 (0 %)
九州	20 (18 %)	80 (71 %)	12 (11 %)	0 (0 %)
東海	19 (24 %)	54 (68 %)	4 (5 %)	2 (3 %)
近畿	43 (26 %)	110 (66 %)	7 (4 %)	7 (4 %)
北陸	5 (23 %)	17 (77 %)	0 (0 %)	0 (0 %)
関東	63 (18 %)	238 (68 %)	46 (13 %)	4 (1 %)
沖縄	12 (40 %)	18 (60 %)	0 (0 %)	0 (0 %)
総計	219 (23 %)	647 (67 %)	81 (8 %)	19 (2 %)

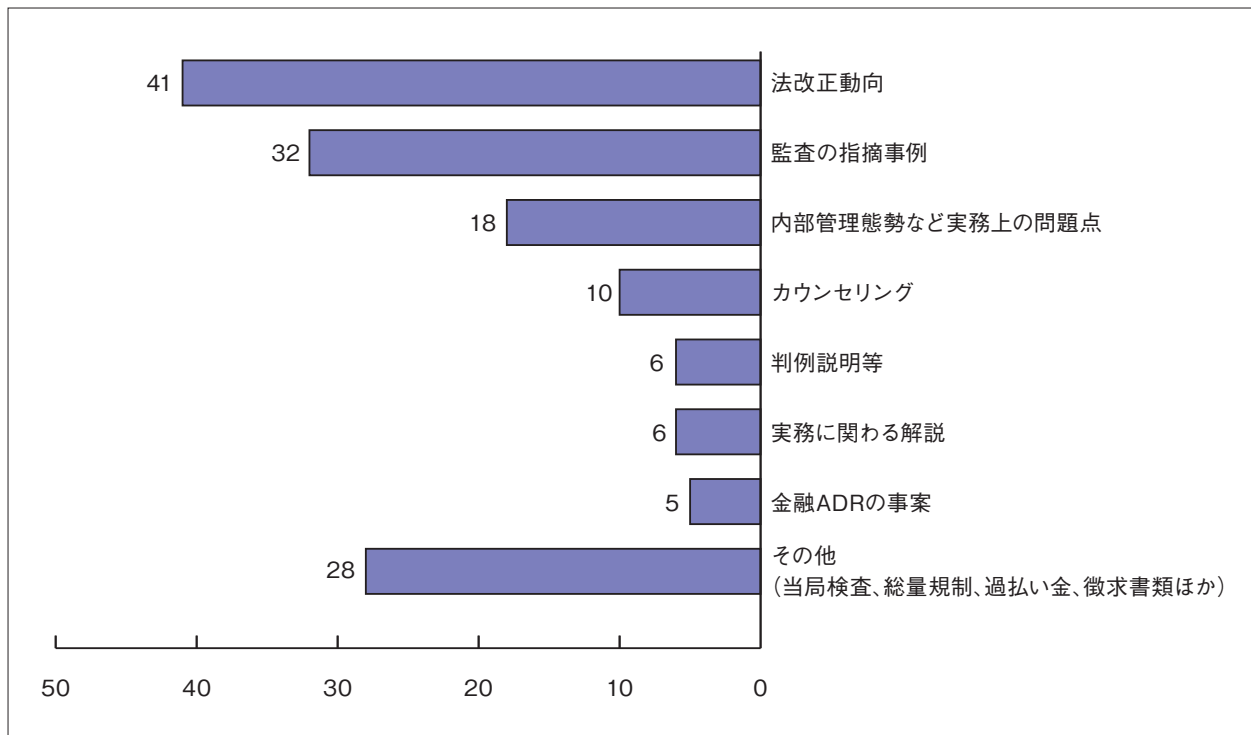
〔表2〕研修テーマ：「顧客相談・苦情対応の実務」

地区	良かった	普通	不満	無回答
東北	22 (39 %)	30 (52 %)	5 (9 %)	0 (0 %)
北海道	27 (38 %)	37 (52 %)	3 (4 %)	4 (6 %)
四国	14 (42 %)	18 (55 %)	1 (3 %)	0 (0 %)
中国	18 (41 %)	22 (50 %)	4 (9 %)	0 (0 %)
九州	43 (38 %)	64 (57 %)	2 (2 %)	3 (3 %)
東海	20 (25 %)	53 (67 %)	2 (3 %)	4 (5 %)
近畿	62 (37 %)	90 (54 %)	7 (4 %)	8 (5 %)
北陸	7 (32 %)	14 (64 %)	1 (4 %)	0 (0 %)
関東	102 (29 %)	220 (63 %)	23 (7 %)	6 (1 %)
沖縄	16 (53 %)	14 (47 %)	0 (1 %)	0 (0 %)
総計	331 (34 %)	562 (58 %)	48 (5 %)	25 (3 %)

また、「今後の研修テーマについて」は、表3のとおり、法改正動向、監査の指摘事例、実務上の問題点、カウンセリング（顧客対応の基本スキル）、判例説明等業務に関する多くの希望があった。

[表3] 主な希望研修テーマ集計表

(単位: 希望件数)



このアンケート結果を踏まえ、追加開催希望を受けて、同年11月に東北地区、九州地区において地区協議会業務研修会を追加開催した。



東北地区



九州地区

平成24年度地区協議会業務研修会開催実績

地区	開催日	会場	テーマ
東北	11月5日	仙台国際ホテル（仙台市）	①顧客対応の実務の向上について ②実地監査の概要と指摘事例について
九州	11月16日	ホテル福岡ガーデンパレス（福岡市）	//

テーマは、「顧客対応の実務の向上について」と「実地監査の概要と指摘事例について」以下の内容で実施した。

東北・九州両地区協議会研修会の概要

① 顧客対応の実務の向上について

顧客対応の基本スキル ～カウンセリング的アプローチ法～

カウンセリングとは、“相談者とカウンセラーとの適切なコミュニケーションを通じて相談者が抱える問題の解決を支援すること”をいう。協会の業務においては、“返済困難に陥り相談を寄せてきたお客様に対して、その原因や状況を適切に把握し、必要に応じた情報の提供と返済計画の作成などの支援が考えられる。

しかしながら、貸金業相談・紛争解決センターに寄せられたお客様からの苦情には「威圧的な態度で督促された」、「マニュアル的な対応でとりつく島がない（話を聞いてくれない）」、「初めから“滞納＝あなたが悪い”という扱いをされた」等があり、お客様の適切な支援という役割からかい離してしまっている様子が窺える。

研修では、お客様への適切な支援方法についてカウンセリング的アプローチの観点から以下のとおり提案した。

(1)対応上の留意点

- ①相談してきたお客様の不安感情を理解する
- ②債権者・債務者の関係性だけを前面に出さない
- ③理屈での説得よりも感情的な納得を得ることが必要
- ④多重債務者（延滞者）というレッテルをはらない

(2)カウンセリング的アプローチ法（骨子）

対応上の留意点を確実に実行するためには、担当者には、お客様の心情に寄り添い適切な信頼関係の構築を通じて、お客様が安心して相談できる環境を整えるために以下の「カウンセラーとしての基本姿勢」、「スキル」の習得が求められる。

①カウンセラー（担当者）としての基本姿勢

- ・無条件の肯定的配慮（受容）
相手（お客様）を一人の独立した人間として無条件に認め、相手を感じたり、経験したり訴えていることを良い・悪い・正しい・誤っているなどと評価せずに受け入れること
- ・共感的理解
相手の身になり、相手を感じているのと同じように理解すること

②カウンセリングスキル

基本スキルには、「傾聴」、「繰り返し」、「感情の明確化」、「支持」、「質問」、「要約」等があるが、これらを駆使することで、さらに効果的な対応ができる。

(3)まとめ

カウンセリング的アプローチを業務に取り入れることで、担当者は、返済困難等の問題を抱え相談を寄せてきたお客様に対して、その解決に向けた情報を提供するとともに、お客様を心理的側面から支援することができるようになるが、それらの対応は、お客様の利益の保護に直結するとともに、貸し手（協会員）にとっては、債権保全や顧客離れの防止に繋がることになる。

② 実地監査の概要と指摘事例について

(1) 実地監査の概要

実地監査の実施に際して、協会員が監査実施通知を受領してから、監査結果通知が届くまでの監査の流れを説明した。

- ① 監査が開始される3週間ほど前に、監査期間、対象店舗、監査員名等が記載された「監査実施通知」と「事前準備依頼」、「事前確認の質問書」、「経営者質問」等が送付される。
- ② 「事前確認の質問書」、「経営者質問」に回答を記入したうえで、「契約書類一式（ひな形）」、「組織図」等とともに、事前確認の質問書に記載された期日までに返送する。
- ③ 監査で点検する帳票等が「事前準備依頼」に記載してあるので、社内で使用している帳票等を監査開始日までに準備する。
- ④ 監査員が事務所を訪問し、事前準備していただいた帳票等を点検し、不備があれば内容を説明のうえ、改善方法を指導する。監査最終日には、点検結果を代表者・経営陣・主任者等に説明する。
- ⑤ 監査結果を全従業員に周知し、不備を指摘された事項に対しては改善を実施する。
- ⑥ 監査終了後2か月以内に、監査結果通知が代表者宛に郵送される。
- ⑦ 法令等違反の指摘事項があれば「法令等違反に係る届出書」を提出する。

(2) 指摘事例と改善策

平成23年度と24年度上期で指摘件数の多かった下記の指摘事項等について、指摘の内容とその改善策・再発防止策について説明した。

- ① 貸金業法第16条の2：事前説明書の未交付、記入漏れ
- ② 貸金業法第17条：契約書の記入漏れ
- ③ 貸金業法第19条：取立交渉記録の記入漏れ
- ④ 貸金業法第12条の3：貸金業務取扱主任者が機能していない
- ⑤ 自主規制第11条：社内態勢の未整備（内部監査、業務検証を適切に実施していない）他

(3) 口頭指導事案

指摘事項ではないが、改善することが望ましいとして口頭指導した下記の事案等について説明した。

- ① 研修記録の作成保管漏れ
- ② 指定紛争解決機関、指定信用情報機関、個人情報保護宣言等の公表漏れ
- ③ 契約書に反社会的勢力の排除条項を規定していない 他

(4) 処分、措置

協会員から「法令等違反に係る届出書」が提出されると、規律審査部の審査のうえ「規律委員会」、「自主規制会議」、「理事会」での審議により、処分・措置が決定される。

平成20年度から23年度の4年間で241協会員の実地監査を行い、そのうち11協会員に対して行った処分・措置の内容を説明した。

3. コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

(1) 学習支援プログラム「JFSA-Learning」の提供

貸金業法等が求める貸金業者のコンプライアンス態勢を確立し、貸金業関係法令等に基づく適正な業務の遂行を確保するべく、協会の従業員を対象とした学習支援プログラム「JFSA-Learning」による研修・指導を実施した。

平成24年度における受講対象は、(1)新規入会協会員、(2)法令等違反届・監査結果等から指導が必要と判断された協会員としている。

学習支援プログラム「JFSA-Learning」

法令遵守の観点から、協会が必要と判断した協会員に無償提供するe-ラーニング機能（インターネットを活用した教育システム）を活用した学習システムであって、協会の従業員への貸金業法に基づく指導をサポートする学習支援プログラム。

テキストと、テキストを基に作成された理解度テストの二つから構成され、理解度テストに解答することで学習の理解度が測定できる。

平成24年度学習支援プログラム「JFSA-Learning」実施結果

【合計】

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	196社/2,319名	155社(79.1%)/1,250名	109社(70.3%)/727名	1,133名

【内訳】

《新規入会協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	60社/356名	43社(71.7%)/284名	21社(48.8%)/57名	235名

《指導対象協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	136社/1,963名	112社(82.4%)/966名	88社(78.6%)/670名	898名

(2) 法令・判例等検索システムの提供

協会員の要望に応じて平成23年7月より、協会員に対して、法令・判例等に照らした業務の適切性、適正性確保のインフラ整備のためのツールとして「法令・判例等検索システム」を、協会員専用サイトにおいて無償提供している。

「法令・判例等検索システム」は単に法令と判例のデータベースではなく、協会独自のカスタマイズとして、行政・協会の処分事例、協会の各種規定及び行政のパブリックコメントを収録しており、また、平成24年4月にバージョンアップを実施し、収録データの充実を図っている。

バージョンアップの主な内容

収録データ	
法 令	約120法令 → 約10,000法令にUP
判 例	約19万件 → 約21万件にUP
更新頻度	2ヶ月に1回 → 月2回

4. 問合せ等に対する指導の実施及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

(1) 電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に対応している。

協会員からの各種問合せ件数

(単位: 件)

分類 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
社内規程等	1,413	152	541	1,518	217
広告勧誘等	1,239	1,457	1,411	840	565
法令等解釈	3,055	4,249	5,470	1,607	1,679
書式類関係	390	296	734	220	208
ID/パスワード	60	5	0	0	—
JFSA-Learning 関係	—	—	—	—	316
その他	513	476	942	244	488
計	6,670	6,635	9,098	4,429	3,157
(月平均)	556	553	758	369	263

平成24年度は、総問合せ件数3,157件（前年度比1,272件減）となり、減少トレンドにあることが窺える。分類項目に目を向けると、平成23年度に実施した協会員の社内規則の全量点検がほぼ終了したことを受け「社内規程等」が217件（前年度比1,301件減）となり、平成24年度から開始したJFSA-Learningに係る問合せ等が、「JFSA-Learning 関係」として分類項目に新たに設けられ316件の問合せがあった。

また、総問合せ件数は減少しているものの「法令等解釈」は1,679件（前年度比72件増）と微増している。これは、主に前記「法令改正等対応」に係る法令の改正内容に関するものや当該改正内容を踏まえた当協会の諸対応に関するものとなっている。

なお、代表的な問合せ内容については、FAQ等として協会ウェブサイトに掲載する他、機関紙にコンプラレポート等として掲載している。

(2) 業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下、「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式を協会ウェブサイトにも掲載している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にウェブサイトに掲載している。

なお、これらの業務用書式等については、前記平成24年度の法令改正等対応の一環として、必要に応じ改正内容に即した内容とするため適宜改訂を実施した。

業務用書式及び法定交付書類等のひな型一覧

	書式名	根拠法令等
1	※借入申込書（顧客カード）	監督指針Ⅱ-2-12-1(1)①口
2	従業者証明書	法12条の4第1項
3	従業者名簿	法12条の4第2項
4	貸付条件表	法14条
5	○貸付契約事前説明書	法16条の2第1項
6	※連帯保証契約概要説明書	法16条の2第3項
7	○※連帯保証契約詳細説明書	法16条の2第3項
8	※連帯保証契約詳細説明書補足説明書	法16条の2第3項
9	○※借用証書	法17条第1項
10	○※連帯保証契約書	法17条第3項
11	※領収書	法18条
12	特定公正証書作成事前説明書	法20条第3項
13	債権譲渡通知書（譲渡人が譲受人に対し交付する通知）	法24条第1項
14	借入計画書（事業資金／つなぎ融資／創業資金）	施行規則10条の23第2項第4号
15	交渉経過記録簿（法19条帳簿の一部）	施行規則16条第1項第7号
16	個人情報取扱同意書（CIC社申込書用）	法41条の36第1項
17	個人情報取扱同意書（CIC社契約書用）	法41条の36第2項
18	※個人情報取扱同意書（JICC社申込書用）	法41条の36第1項
19	※個人情報取扱同意書（JICC社契約書用）	法41条の36第2項

（注）○印があるひな型については、協会員以外の方も協会ホームページで確認が可能。
 ※印があるひな型については、協会員向けの業務用書式として協会拠点支部等にて販売。
 書式名に下線が引いてある書式は、平成24年度に改訂を実施。

5. 出稿広告の審査・支援・指導

(1) 広告出稿審査の年度別実施状況

協会員の重要な営業活動である広告が、かつて誇大広告や多重債務者への引き金となる等問題視されたこと等を踏まえ、資金需要者等による業者及び商品選択にきわめて大きな影響を与えることから、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、平成20年8月の新聞・雑誌より順次テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施しており、また、広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を平成20年10月から実施している。

広告出稿審査の新規申請件数

（単位：件）

媒体（審査開始時期）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新聞・雑誌（平成20年8月より）	662	570	866	403	351
電話帳（平成21年8月より）	—	179	264	194	192
テレビ（平成20年9月より）	31	92	113	103	146
合計	693	841	1,243	700	689
初回承認率※	63.6%	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%

（注）初回承認率（初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合）は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度は4媒体平均94.5%となり、自主規制ルールが浸透してきている。

(2) 広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、平成20年10月から実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を平成20年4月から実施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数に占める割合)

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2% (666/3,872)	—	2件 (—)
平成21年度	1.3% (192/14,322)	—	4件 (0.09%)
平成22年度	0.9% (211/23,595)	13.9% (132/948)	1件 (0.03%)
平成23年度	0.45% (86/19,304)	1.6% (17/1,053)	2件 (0.05%)
平成24年度	0.04% (6/16,755)	0% (0/800)	4件 (0.11%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を行った結果、平成24年度の未承認広告の割合は、新聞で0.04%、電話帳は0となり、平成24年度末時点の協会員の広告の99.9%は適正な広告が出稿されており、広告出稿状況は大幅に健全化している。

また、広告出稿審査の対象外である広告媒体(ホームページ、チラシ等)についてもモニタリングや協会員からの確認依頼に対応するなどして適正な広告出稿の支援をしている。

(3) 出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、広告関係団体等と連携した活動を実施しており、平成24年度の主な活動実績としては、公益社団法人日本広告審査機構(JARO)、一般社団法人日本民間放送連盟、ヤフー株式会社等との意見交換等を行っている。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について監督官庁へ情報提供を行い、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を実施している。

6. 法令等違反届出状況と措置状況

(1) 法令等違反に係る届出の状況

当協会は、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、行政当局による立入検査、当協会の实地監査、協会員自らによる社内調査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。協会発足(平成19年12月)から平成25年3月末までに提出された法令等違反届出事案は、延べ2,332件となっている。

この法令等違反届出事案は、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行に伴う新たな行為規制の導入等を要因に、平成22年度以降、届出件数が増加の傾向となっている。

平成24年度は、665件の法令等違反届出があり、法令等違反の内容としては、指定信用情報機関への情報登録、総量規制に対応した返済能力調査、契約の相手方になろうとする者に対する事前交付書面、利息の制限額を超える契約に関する法令等違反が主なもので、この4つの項目で届出全体の半数を超えており、平成24年度においては、改正貸金業法の完全施行に伴い導入された行為規制に係る法令等違反が顕著なものとなっている。

また、平成24年度の法令等違反届出件数は、前年度から251件の大幅な増加となっているが、このうち、指定信用情報機関への信用情報登録関連の届出が142件の増加、総量規制に係る返済能力調査関連の届出が56件の増加となっている。

法令等違反届出事案数（該当条文別一覧表）

（単位：事案数）

該当条文等	年度	平成19・20 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
8条（変更の届出）		59	63	161	82	65	430
12条の2（業務運営に関する措置）		1	2	3	14	11	31
12条の3（貸金業務取扱主任者）		6	6	11	2	3	28
12条の6（禁止行為）		6	5	8	0	1	20
12条の8（利息、保証料等に係る制限等）		0	0	2	2	16	20
13条、13条の2、3、4（返済能力の調査等）		3	0	90	53	109	255
14条（貸付条件等の揭示）		5	6	34	12	9	66
15条（貸付条件等の広告等）		5	8	27	9	17	66
16条の2（（保証）契約締結前の書面の交付）		3	6	35	38	47	129
17条（契約締結時の書面の交付）		22	23	69	48	51	213
18条（受取証書の交付）		11	14	30	9	23	87
19条（帳簿の備付け）		26	8	48	13	18	113
19条の2（帳簿の閲覧）		5	0	2	1	6	14
21条（取立て行為の規制）		23	7	36	13	22	101
22条（債権証書の返還）		5	4	15	2	10	36
24条（債権譲渡等の規制）		2	2	14	5	3	26
41条の35,36,37,38（個人信用情報の提供等）		0	0	9	44	186	239
出資法5条2項（高金利の処罰）		13	3	6	1	1	24
自主規制基本規則		44	34	66	32	19	195
その他（注）		43	34	80	34	48	239
合計（協会員数）		282 (164)	225 (132)	746 (320)	414 (198)	665 (254)	2,332

(2)「法令等違反届出事案等にかかる措置基準」の施行

会員から提出された「法令等違反に係る届出書」は、「規律委員会」において個別事案ごとに審議が行われるが、同委員会への付議に際しては、あらかじめ事務局において措置案を作成しているところ、平成24年4月1日からは同委員会の承認を受けて適用を開始した「法令等違反届出事案等にかかる措置基準」に基づいて、措置の種類及び内容を盛り込んだ事務局案を作成のうえ、同委員会に提案を行っている。

「法令等違反届出事案等にかかる措置基準」の概要は次のとおりである。

①措置基準の位置付け

- ・本基準はあくまでも事務方の措置案作成の際の目安

②措置の適用

- ・定款第21条に規定する処分、定款第22条に規定する勧告、定款第5条に規定する文書注意について、それぞれの処分・措置の内容を明記
- ・「措置不要」と「措置対象外」を明記

「措置不要」は、違反内容が軽微であり、是正改善が完了し、再発防止が見込まれる場合

「措置対象外」は、協会入会前の事案あるいは貸金の業務に関するものではない場合

③措置の量定基準

- ・貸金業法等について、行政処分あるいは罰則が課せられる条文に合わせて、協会の措置内容を列挙
- ・当該違反行為の重大性・悪質性あるいは背景となった経営管理態勢等など、措置案の作成に当たって考慮すべき事項を列挙

④措置の特例

- ・「規律委員会」への付議を省略できる事案を明記

⑤措置の終了

- ・会員権停止期間終了時の手続き

⑥施行日

- ・平成24年4月1日より施行
(平成24年3月15日平成23年度第9回規律委員会にて承認)

(3)協会員に対する措置の状況

協会員から提出のあった「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づき、自主規制会議の諮問機関として、自主規制会議委員3名と学識経験者4名の計7名で構成された「規律委員会」において個別事案ごとに審議され、処分を相当とする事案については、自主規制会議等を経て処分が決定されている。

平成24年度においては、計11回の「規律委員会」が開催され、審議が行われた結果、処分等の措置が相当とされたのは、定款第21条に規定する処分が4会員（会員権停止2会員、譴責2会員）、定款第22条に規定する勧告が1会員及び定款第5条の文書注意が10会員であり、これらのうち定款第21条に基づく処分及び定款第22条に基づく勧告事案については、その後の自主規制会議において、規律委員会の答申どおりの処分等が決定されている。

なお、平成24年度の処分等の措置を行なった会員は、前年度の12会員から15会員に3会員の増加となっているが、このうち文書注意の会員が前年度の6会員から4会員増加して10会員となっている。

処分等状況一覧表

(単位:会員数)

		除名	会員権停止 (勧告併科)	譴責 (勧告併科)	勧告 (単独)	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
合計	法令等違反	3	13	5	8	39	68
	書類監査	8	137	27	27	55	254
	計	11	150	32	35	94	322

7. 個人情報の漏えい等に係る報告事案

平成23年度上期（平成23年4月～同年9月）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こしたもの			
		従業員	委託先配送者	配送者以外の委託先	その他
① 配送等の誤配	537	384※1	146	7	0
② FAX誤送信	15	14	0	1	0
③ メール誤送信	13	13	0	0	0
④ 誤手交	0	0	0	0	0
⑤ 口頭漏えい	4	4	0	0	0
⑥ 誤廃棄	12	10	0	2	0
⑦ 紛失	27	15	3	3	6
⑧ 信用情報機関の誤登録	0	0	0	0	0
⑨ 盗難	1	0	1	0	0
⑩ 不正アクセス	1	0	0	0	1
⑪ その他	35	5	6	19	5
合計	645	445	156	32	12

※1 384件のうち、307件が顧客からの住所変更等の届出なしが発生原因となっている。

平成23年度下期（平成23年10月～平成24年3月）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こしたもの			
		従業員	委託先配送者	配送者以外の委託先	その他
① 配送等の誤配	452	273※2	171	7	1
② FAX誤送信	9	8	0	1	0
③ メール誤送信	39	39	0	0	0
④ 誤手交	7	7	0	0	0
⑤ 口頭漏えい	3	3	0	0	0
⑥ 誤廃棄	13	12	0	1	0
⑦ 紛失	14	5	1	3	5
⑧ 信用情報機関の誤登録	0	0	0	0	0
⑨ 盗難	2	0	0	2	0
⑩ 不正アクセス	1	0	0	0	1
⑪ その他	32	6	1	15	10
合計	572	353	173	29	17

※2 273件のうち、214件が顧客からの住所変更等の届出なしが発生原因となっている。

2 相談・苦情・紛争解決対応

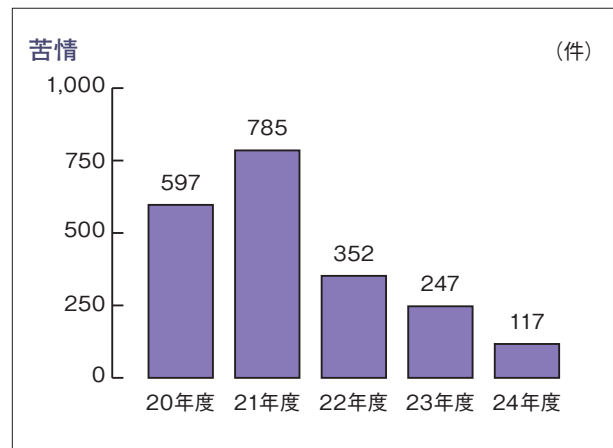
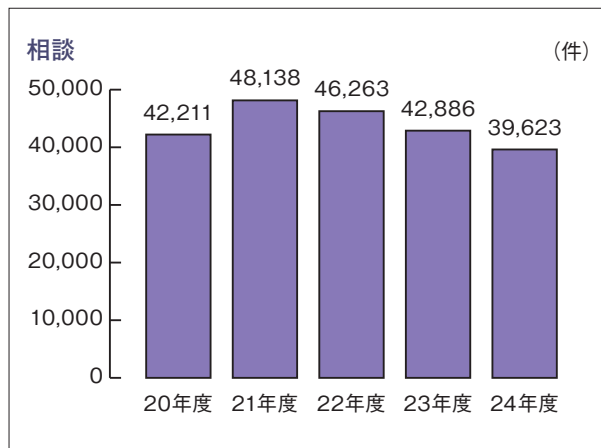
1. 概況

(1) 総アクセス数

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）における相談、苦情の受付件数は、「相談」が39,623件、「苦情」が117件であり、相談・苦情の小計は、39,740件であった。また、「紛争」は7件を受理し、「相談・苦情・紛争」の総アクセス数は39,747件である。

「相談」・「苦情」におけるアクセス方法別では、電話による受け付けが39,453件（99.3%）、東京本部の貸金業相談・紛争解決センターや都道府県支部相談窓口への来協による受け付けが226件（0.6%）、文書等によるものが61件（0.1%）であった。

総アクセス数の年次別推移では、平成21年度において前年対比+6,115件（+14.3%）の増加が見られたものの、平成22年度は前年対比-2,303件（-4.7%）、平成23年度は前年対比-3,480件（-7.5%）、平成24年度は前年対比-3,393件（-7.9%）と連続してゆるやかな減少傾向となった。



(2) アクセス者の属性（相談・苦情）

「相談」・「苦情」のアクセス者の男女別分類では、「男性」が19,195人（48.3%）、「女性」が20,383人（51.3%）、不明が162人（0.4%）であった。また、アクセス者を「債務を抱えた本人」と「本人以外（配偶者・親族等）」に分類すると、「債務者本人」が、31,771人（79.9%）、「親族」が3,577人（9.0%）、「配偶者」が2,001人（5.0%）、友人や会社上司などの「私的第三者」が562人（1.4%）等であった。

2. 相談

(1) 受付件数

「相談」として対応した件数は39,623件であり、月間の平均件数は3,301件であった。平成23年度との比較では、年間-3,263件（-7.6%）と減少になっている。

(2) 相談内容

相談内容別では、貸金業に連絡を取りたいが電話が繋がらない等の「業者の連絡先」が14,208件（35.9%）と最も多く、次いで契約内容に関して確認したい等とする「契約内容」が6,730件（17.0%）、貸付自粛制度に関する相談の「貸付自粛依頼・撤回」が4,564件（11.5%）、融資先を紹介してほしいといった相談の「融資関連」が2,715件（6.9%）、財務局及び知事登録の有無を確認したいとする「登録業者確認」が2,010件（5.1%）、多重債務等により返済に支障をきたしたことによる相談の「返済困難」が1,268件（3.2%）等であった。

相談内容別推移

(単位:件)

相談内容	平成23年度	平成24年度												年度計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		前年対比増減率
業者の連絡先	11,920	1,037	1,165	1,094	1,074	1,122	1,013	1,222	1,301	1,290	1,235	1,235	1,420	14,208	+19.2%
契約内容	7,332	641	696	615	554	525	365	476	621	633	567	518	519	6,730	-8.2%
貸付自粛依頼・撤回	4,668	400	420	366	349	406	334	448	388	295	402	401	355	4,564	-2.2%
登録業者確認	3,174	241	300	231	211	243	234	217	231	171	225	187	224	2,715	-14.5%
融資関連	3,438	213	243	178	191	195	177	215	150	78	110	121	139	2,010	-41.5%
返済困難	1,724	94	119	101	92	122	110	112	109	81	97	122	109	1,268	-26.5%
過払金	1,353	96	120	97	102	100	84	110	110	63	94	105	104	1,185	-12.4%
信用情報	1,638	102	99	88	82	98	78	79	73	73	66	85	54	977	-40.4%
ヤミ金融・違法業者被害なし	1,183	69	94	70	66	47	40	56	52	39	46	48	52	679	-42.6%
身分証明書等の紛失等	814	51	44	49	48	58	44	41	46	46	52	52	45	576	-29.2%
ヤミ金融・違法業者被害あり	790	52	48	56	48	33	47	48	32	34	37	40	59	534	-32.4%
返済義務	603	36	35	49	45	48	27	45	40	44	35	27	29	460	-23.7%
金利・計算方法	295	17	18	18	12	12	11	23	16	14	8	14	13	176	-40.3%
帳簿の開示	161	10	8	14	6	7	13	9	6	14	6	3	8	104	-35.4%
自己破産・調停・民事再生手続き	62	6	7	1	8	5	1	6	6	9	8	4	10	71	+14.5%
ダイレクトメール	60	6	2	7	6	3	7	4	2	6	1	2	4	50	-16.7%
保証人関係	71	6	3	2	6	2	6	6	1	3	5	2	2	44	-38.0%
手数料	43	6	2	2	0	7	1	1	2	3	1	1	7	33	-23.3%
その他	3,557	333	295	233	208	200	251	328	303	247	272	269	300	3,239	-8.9%
計	42,886	3,416	3,718	3,271	3,108	3,233	2,843	3,446	3,489	3,143	3,267	3,236	3,453	39,623	-7.6%

(3)対応結果

資金需要者等からの相談に対して助言や情報提供等による対応を行ったが、その内容は、「協会の指導による処理・是正・助言等」が24,923件(62.9%)、次いで「情報提供」が9,773件(24.7%)、「他機関への紹介」が4,101件(10.4%)等であった。

なお、「他機関への紹介(4,101件)」において案内した先は、個人信用情報の開示等に関する「信用情報機関」が1,516件(37.0%)と最も多く、次いで知事登録業者の監督官庁として案内した「都道府県」が604件(14.7%)、全般的な法律相談機関としての「法テラス」が497件(12.1%)、また主にヤミ金被害関連の相談先である「警察」が386件(9.4%)、債務整理等を担う機関としての「弁護士会・司法書士会」が281件(6.9%)等であった。

(4)生活再建支援(カウンセリング)

貸金業相談・紛争解決センターでは、多重・多額債務問題の抜本的解決に向け、家計改善による生活の立て直し及び買い物癖やギャンブル癖等により債務を抱えた相談者に対して、心理カウンセリングによる再発防止のための支援を行っている。本年度において、新規相談者111人(債務者本人:41人、親族・配偶者:70人)に対し、540回の面接相談及び電話相談(以下「面接等」という。)を実施した。また、前年度からの継続相談者83人(債務者本人:32人、親族・配偶者:51人)に対して495回の面接等を行った。

新規、継続を合わせた本年度の面接等の合計は、194人(債務者本人:73人、親族・配偶者:121人)で1,035回である。

なお、1,035回のうち来協(面接)による相談が229回(22.1%)、電話による相談が806回(77.9%)である。面接に要した時間合計は1,013時間、1回の平均面接等時間は約59分であった。

相談者の人数と面接回数

項目	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数
新規相談者	79人	393回	133人	834回	135人	694回	116人	530回	111人	540回
前年度からの継続相談者	—	—	47人	268回	63人	352回	63人	419回	83人	495回
合計	79人	393回	180人	1,102回	198人	1,046回	179人	949回	194人	1,035回

3. 苦情

(1)受付件数

「苦情」として処理した件数は、下表に示すとおり117件であり、月間の平均件数は9.8件であった。また、前年度との比較では、年間－130件（－52.6％）であった。

苦情件数は、平成21年度の785件をピークに、22年度352件、23年度247件と大きく減少し、本年度も117件と大幅な減少傾向にある。

117件のうち、電話による申立ては88件（75.2％）、次いで文書によるものが6件（5.1％）、相談・紛争解決センターや支部相談窓口への来協による申立てが3件（2.6％）、その他が20件（17.1％）であるが、ほとんどが行政窓口や日本クレジットカウンセリング協会等から紹介のあったものである。

なお、117件のうち、協会員に対するものが116件、非協会員に対するものが1件であった。登録行政庁の管轄別では、財務局登録業者が81件、都道府県知事登録業者が36件である。

(2)苦情内容

苦情内容別では、「契約内容」が30件（25.6％）「取立て行為」が25件（21.4％）、「帳簿の開示」が19件（16.2％）、「事務処理」が17件（14.5％）、「過払金」が9件（7.7％）、「個人情報」が8件（6.8％）、「融資関連」が5件（4.3％）、「広告・勧誘（詐称以外）」が2件（1.7％）であった。

苦情内容別推移

（単位：件）

苦情内容	平成23年度	平成24年度												年度計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		前年対比増減率
帳簿の開示	53	2	7	4	3	1	1	3	1	1	1	5	1	30	-43.4%
契約内容	46	4	3	1	4	3	3	0	1	0	1	2	3	25	-45.7%
取立て行為	54	2	0	5	3	2	2	2	1	1	0	1	0	19	-64.8%
事務処理	30	3	1	0	0	1	3	2	3	0	2	2	0	17	-43.3%
個人情報	19	3	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	9	-52.6%
過払金	19	0	0	0	0	2	2	3	1	0	0	0	0	8	-57.9%
融資関連	10	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	5	-50.0%
広告・勧誘（詐称以外）	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	-66.7%
過剰貸付け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
保証契約	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
金利	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
行政当局詐称・登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
その他	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	-60.0%
合計	247	15	14	10	10	9	12	12	11	5	4	10	5	117	-52.6%

(3)処理結果

協会に寄せられた苦情117件に対して事実確認等を行い、中立公正な対応を行った結果、「協会による処理・是正・助言等」による解決が111件と全体の94.9%であった。以下、「その他」が3件（申立人による苦情手続拒絶）、平成25年3月末現在における継続中の事案は2件である。

4. 紛争

(1)手続実施基本契約の締結状況

当協会は、平成22年9月15日、金融庁長官より指定紛争解決機関として指定を受け、同年10月1日に紛争解決等業務を開始し2年半が経過した。なお、貸金業法第12条の2の2により、貸金業者は、指定紛争解決機関との間で、手続実施基本契約を締結しなければならない。協会は、平成22年10月1日からすべての登録貸金業者と手続実施基本契約の締結をしている。平成25年3月末現在の全登録貸金業者は、金融庁公表ベースで協会員が1,312社、非協会員が905社、合計2,217社となっており、うち契約締結貸金業者は2,211社で、契約率は99.7%である。契約未締結の業者6社は、新規登録業者及び廃業予定業者である。

(2)紛争解決手続の受理状況

本年度における紛争事案の受理件数（新受件数）は7件であり、平成23年度の紛争事案未済件数3件を加えると、当年度の係属事案は10件である。

新受事案の内容別では、「帳簿の開示」が1件、「契約内容」が1件、「過払金請求」が1件、「その他」が4件（損害賠償等請求2件、和解応諾請求1件、弁済条件確認請求1件）であった。

(3)紛争解決手続の対応状況

係属事案10件については、本年度において9件が紛争解決手続を終了した。終了事由は、「和解成立」が3件、「和解不成立」が2件、「取下げ」が4件であった。

事例1

類型	契約内容（融資枠確認請求）	受理日	平成23年10月
申立人	資金需要者（法人）	終了日	平成24年4月
相手方	貸金業者	聴聞回数	2回
紛争の概要	申立人は会社代表者であるが、個人として取引のある相手方から、会社名義に変更して取引するなら融資が300万円まで可能との勧誘を受け、個人から法人に切り替えて契約した後200万円を借り入れ、その借入明細には300万円の利用限度額が記載されていた。その後、申立人が限度枠内の100万円の追加借入の手続きをしたところ、相手方から途上与信（法律に基づく契約中における信用情報を利用した調査）により融資できないと拒否されたが、融資について途上与信があるということは聞いておらず、融資枠の確認を求めたい。		
紛争解決の状況	【終了：和解の見込みなし】 相手方は、申立人に対し追加融資を行わなかった理由として、信用情報機関に登録された申立人の信用情報による旨を述べたため、申立人が同個人信用情報につき確認することとなったが、協会からの再三の連絡に対して、申立人は何ら対応せず、受理後180日を経過したことから、規則により和解の見込みなしとして終了した。		

事例2

類型	和解案応諾請求	受理日	平成24年3月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年6月
相手方	貸金業者	聴聞回数	1回
紛争の概要	申立人代理人弁護士が相手方に対する貸金債務につき利息制限法に基づき引き直し計算した上、相手方に対し、「東京三弁護士会統一基準」等に基づき、引き直し計算後の元金の一括弁済という和解案を提示したが、相手方は弁済日までの経過利息を求めた。上記の統一基準は多くの消費者金融に受け入れられ、特定調停や調停に代わる決定においても尊重され、規範的性格を有するものであるところ、相手方の対応はこれを反故にするものであるため、元金の一括弁済という条件での和解の成立を求める。		
紛争解決の状況	【和解成立】 紛争解決委員は、聴聞期日において、申立人の支払能力等を聴取した上、相手方が経過利息の支払いを求めていることを勘案し、双方に対し歩み寄りを求め、残元金に、双方の最後の交渉月までの経過利息の半額を加えた金員の一括払いを提示し、当事者双方はそれを受け入れ、和解成立となった。		

事例3

類型	債務不存在確認請求	受理日	平成23年10月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年10月
相手方	貸金業者	聴聞回数	5回
紛争の概要	申立外会社が相手方から数千万円の融資を受け、申立人はその連帯保証人兼物上保証人となり、さらに、相手方と同申立外会社との間で締結された、「相手方を貸主、同申立外会社を借主とするリース契約」につき、申立人は物上保証人となった。しかし、申立外会社はその後破産した。申立人は、相手方より、元金を弁済すれば遅延損害金等は免除するという申し出を受け、数千万円の元金を完済した。しかし、相手方は、上記の申し出をしたことを否定し、遅延損害金等の残金数千万円が残っていると主張しているため、この債務が存在しないことの確認を求める。		
紛争解決の状況	【和解成立】 紛争解決手続において、残存債務があることを申立人が認めたため、その弁済方法につき協議し、担保物件を売却して、その結果を見て和解金額を決めることとした。しかし、なかなか買受希望者が現れず、売却手続に相当の日数を要することが予想されたため、双方が納得のうえで担保物件の売却を続けること、および売却後、その結果を勘案して残債務額や清算方法を別途協議することを内容とする和解を成立させ、本件手続を終了した。		

事例4

類型	債務履行に係る和解応諾請求	受理日	平成24年7月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年11月
相手方	貸金業者	聴聞回数	2回
紛争の概要	申立人が相手方に対する債務の履行につき、相手方からの「和解等の申入れがある場合には、これに応ずる用意がある」との通知書面に基づいて和解の申入れを行ったところ、相手方は和解の協議を拒否して、残元金および弁済日までの利息を一括で支払うよう回答をしてきたので、申立人は、相手方に対し、上記書面に基づいて、申立人との和解の協議に応じることを求める。		
紛争解決の状況	【和解成立】 相手方が、和解協議に応ずることを受諾したため、残債務額、支払方法等につき紛争解決委員が和解案を提示し、当事者双方がこれを受諾した。		

5. 貸付自粛

各都道府県支部を窓口として、貸付自粛における「登録」、「撤回」、「訂正」の受付を行ったが、本年度の受理件数は、「登録」が1,593件、「撤回」が555件、「訂正」が6件、合計で2,154件であった。前年度と比較すると+195件（+10.0%）である。

なお、本年度5月より資金需要者等の利便性向上を目的として郵送による申立ての受付を開始し、855件（構成比39.7%）に対応した。

6. ヤミ金被害等に関する相談状況

平成24年度におけるヤミ金被害関連の相談は1,213件であり、相談全体の3.1%を占める。そのうち、「保証金をだまし取られた」、「勝手に振り込まれたあげく、脅迫的な取り立てにあっている」など、金銭的な実被害を被っていることによる相談「ヤミ金融・違法業者被害あり」が534件（44.0%）、「登録業者かどうか事前に確認したい」といった実被害を被る前段階での相談「ヤミ金融・違法業者被害なし」が679件（56.0%）であった。後者はヤミ金等による被害を水際で回避することができたケースである。

なお、平成20年度以降、受付件数（被害あり、被害なし）は、減少傾向が続いており、本年度は、平成20年度との比較で、約3分の1の件数となっている。

ヤミ金被害相談者1,213人への対処内容をみると、助言や情報提供を行う「協会の指導による処理・是正・助言等」が743件（61.3%）と最も多く、次いで「他機関の紹介」が382件（31.5%）等であった。

なお、他機関を案内した382人に対する案内先は、「警察」が338件であり、全体の88.5%を占める。それ以外では、「都道府県」が15件（3.9%）、「法テラス」が7件（1.8%）、「信用情報機関」が6件（1.6%）等であった。相談対応では、相談者の利益の保護を第一として振り込め詐欺救済法による対処について助言するとともに、債務の根本原因を聴きとることで、ヤミ金被害への対処後における生活再建支援カウンセリングに繋いでいる事案もある。なお、入手したヤミ金関連情報は、金融庁・財務局・警察当局へ定期的に報告することで今後の発生防止等に努めている。

7. 消費生活センターへのアンケート調査について（結果報告）

協会は、平成19年12月の設立以来、改正貸金業法の目的のひとつである資金需要者等の利益の保護を図るため、各地の消費生活センターにご協力いただき相互連携による相談機会の拡充に取り組んできたところであるが、平成24年7月に協会の今後の活動の参考とするため、当協会に対する認知度の調査及び消費者の生の声の収集並びに貸金業界に対するご意見をいただくべく全国の主な消費生活センター144か所を対象としてアンケート調査を実施した。主な調査項目は、消費生活センターにおける「多重債務関連相談の受付状況」、「自主規制機関としての協会の認知度」、「指定紛争解決機関（金融ADR）としての認知度」、「貸金業界に対する意見」とした。以下は142か所から回答を得た結果の概要である。

(1)消費生活センターにおける多重債務関連相談の受付状況

消費生活センターの平成23年度に受付けた相談受付全体に占める多重債務関連相談件数「フリーローン等貸金業務」の割合は、142か所の平均で7.7%であり、うち135か所（98.5%）が前年度と比較して平均で36.7%減少したと回答している。また、今後の推移予想では、「減少が予想される」が54.6%と半数を超え、「現状と変わらない」が18.4%、「わからない」が17.7%、「増加が予想される」が5.7%であった。

(2)自主規制機関としての協会の認知度

協会が「内閣総理大臣の認可を受けた貸金業界の自主規制機関であること」、「協会員（貸金業者）に対して監査を実施していること」、「監査結果に基づく処分を行っていること」、「貸金業務取扱主任者試験の実施主体であること」、「貸金業者が行う広告の事前審査を行っていること」については、「広告の事前審査の実施」を除く各項目について7割以上が「知っていた」と回答している。

(3)指定紛争解決機関（金融ADR）としての認知度

協会が貸金業界の指定紛争解決機関として相談対応・苦情処理・紛争解決手続き等の業務を行っていることの認知度では、「相談対応」、「苦情処理」、「紛争解決手続」について、それぞれ9割以上、「生活再建支援カウンセリング」、「貸付自粛」についても7割以上から『知っていた』という回答があった。一方、『知っていた』との回答の中で、実際に「相談者に協会の相談窓口を案内した」、「対応の引継ぎを依頼したことがある」は3割程度に留まっている。

(4)貸金業界に対する意見

消費生活センターが対応した消費者相談において、相談者から寄せられた貸金業界に対する生の声は、「総量規制・融資に関するもの」が36件（40.0%）、「ヤミ金融被害に関するもの」が12件（13.3%）、「返済困難に関するもの」が11件（12.2%）等であった。また、協会に対する意見では、「協会の自主規制機関としての活動に期待する」が32件（40.0%）、「今後、協会と連携・協力を深めたい」が22件（27.5%）、「業界の健全化に向けて活動を強化してほしい」が16件（20.0%）、「貸金業者への指導の強化に関するもの」が6件（7.5%）等であった。いずれも“当協会に期待する”との意見が多数を占めており、以下は、＜消費者の生の声＞・＜消費生活センターからの意見＞の代表的な事例である。

＜消費者の生の声＞

1	今までよりも借りにくくなるのではないかと不安を感じる。
2	借金をしないと生活ができないため、生活資金として借り入れた。
3	専業主婦のため、今後は貸付けがされないことがわかっていたので当座のお金が必要なときに、ネットで融資可能な業者を探しお金を借りたが、ヤミ金融だった。
4	ヤミ金でお金を借りなければ生活できなかった。公的機関で貸してほしいが、窓口がなかった。
5	離職による生活苦だが、子供の教育費だけは都合をつけたかったので次々と借金をした。分割払いにも応じてもらえず、取り立ての厳しさに食事ものどを通らない。だれにも相談できず、どうしていいかわからない。“多重債務”は知っているが、自分がそうだとは思いたくなかった。
6	督促が怖かった。
7	法律が変わっても業界の体質は変わらないのではないかと。

＜協会に対する意見＞

1	返済困難となる消費者が存在し続ける背景には、まだまだ金利が高すぎるという状況があると思われます。消費者が融資を受けても、無理のない返済で完済できるよう、業界全体で金利の更なる引き下げを検討していただきたいとします。
2	正規の金融業者を利用できない利用者はヤミ金を利用する以外はない。ヤミ金融対策をお願いしたい。
3	無理のない貸付けを行うべく努力してほしい。センターと事業者が直接相談できる仕組み作りも望まれる。消費者主体の問題解決については、協会の協力は大きな役割を果たす。今後も密な連携を望む。
4	家計改善による生活の立て直しや、心理カウンセリングによる（多重債務の）再発防止の取り組みはとても良い。今後とも継続していただき連携を図りたい。
5	多重債務者は近年大幅に減少し、相談件数も減少傾向にあるものの、引き続き多重債務問題に直面する方々が存在することも事実であり、それら問題解決のための積極的関与、行政窓口とのさらなる連携、貸金業界の健全育成を期待したい。
6	簡単に借りられるアピールが多すぎて、安易な借入を促し多重債務への入口を広くしている気がする。
7	借入者の収入その他の資力、信用、返済計画の調査義務の厳格な遂行の徹底を図って頂きたい。

また、改正貸金業法の完全施行（平成22年6月）によって「貸金業界は変わったと思うか」について聞いたところ、「変わった」が122か所（85.9%）、「変わらない」が13か所（9.2%）等であった。さらに、どのように変わったかについては、「良くなった」が34か所（27.9%）、「やや良くなった」が86か所（70.5%）、「良くなった」と「やや良くなった」を合わせると98.4%であり、「一概にはいえない」が1か所（0.8%）、「やや悪くなった」が1か所（0.8%）であった。

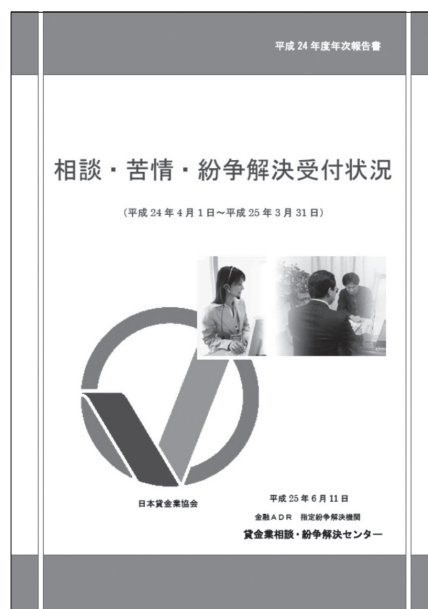
今後に向けて

今回のアンケート調査によると、消費生活センターにおいては、当協会が貸金業界の自主規制機関であること、国の指定を受けた指定紛争解決機関であることに一定の理解が得られており、貸金業法の改正による貸金業界の変化についても「おおむね良化傾向にある」との印象を窺うことができた。しかし一方で、消費者からの生の声や協会（業界）に対する個別の意見においては、貸金業者の顧客対応のあり方への懸念や融資実行時における厳格な審査を求めたい等の記述も見られた。今後、当協会は、いただいた貴重なご意見を真摯に受けとめ、資金需要者等の利益の保護と貸金業界の健全な発展に努めていくために、引き続き消費生活センターとの一層の連携を図っていきたい。

8. 相談対応、苦情処理、紛争解決の状況の公表

当協会は相談対応、苦情処理、紛争解決の状況を積極的に公表しており、この年次報告書のほか、貸金業相談・紛争解決センターでは別に「平成24年度年次報告書 相談・苦情・紛争解決受付状況」を発行しています。

A4判、31ページで対応処理状況をグラフ等を用いて分かりやすく説明しており、協会ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。



【協会ホームページの掲載ページ】

<http://www.j-fsa.or.jp/doc/personal/statistics/acceptance/h24.pdf>

[TOP] > [一般のみなさまへ] > [[各種統計資料] 相談・苦情・紛争解決受付状況（上半期・年次）]

3 監査の実施

1. 平成24年度監査計画

監査計画は、協会員が法令等遵守などの内部管理態勢の整備状況を把握するために、定款（第14条）に基づき協会が行っている監査の明瞭性、透明性を確保するために毎年度策定している。

平成24年度の監査は、この計画に基づいて実施した。

(1) 監査の方針

- ① 本協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的とする。
- ② 協会の法令及び協会の定款その他の諸規則の遵守状況と、それらを遵守するための内部管理態勢の実施状況を確認し指導する。法令等違反に対しては厳正に対処する。
- ③ 監査の実施に当たっては、協会員自身の業務運営に関する自己改善努力を最大限に活かしつつ、協会のコンプライアンス及び内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような監査を行う。
- ④ 実地監査と書類監査の相互補完により効率的で効果的な監査を実施し、自主規制機関としての監査機能を最大限発揮する。

(2) 重点事項

平成24年度の監査は次の項目を重点項目として、点検・検証する。

- ① コンプライアンス及び内部管理態勢の確立を推進する観点から、「法令等遵守態勢」について
- ② 過剰貸付を防止する観点から、「総量規制」について
- ③ 取引の適正化を確保する観点から、「書面交付」及び「取立て行為」について
- ④ 資金需要者等からの相談、苦情、紛争等に迅速かつ適切に対応する観点から、「苦情及び紛争等の対応」について
- ⑤ 役職員に対し、法令等を遵守させ業務を適正に行わせる観点から、「貸金業務取扱主任者の役割と権限」について
- ⑥ 社会的責任を果たす観点から、「反社会的勢力による被害の防止」について

(3) その他監査計画に掲げた主な事項

- ① 実地監査対象会員数は、100協会員程度とする。また、実地監査に当たっては、資金需要者及び貸金業者の動向、今後の貸金市場等について、貸金業者の経営者等から聞き取り調査を行う。
- ② 書類監査は、引続き全協会員を対象に年1回実施する。

(4) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査結果に係る具体的な指摘事例集及び書類監査に係る改善の手引等を作成し全協会員に周知するとともに、問題点の解説を行う。

2. 監査の透明性・実効性の向上等のための方策

1 実地監査

(1) 短期間監査の導入

監査の適合性と効率・効果性を推進するうえで、以下のことを考慮（短期間監査を導入）

- ① 現状の監査要員数で、監査実績数を増加する。
- ② 書類監査等の評価等から内部管理態勢が整備されていると判定した協会員を対象とする。
- ③ 監査項目を貸付業務の実態点検に絞り込む。
- ④ 監査期間を2.5日程度に短縮する。

(2)監査マニュアル等の整備

貸金業法及び自主規制基本規則等の改正ポイントに基づいて適正に貸金業務を運営しているかを検証するため、監査マニュアル、業務点検チェックリスト及び書面チェックリストの見直しを行った。また、短期間監査マニュアル及び大規模会員監査マニュアルを新規に作成した。

- ①新たな監査手法として、監査項目を貸付業務の実態点検に絞ることで監査日数を短縮した監査の「短期間監査マニュアル」を作成した。
- ②24年度の監査マニュアルは、犯罪収益移転防止法施行規則の改正、東日本大震災特例措置の終了等に対応した改定を行った。
- ③協会の規模・特性等を踏まえた監査手法、監査項目の選択を行うなど、監査対象協会員に適合した監査を行うため、従来型マニュアルの改定及び融資残高が200億円以上で複数の店舗がある大規模協会員に対する監査マニュアルを作成した。

(3)監査対象先の選定

実地監査の対象候補の選定にあたっては、以下のことを考慮して選定した。

- ①地域の偏りがないように選定する。
- ②消費者向貸金業者及び事業者向貸金業者を中心に選定する。
- ③中小規模協会員を優先実施するが、大規模協会員に対する監査を試行する。
- ④書類監査の評価等から、内部管理態勢が整備されていると判定した協会員を対象として、短期間監査を実施する。
- ⑤書類監査の評価が低い協会員、苦情相談を受付けた協会員、法令等違反に係る届出を提出した協会員等を優先実施する。
- ⑥登録行政庁の立入検査との重複等がないように、登録行政庁と事前調整したうえで選定する。
- ⑦登録行政庁及び協会各部からの監査要請には随時対応する。

(4)指摘事例集の作成

- ①実地監査の指摘事項の中から、協会員が貸金業務の適正な運営を確保するにあたって、参考とすべき指摘事例を取りまとめた「指摘事例集」を作成した。
- ②特に、改正法令等に関連する指摘事例を掲載することで、協会員に改正法令等の再確認を促した。
- ③全協会員へ配付するとともに、地区協議会での研修資料として活用した。
- ④行政庁主催の研修会に講師として招請された際に、監査情報として提供した。

(5)管理態勢面、業務運用面等の良い事例の収集

協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査において、各協会員の管理態勢面及び業務運用面等において「よい事例」を収集した。

2 書類監査

(1)書類監査の見直しについて

平成19年度より実施している書類監査は、社内規則の策定をはじめとし、内部管理態勢の実施状況を確認するとともに、監査を通じてその整備・充実を促してきた。

その結果、平成23年度の監査結果において「概ね良好」と認められる協会員の割合が9割を超え、一定の内部管理態勢の整備を確認できる状況となったことから、協会員の業務実態をより正確に把握し、監査レベルの向上を図るため、以下の視点より、監査手法の見直しを行った。

- ①実地監査との関連性強化
 - イ. 書類監査と実地監査の監査項目の同一化を図り、業務遂行の実態確認を強化した。
 - ロ. 実地監査時に、書類監査報告書及び改善報告書の内容点検を強化した。
- ②業務遂行状況の確認
 - イ. 個人向けと法人向け等、業務実態に応じた設問とした。

ロ. 各設問に、詳細な業務遂行状況を確認できる項目を加えた。

③総合評価方式から個別評価方式への変更

イ. 評価は、全設問に対する不備の状況の評価のランクとする総合評価ではなく、個々の設問の中に設けた業務遂行状況までを個別指摘できる個別評価方式に変更した。

ロ. 個別指摘に変更したことにより、より具体的に問題点を指摘・指導する方式とした。

(2)監査報告書の改訂について

平成23年度の監査結果において「概ね良好」と認められる協会の割合が9割を超え一定の底上げがなされたと認められることから、平成24年度は従前の態勢整備の確認を中心とした設問から、業務遂行の状況確認に重点を置き、協会が業法等に定められた業務を遂行しているか、より具体的に確認できる設問とした。

(具体的な改訂内容)

- ①全協会員に回答を求める共通項目と業態ごと（個人向け貸付または法人向け貸付）に答える選択項目に分けた。
- ②より具体的に業務内容（詳細）を確認できる設問とし、協会が行う「検証の実施・改善の実施」までを含め確認する設問とした。
- ③添付書類として実地監査で指摘の多かった「協会が受け取った書面の名称記載欄」及び「将来支払うべき返済額の欄」を確認するため、契約締結時の書面の提出を求めた。

(3)対象協会員および具体的な実施策について

実地監査と書類監査の相互補完により効率的で効果的な監査を実施し、自主規制機関としての監査機能を最大限発揮ことを基本方針とし、全協会員を対象とした。

①監査対象協会員 1,332会員（平成24年12月末日現在の全協会員）

②監査実施日

通知発送日	平成25年1月21日
提出期限	平成25年2月21日

(監査対象期間平成24年4月1日～平成25年2月21日)

③設問数について

分類	設問の主旨	設問数	(詳細設問数)
I 共通事項	貸金業を営む上で必須の基本要件の確認 (例えば、貸付条件等の揭示)	28	80
II 個人向け貸付	個人向け貸付における審査、回収等の業務実態の確認	35	182
III 法人向け貸付	法人向け貸付における審査、回収等の業務実態の確認	23	139
計		86	401

※個人向け及び法人向け貸付の両方を扱っている場合については、24年度は「共通事項と個人向け貸付」について報告を求めた。

④点検・評価について

イ. 提出された「書類監査報告書」および「添付資料」の回答内容に基づいて、全詳細設問について回答内容を点検・評価した。

ロ. 評価方法については、本年度より総合評価方式（A～E）から個別評価方式に変更し、業務遂行上の問題点をより具体的に指摘、指導することとした。

- ハ、点検の結果、不備と判断した項目は、「書類監査結果通知書」とともに「指摘事項」として協会員へ通知した。
- ニ、指摘にあたっては、「法令等に抵触するおそれがある事項」と「改善・見直しの必要がある事項」に分けて通知した。
- ※「法令等に抵触するおそれがある事項」とは貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものを指摘する。
- ※「改善・見直しの必要がある事項」とは監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものを指摘する。

3. 監査結果について

1 実地監査

(1) 監査結果の概要

指摘総件数は、短期間監査の導入により監査実施数が増加したことに加え、会員業務部が行った社内規則の総点検の結果を受けて、「社内規則が作成基準を満たしていない」と判定された一部の協会員で多数の指摘があったこと等により、103件と前年度に比べ1.8倍に増加した。

監査実施後の対応については、監査結果通知書を交付するとともに、法令等違反の指摘があった協会員に対しては、改善及び再発防止を図るため、書面の提出を求めた。また、これらの監査結果を踏まえ協会員に対しては、法令・諸規則等の遵守を促すために、指摘事項の周知に加えJFSAラーニングの受講選定対象とするなど、協会の指導の強化に努めた。

実施数及び指摘件数

(単位：件)

		平成24年度			平成23年度			
実施会員数		102会員（うち特別監査6）			84会員（うち特別監査9）			
指摘項目		指摘件数	法令等違反	不適切な取扱	指摘件数	指摘件数	法令等違反	不適切な取扱
一般監査	貸金業法	80	31	49	219	27	13	14
	自主規制関連	9	6	3		3	1	2
	その他法令	8	1	7		0	0	0
	一般監査合計（会員数）	97 (35会員)	38 (18会員)	59 (32会員)	219 (92会員)	30 (12会員)	14 (5会員)	16 (9会員)
特別監査	貸金業法	4	2	2	24	18	13	5
	自主規制関連	0	0	0		8	6	2
	その他法令	2	0	2		1	1	0
	特別監査合計（会員数）	6 (4会員)	2 (2会員)	4 (2会員)	24 (6会員)	27 (7会員)	20 (3会員)	7 (4会員)
総計		103 (39会員)	40 (20会員)	63 (34会員)	243 (98会員)	57 (19会員)	34 (8会員)	23 (13会員)

「不適切な取扱」とは

- ①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
- ②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

「改善指導」とは

- ①現行法令等に照し改善を要すると認められる事案。
- ②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

その他法令とは

貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

(2)指摘事項の内容

指摘内容は、「法令等違反」及び「不適切な取扱」では、「書面交付（貸金16条の2、17条、18条）」「取立行為（貸金19条、21条）」及び「本人確認（犯収法6条）」に関するものが多く見受けられた。

指摘事項の内容

(単位:件)

法令等	指摘の概要	平成24年度		平成23年度	
		法令等違反	不適切な取扱	法令等違反	不適切な取扱
貸金8条	変更の届出が未提出			1	
貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の未設置、役割の発揮不足		3	1	
貸金12条の4	従業者名簿の備付け不備	1		1	
貸金12条の8	利息制限法規定の金額を超える利息の契約締結、受領	2		1	
貸金13条	返済能力の調査の未実施・記録不備	3	1	2	
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	1		2	
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査不備			1	1
貸金13条の4	基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置の未実施			1	
貸金14条	貸付条件等の揭示不備		1		
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	12	9	7	4
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	2	30	2	12
貸金18条	領収書様式不備、記入漏れ	2		3	
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載・保存不備	2	5	1	2
貸金21条	催告書の記載不備、不当な取立て	3		1	
貸金23条	標識の不揭示、揭示が不適切			1	
貸金24条	債権譲渡時の譲受人に対する通知不備		1		
貸金24条の6の2	開始等の届出が未提出		1		
貸金24条の6の9	事業報告書の未提出	1			
貸金24条の6の10	業務報告書の未提出	1			
貸金41条の35	個人信用情報の未提供	2		1	
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	1			
貸金業法計		33	51	26	19
定款12条	「検査着手届出書」及び「検査終了届出書」が未提出			1	
定款14条	監査忌避			1	
自主11条	社内態勢の未整備、社内規則の未改定・未整備	3	1	3	2
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	2		1	1
自主24条	保証人に対する保証契約事前説明書の当日交付		1		
自主32条	返済能力の確認の未実施	1			
自主58条	ホームページへの明示事項が不適切				1
旧自主	(完全施行前の自主規制違反)		1		
定款規則5条	「法令等違反に係る届出書」が未提出			1	
自主規制基本規則計		6	3	7	4
犯収6条	本人確認の記録漏れ		9	1	
旧出資法5条	高金利	1			
その他法令計		1	9	1	0
総計		40	63	34	23

(注) 貸金:貸金業法

自主:貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

定款規則:日本貸金業協会定款の施行に関する規則

旧出資法:貸金業法完全施行前の出資法

定款:日本貸金業協会定款

旧自主:貸金業法完全施行前の自主規制基本規則

犯収:犯罪による収益の移転防止に関する法律

平成24年度から取りまとめた「改善指導」では、「ホームページの表示修正」が最も多かったが、ホームページを開設していない会員も多数あることを考慮すると、ホームページを掲載している会員は掲載内容を十分に検証する必要がある。

次いで、「加入指定信用情報機関の公表」、「指定紛争解決機関の公表」、「反社会的勢力に対する基本方針の公表」及び「個人情報保護宣言の公表」の公表漏れに関するものが多く、公表内容を検証する必要がある。

改善指導の内容

(単位:件)

改善指導の概要		件数
ホームページの修正	・指定紛争解決機関の名称の表示 ・返済期間、返済回数の表示 ・貸付利率の表示 ・利息等の表現を明瞭かつ正確に表示 ・担保・保証人に関する事項の表示等	41
加入指定信用情報機関の公表		27
研修（周知徹底）	・実施記録の作成・保存等	24
指定紛争解決機関の名称の公表		23
反社会的勢力に対する基本方針の公表		21
検査着手届出書・検査終了届出書、法令等違反に係る届出書の提出		20
反社会的勢力の排除条項の追加		18
貸付条件表の掲示内容	・小数点第一位まで表示していない等	9
業務検証	・自己検証を社内規則で定める頻度で行っていない ・検証行為が形式的 ・検証リストが自社の業務に合致していない	9
個人情報保護宣言の公表		7
契約締結前、契約締結時の交付書面	・指定紛争解決機関の名称を記載していない等	7
従業者名簿	・従業者の記載漏れ等	6
内部監査	・実施方法（牽制機能が不十分） ・実施記録の未作成	5
借入れの意思の確認	・借入申込書の記入漏れ	4
社内規則の策定		3
受取証書の記載内容	・登録番号の未記載等	3
重要な使用人の未登録		3
従業者証明書		3
備付帳簿	・備付けの帳簿や領収証の控え等に担当者印や検印がない ・備付帳簿の記載不備 ・交渉経過記録簿に催告書面の記載内容を記録していない	3
貸金業者登録票（更新前の内容）		1
信用情報機関利用の同意書の記載内容不備		1
担保権行使に係る同意書		1
貸金業務取扱主任者の役割・権限		1
収入証明書類の取得不備		1
契約時の説明の記録作成		1
催告書面（現在未使用）の項目不足		1
総計		243

(3)実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、実地監査で収集したよい事例を、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から取りまとめたものである。

①研修

- イ. 年次コンプライアンス計画を策定し、これに基づいて内部研修等を実施している。
- ロ. 二人会社であるが、毎月の研修会及び理解度テストを実施している。

②業務検証

担当者が業務日報「検証実績簿（日報）担当者別」に業務内容、書面の授受、禁止事項、反社の対応、苦情、相談、帳簿の閲覧等の項目について詳細に記録し、社長のチェックが日々行われている。

③内部監査

- イ. 内部監査において、一年間に取得・作成した書面を全て検査している。
- ロ. 内部監査で指摘を受けた不備項目に関し、内部管理担当者が改善方法を「監査後改善報告書」にまとめ、内部監査担当者に提出している。

④個人情報の安全管理措置

- イ. 職員は事務所内にカバンと携帯電話を持ち込めない（出勤後退勤までロッカーに施錠保管）。
- ロ. 入社1年未満の職員には、指定信用情報機関端末のアクセス権限を付与していない。
- ハ. 指定信用情報機関への照会はず2名で行い、照会の際には、照会記録簿に対象者の氏名や照会時刻、照会種別を記録している（操作者と検証者の2名が照会記録簿に押印）。
- ニ. 内部管理担当者が、照会記録簿と端末から出力した照会リストを照合し、個人情報情報の目的外使用等の不正行為がないことを検証している。
- ホ. 顧客情報システム内のデータは、社長IDでログインしない限り印刷できない。
- ヘ. 全社員に個人情報の適正な取扱いに関する誓約書の提出を義務づけている。
- ト. 個人情報監査計画を策定し同計画に基づき、「個人データ管理台帳」記載の個人情報並びに指定信用情報機関の利用状況に関する監査を年に一度実施している。

⑤外部委託

- イ. 委託会社に対して、個人情報の取扱い及び委託契約の遵守状況の検証を半期毎に行っている。
- ロ. 委託業務については、委託先からのチェックリストによる検証結果の報告に加え、委託元（貸金業者）が委託先を訪問して検証を行っている。

⑥契約の説明

- イ. 相対による契約を行っているが特に保証人に対しては、保証意思の確認を目的として、時間をかけて（1～2時間程度）十二分に説明を行っている。また、時間をかけた説明によって、保証人になることに對して慎重になるよう促している。
- ロ. 顧客に対し、契約内容の説明に加えて、クレジットヒストリー（返済履歴）の重要性等について丁寧に説明を行っている。

⑦書面交付

- イ. 売却を予定している不動産の売却代金で返済される貸付けにおいて、当該不動産の価格算出根拠等を記載した「担保物件換価意思確認書」を独自に作成・交付している。
- ロ. 不動産担保融資に係る不動産調査報告書を、借入申込人（調査依頼者）に発行している。

⑧業務記録

- イ. 各種業務を日々確認するための検証リストや、本人確認時に必要な確認内容の記録を詳細に残すための「本人確認記録表」を作成している。このほか、「返済能力の調査記録」に審査・与信に必要な書面（収入証明、資金使途証明等）の受領、確認及び信用情報機関の調査内容の記録、その他審査に必要な要件を細かく記載して、返済能力の調査を行っている。
- ロ. 新規申込時に「相談経過記録簿」を全件作成し、信用情報機関の信用情報のほか、ヒアリングによる過去の借入トラブル状況（延滞、債務整理、自己破産、過払い請求等）について詳細に記録を残している。

- ハ、小規模の二人会社ではあるが、業務に関する項目を常に各記録簿（契約締結時の説明記録簿・書類返却記録簿・保証契約締結時の説明記録簿・本人確認記録簿・検証記録簿・信用情報機関照会記録簿など）に記録・保存している。
- ニ、総量規制の遵守及び業務検証を確実にを行うため独自帳票として、「可能融資額審査」を作成し、年収額・他社利用額・融資可能額等を記録・保存している。
- ホ、期日前弁済があった場合などに、受領した利息総額が利息制限法に抵触しないよう再計算を行い、その計算結果を文書で保管している。

⑨取立行為

正当な理由のない居宅以外への架電禁止の規制に関する対策として、当社独自の「連絡先指定依頼書」を作成し、予め架電可能な携帯電話や勤務先等の電話番号と、それらの優先順位について契約時に申告を受け、交渉等の連絡を行う際の無用なトラブルを未然に防いでいる。

⑩その他

- イ、東日本大地震の被災地の協会員では、東日本大地震で職を失った顧客に対して再就職等が決まるまで支払いを免除するなど、顧客支援を実施している。
- ロ、顧客の実家が震災被害地域に該当するか否かを顧客台帳で確認し、該当者については被害状況等を聴取し、被害状況に応じて、利息の減免・支払期日の延長等の措置を行った。
- ハ、売却予定の不動産を担保に除外貸付を行う場合は、次の居住地について問題がないことを確認し、「確認書」を取得して契約している。

(4)実地監査の実施状況

監査日数別の会員数

監査日数	一般監査		特別監査	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
1 日間	1 会員	0 会員	0 会員	1 会員
2 日間	11 会員	1 会員	0 会員	0 会員
3 日間	40 会員	13 会員	1 会員	3 会員
4 日間	41 会員	59 会員	5 会員	4 会員
5 日間	2 会員	2 会員	0 会員	0 会員
7 日間	1 会員	0 会員	0 会員	0 会員
17 日間	0 会員	0 会員	0 会員	1 会員
合計	96 会員	75 会員	6 会員	9 会員

短期間監査の導入により監査日数が2日間及び3日間の会員が増加した

資本金別の会員数

資本金	一般監査		特別監査	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
1 億円以上	7 会員	6 会員	0 会員	0 会員
5 千万円以上～1 億円未満	31 会員	22 会員	1 会員	1 会員
2 千万円以上～5 千万円未満	16 会員	23 会員	0 会員	3 会員
2 千万円未満	29 会員	17 会員	1 会員	3 会員
個人事業者	13 会員	7 会員	4 会員	2 会員
合計	96 会員	75 会員	6 会員	9 会員

融資残高別の会員数

融資残高	一般監査		特別監査	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
200 億円以上	1 会員	0 会員	0 会員	0 会員
10 億円以上～ 200 億円未満	12 会員	25 会員	1 会員	3 会員
1 億円以上～ 10 億円未満	66 会員	33 会員	1 会員	2 会員
5 千万円以上～ 1 億円未満	11 会員	12 会員	4 会員	3 会員
5 千万円未満	6 会員	5 会員	0 会員	1 会員
合計	96 会員	75 会員	6 会員	9 会員

業態区分別の会員数

事業区分	平成 24 年度		平成 23 年度	
	実施会員数	登録会員数	実施会員数	登録会員数
1：消費者向無担保貸金業者	37 会員	563 会員	34 会員	634 会員
2：消費者向有担保貸金業者	14 会員	117 会員	5 会員	139 会員
3：消費者向住宅向貸金業者	1 会員	27 会員	1 会員	30 会員
4：事業者向貸金業者	28 会員	342 会員	18 会員	374 会員
5：手形割引業者	7 会員	61 会員	2 会員	66 会員
6：クレジットカード会社	1 会員	153 会員	7 会員	157 会員
7：信販会社	2 会員	41 会員	2 会員	46 会員
8：流通・メーカー系会社	2 会員	25 会員	2 会員	25 会員
9：建設・不動産業者	2 会員	33 会員	2 会員	39 会員
10：質屋	1 会員	3 会員	0 会員	3 会員
11：リース会社	1 会員	40 会員	2 会員	39 会員
12：日賦貸金業者	0 会員	5 会員	0 会員	8 会員
合計	96 会員	1,410 会員	75 会員	1,560 会員

貸金業務従事者数別の会員数

貸金業務従事者数	平成 24 年度		平成 23 年度	
	一般監査	特別監査	一般監査	特別監査
1 人	11 会員	0 会員	5 会員	3 会員
2 人～ 3 人	37 会員	5 会員	26 会員	2 会員
4 人～ 5 人	24 会員	1 会員	19 会員	2 会員
6 人～ 9 人	12 会員	0 会員	6 会員	2 会員
10 人～ 19 人	5 会員	0 会員	3 会員	0 会員
20 人以上	7 会員	0 会員	16 会員	0 会員
合計	96 会員	6 会員	75 会員	9 会員

2 書類監査

(1) 監査結果の概要について

平成24年度書類監査は、全協会員を対象に実施し（平成24年12月末日現在協会員1,332会員）、昨年度に続き全協会員から回答があった（廃業等は除く）。

監査結果については、①特に指摘事項がなかった協会員が1,000会員（構成比78.6%）、②改善・見直しの指摘があった協会員が145会員（11.4%）、③法令等に抵触するおそれの指摘があった協会員が128会員（10.0%）となった。また、これらの指摘件数の合計は961件となっている。

指摘内容を見ると、「書面交付の不備」、「反社会的勢力への対応不足」や「届出態勢の未整備」などが多く見受けられた。

指摘事項が認められた協会員に対しては、状況の確認と改善の実施を求め、特に法令等に抵触するおそれの指摘がある協会員については、その改善報告の提出を求め、また、改善への対応状況によっては特別監査の実施を検討することとしている。

監査報告書提出状況

	24年度（25年6月3日現在）		23年度	
提出状況	会員数	（前年増減）	会員数	（前年増減）
監査対象数	1,332会員	▲8.4%	1,454会員	▲10.8%
（廃業等）	▲59会員	▲41.0%	▲100会員	▲9.1%
評価対象数	1,273会員	▲6.0%	1,354会員	▲10.9%

監査結果

状況	会員数	（構成比）	指摘件数	（内訳）	
				法令等に抵触するおそれ	改善・見直し
指摘事項がない	1,000会員	（78.6%）	—	—	—
改善・見直しの指摘がある	145会員	（11.4%）	219件	—	219件
法令等に抵触するおそれの指摘がある	128会員	（10.0%）	742件	311件	431件
合計	1,273会員	（100.0%）	961件	311件	650件

（参考）書類監査における評価の状況

評価 （注1）	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
	協会員数	構成比（%）	協会員数	構成比（%）	協会員数	構成比（%）	協会員数	構成比（%）	協会員数	構成比（%）	評価（注2）	協会員数	構成比（%）
A+B	430	14	1,484	56	1,501	75	1,226	81	1,259	92	指摘事項がない	1,000	79
C	1,071	34	768	29	362	18	197	13	84	6	改善・見直しの指摘がある	145	11
D+E	1,682	52	386	15	142	7	92	6	22	2	法令等に抵触するおそれの指摘がある	128	10
合計	3,183	100	2,638	100	2,005	100	1,515	100	1,365	100	合計	1,273	100

（注1）19～23年度までの評価の定義

A+B：内部管理態勢等で特に問題がない

C：内部管理態勢等で不十分である事項が見受けられる

D+E：内部管理態勢等で不十分である事項が多数見受けられる

（注2）24年度の評価の定義

23年度までの総合評価では、「内部管理態勢等に特に問題がない」協会員が9割を超えたことにより、24年度からは、具体的に問題点を指摘する個別評価方式とした。

指摘内容（法令等に抵触するおそれがある事項）

法令等		指摘の概要	平成24年度 指摘件数
貸金業法	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	4
	貸金12条の2	指定紛争解決機関の名称未公表	10
	貸金12条の4	従業者名簿の備付け、記載事項の不備	8
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	20
	貸金13条	返済能力の調査の未実施、記録不備	13
	貸金14条	貸付条件等の揭示不備	2
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付	6
	貸金17条	契約締結時書面の未交付	4
	貸金18条	領収書の未交付	2
	貸金19条	帳簿の備付けの不備	2
	貸金21条	取立て行為規制の遵守不備	1
	貸金22条	債権証書の返還もれ	1
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	3
	貸金41条の36	個人情報取得の同意未取得、記録不備	7
	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	3
	施行10条の6	周知徹底（研修等）の未実施	3
	施行10条の7	貸金業務取扱主任者の要件不足	4
	施行10条の9	従業者証明書記載事項の不備	2
	施行10条の18	返済能力調査結果等記録の保存不備	10
	施行10条の21	証明資料の未取得	1
	施行10条の23	借換要件確認の不備	1
	施行10条の27	途上与信調査の記録不備	1
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	21
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	75
	施行15条	受取証書記載事項の不備	1
	施行16条	交渉経過の記録不備	20
	施行17条	帳簿の保存不備	4
	施行17条の2	帳簿閲覧者の要件未確認	1
貸金業法計			230
自主規制基本規則	定款12条	「検査着手届出書」等の届出書類未提出	15
	自主4条	法令遵守態勢の未整備	3
	自主5条	重大問題等に対する態勢の未整備	7
	自主11条の3	貸金業務取扱主任者の機能発揮態勢未整備	2
	自主15条	担保徴求状況の未確認	2
	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	6
	自主32条	事業実態確認書類の未徴求	2
	自主33条	審査基準の未整備	1
	自主43条	広告出稿未審査	1
	自主66条	勧誘の未承諾及び記録不備	7
	自主67条の2	取引見直し時の説明未実施	9
自主規制基本規則計			55
その他	犯収6条	条本人確認の記録の保存不備	10
	紛争解決2条	交付書面への指定紛争解決機関の名称未記載	16
その他法令計			26
総計			311

（注） 貸金：貸金業法
 定款：日本貸金業協会定款
 犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律
 施行：貸金業法施行規則
 自主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 紛争解決：紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

指摘内容（改善・見直しの必要がある事項）

（単位：件）

指摘の概要		平成24年度 指摘件数
書面の交付義務について	・契約締結時書面の記載内容の不備 ・債権証書返還に関する記録の不備 ・業務の検証を行っていない ・検証の記録を保存していない等	226
反社会的勢力による被害の防止について	・反社会的勢力の排除条項追加対応もれ ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 ・検証の記録を保存していない等	100
契約に関する説明について	・契約時の説明に関する実施記録の不備等	63
苦情及び紛争等の対応態勢について	・指定紛争解決機関等の紹介態勢の不備 ・対応内容の適正な記録、保存の不備等	39
個人顧客情報の安全管理措置等について	・機微情報の取り扱い態勢の不整備 ・個人情報の漏えいに対する態勢の不整備等	31
過剰貸付の防止について	・貸付審査や返済能力調査の検証、見直しの不備 ・検証の記録を保存していない ・保証人に対する基準の不整備等	28
相談及び助言の対応態勢について	・対応内容の適正な記録、保存の不備等	26
取立行為について	・業務の検証と記録保存の不備等	21
貸金業務取扱主任者について	・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備等	18
取引履歴の開示について	・帳簿の備え付けに関する検証未実施 ・取引履歴の開示を行った内容の記録の不備等	16
本人確認、疑わしい取引の届出について	・本人確認にあたり記録する項目の不備等	14
その他	・周知徹底（研修等）の記録、保存の不備 ・内部監査結果の記録と保存の不備等	68
総計		650

(2)監査結果の実施状況等

指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

資本金別会員数

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	83	75	6	1	0	1
1億～10億円未満	122	96	18	3	1	4
1億円未満	740	569	83	36	15	37
0（個人）	328	260	36	9	7	16
合計	1,273	1,000	143	49	23	58

取扱い貸付け別会員数

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1.個人向け貸金業者	1,005	812	108	35	16	34
2.法人向け貸金業者	268	188	35	14	7	24
合計	1,273	1,000	143	49	23	58

※書類監査報告書の回答状況（個人向け回答または法人向け回答）により分類した。

両貸付ともに回答があった場合は本年度は個人向け貸金業者として分類した。

協会加入年数別会員数

加入年数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
加入2年以上（書類監査3回目以上）	1,193	937	134	49	23	50
加入1年以上（書類監査2回目）	40	35	3	0	0	2
加入1年未満（書類監査1回目）	40	28	6	0	0	6
合計	1,273	1,000	143	49	23	58

登録先別会員数

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	279	233	32	11	1	2
都道府県	994	767	111	38	22	56
合計	1,273	1,000	143	49	23	58

4. 登録行政庁等との連携

1 監査に関する情報の共有

(1) 監査計画の調整

平成24年度の監査計画策定に当たっては、金融庁と協議し、策定後は金融庁、関東財務局、同東京事務所及び東京都へ説明した。

また、監査計画は、協会員に通知するとともに、全ての登録行政庁へ送付した。

(2) 実地監査及び書類監査実施についての調整

実地監査の監査対象協会員選定に当たっては、年間計画（「平成24年度実地監査について」）に基づき対象協会員を選定し、効率的な監査を実施するために、当該協会員の登録行政庁と調整のうえ決定している。また、実施に当たっては、当該行政庁と事前に情報交換し効果的な監査を実施した。

書類監査については、監査スケジュール及び監査設問事項等について金融庁と意見交換を行ったうえで実施した。

(3) 監査結果情報の共有

① 実地監査結果

実地監査結果については、監査先協会員に監査結果通知書を交付する都度、監査先の登録行政庁へ通知書の写しをメールで送付した。また、金融庁に対しては、全ての監査結果通知書の写しを登録行政庁への送付に併せて、送付した。

実地監査の結果、特に重大な法令等違反が指摘された監査先の登録行政庁に対しては、監査結果等について直接説明し、監督当局による指導等の強化を要請した。

② 書類監査結果

書類監査結果については、協会員に対する監査結果通知後、登録行政庁へ結果一覧を送付した。また、金融庁に対しては、全ての協会員の評価結果を送付した。

③ 行政訪問

協会が行った監査結果を取りまとめた「監査結果について」を作成し、全ての登録行政庁へ送付した。また、金融庁、関東財務局、同東京事務所及び東京都に対しては、個別に訪問して説明するなど情報を提供した。

訪問年月日	訪問先	訪問内容等
平成24年5月21日	金融庁	平成23年度監査結果の報告等
平成24年5月28日	関東財務局東京財務事務所	平成23年度監査結果の報告等
平成24年5月28日	東京都	平成23年度監査結果の報告等
平成24年5月29日	関東財務局	平成23年度監査結果の報告等
平成24年7月4日	金融庁	最近の状況について意見交換
平成24年7月17日	金融庁	平成23年度書類監査結果の報告等
平成24年7月18日	関東財務局	平成23年度書類監査結果の報告等
平成24年7月19日	関東財務局東京財務事務所	平成23年度書類監査結果の報告等
平成24年7月24日	東京都	平成23年度書類監査結果の報告等
平成24年7月25日	金融庁	最近の状況について意見交換
平成24年8月8日	宮城県	実地監査結果の個別説明
平成24年8月8日	東北財務局	実地監査結果の個別説明
平成24年8月10日	金融庁	最近の状況について意見交換
平成24年8月28日	金融庁	財務局登録協会員に対する実地監査について協議
平成24年9月5日	関東財務局東京財務事務所	最近の状況について意見交換
平成24年9月7日	関東財務局	最近の状況について意見交換
平成24年11月12日	金融庁	上半期実地監査結果、書類監査の報告書等について
平成24年11月20日	関東財務局	上半期実地監査結果、書類監査の報告書等について
平成24年11月27日	金融庁	最近の状況について意見交換
平成25年2月19日	金融庁	最近の状況について意見交換
平成25年3月12日	金融庁	実地監査について

2 行政等との連携

登録行政庁等とは、監査結果及びその改善状況等について意見・情報交換を行ったほか、行政の主催する会議等に講師を派遣するなど、一層の連携強化を図った。

また、実地監査の際には、登録行政庁、消費者団体及び警察署を訪問し、意見及び情報交換を行った。

(1)登録行政庁主催の会議及び研修への講師派遣

財務局等の登録行政庁が主催する会議及び研修等に、監査部職員を講師として派遣し、監査の実施など自主規制機関としての協会の役割などについて説明した。

主催	会議等の名称	開催日	出席者
中国財務局	貸金業監督者会議	平成24年11月2日	財務局及び県貸金業担当者等
関東財務局	金融総合研修	平成25年3月5日	財務局貸金業担当検査官等
東京都	登録更新時研修	平成24年6月22日	東京都登録貸金業者
//	//	平成24年9月18日	//
//	//	平成24年11月20日	//
//	//	平成25年2月18日	//

(2)実地監査に併せた、登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問状況

実地監査の実施に併せて、監査部長等が実地監査先の登録行政庁、消費者団体及び警察署を訪問し、本協会の活動状況を説明するほか、地域における貸金業界の動向並びに資金需要者の状況などについて意見及び情報交換している。

訪問先	箇所数
登録行政庁	16
消費者団体	19
警察署等	9

(3)金融庁検査基本方針に係る説明会の開催状況

金融庁が公表した「平成24年度検査事務年度検査基本方針」について、金融庁の担当者を講師として、財務局登録の協会員を対象に全国2か所で説明会を開催した。

開催地	開催日	参加状況	
		協会員	参加人数
大阪市	平成24年10月16日	78	99
東京都	平成24年10月26日	159	263

5. 貸金業法完全施行後の貸金業の実態把握

平成22年度から実地監査を実施する際に、貸金業法の完全施行による資金需要者及び貸金業者への影響がどの程度生じているかなどの実態を把握する目的で、直接、協会員の経営者へ聞き取り調査を行ってきた。

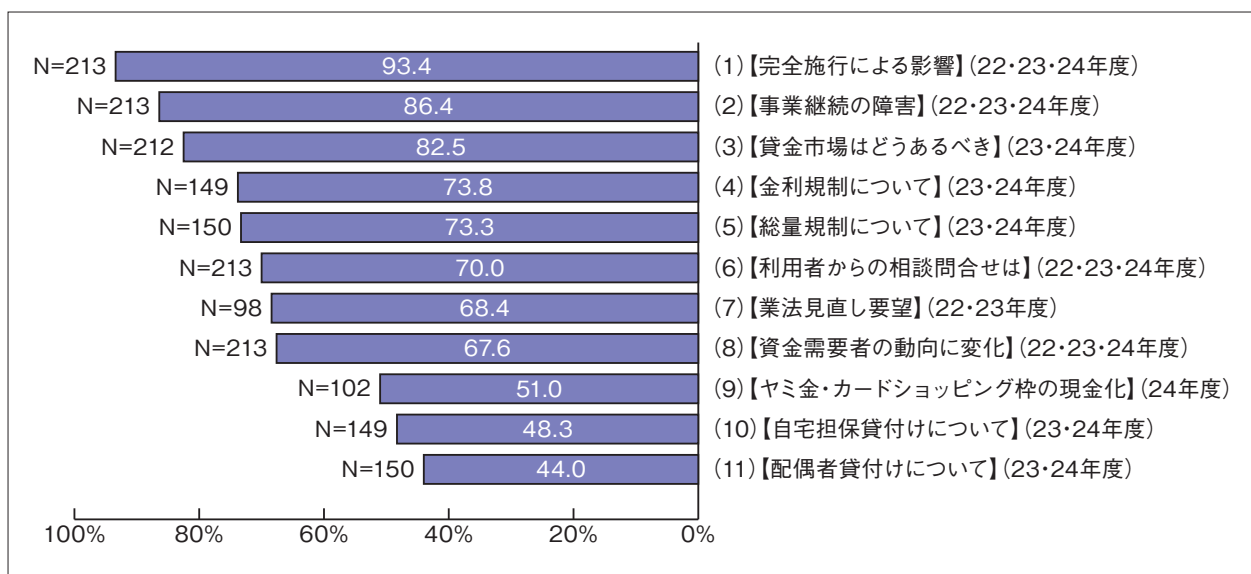
以下に、平成22年度から24年度までの実施監査実施先247協会員に対しての取りまとめを行った。

(1)項目別の回答状況（回答比率）

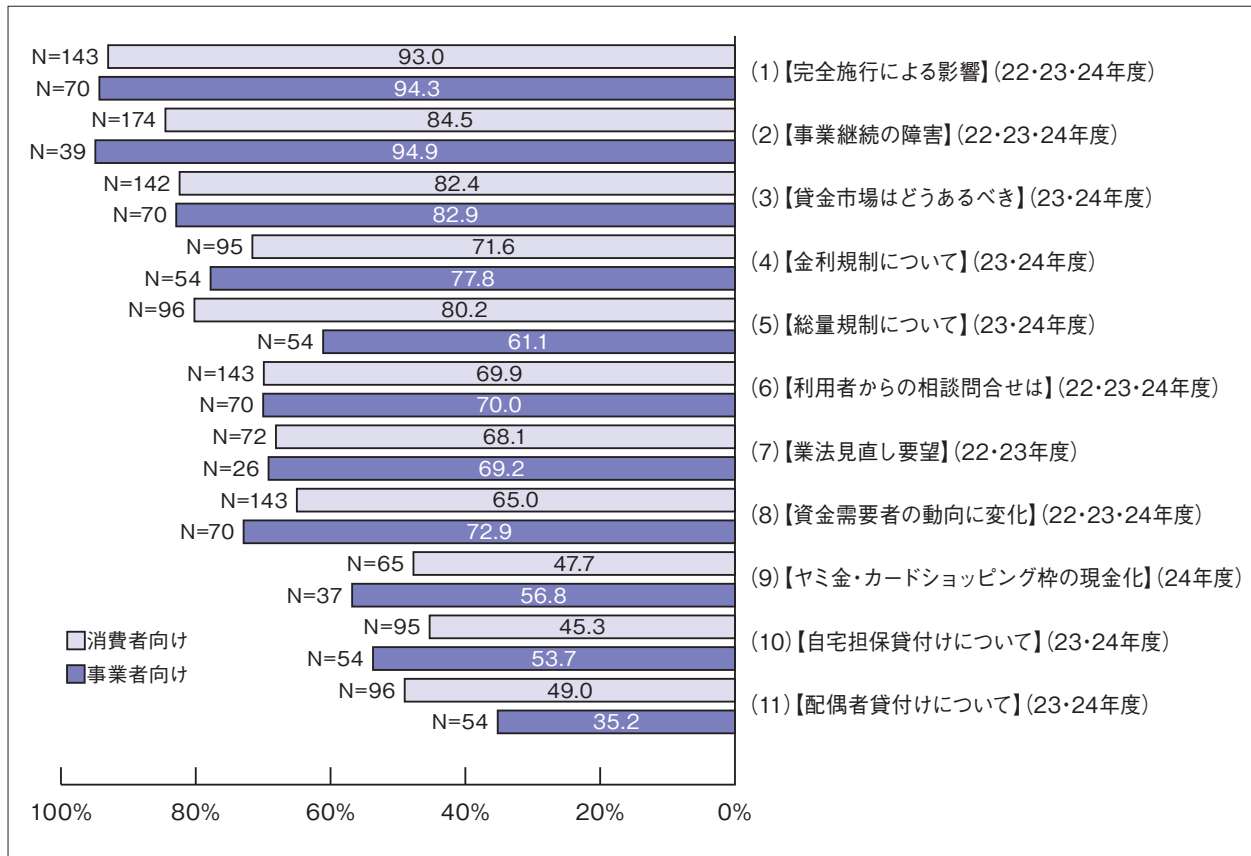
- ・全業態では、「(1)完全施行の影響」があったとする割合は93%と殆どの協会員で回答があり、次いで「(2)事業継続の障害」、「(3)貸金市場はどうあるべき」で8割を超える回答率を示している。
- ・業態別の特徴としては、「(4)総量規制」において消費者向け業態が80%と高い関心を示しているのに対し、事業者向け業態では61%にとどまっている。
- ・一方、「(8)資金需要者の動向変化」、「(9)ヤミ金関係」、「(10)自宅担保貸付け」については、事業者向け業態で関心が高い結果となっている。

グラフ1（全貸金業者）

（グラフ1及び2のNは聞き取り対象協会員数）



グラフ2 (業態別の比較)



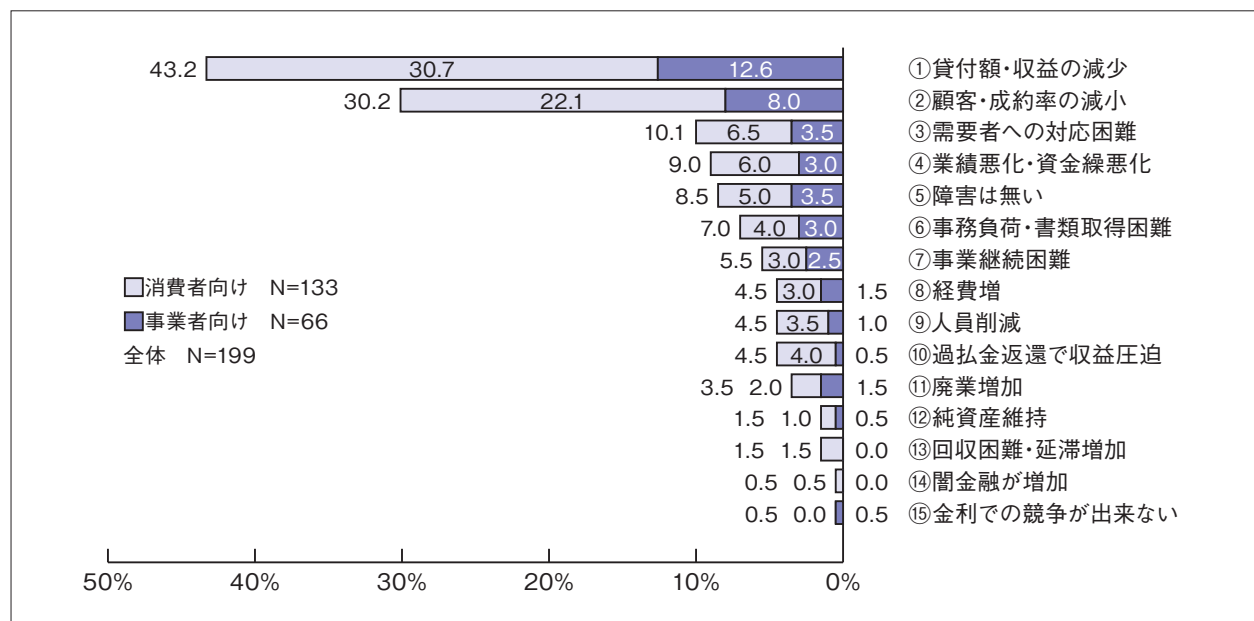
(2)項目別の回答状況 (回答比率)

(注) 計数は回答のあった協会員数を分母とする回答内容毎の構成比である(但し、複数回答を容認しているため、合計は100%にはならない。)

①【完全施行による影響】(22、23、24年度)聞き取り対象協会員:213会員

- ・「①貸付額・収益の減少(43%)」と「②顧客・成約率の減少(30%)」で全体の7割強を占めている。
- ・「⑦事業継続困難」とするところは5.5%存在した。

(Nは回答協会員数)



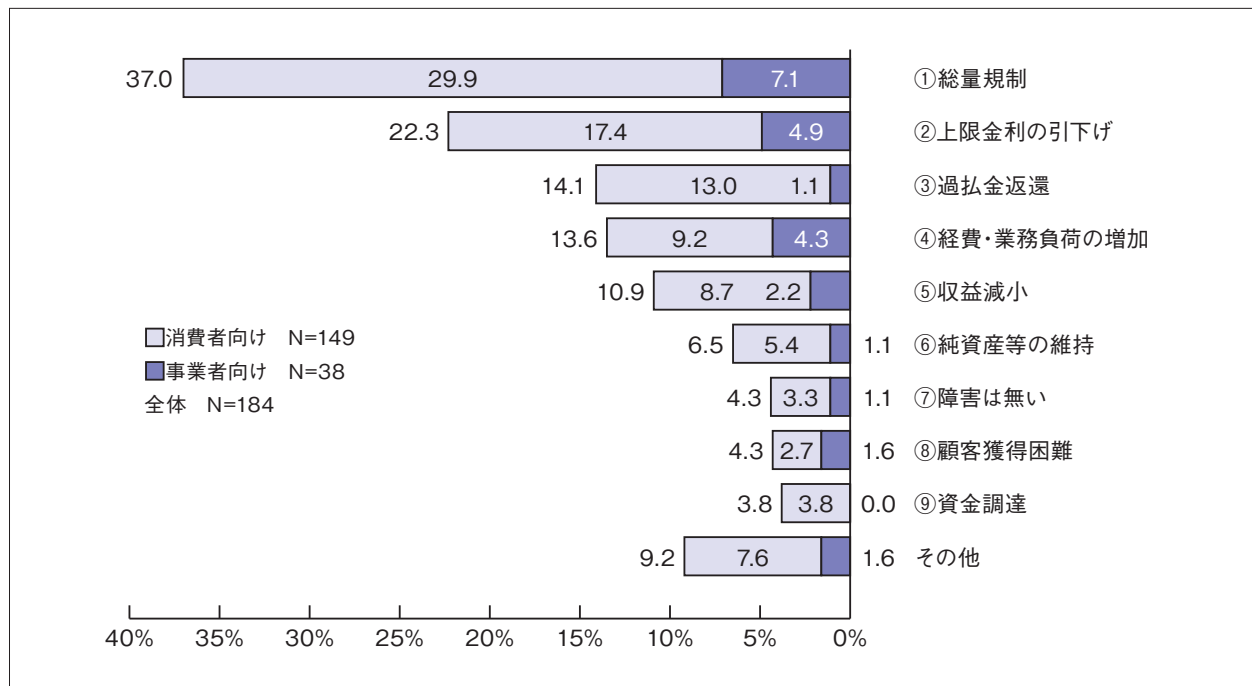
参考：【完全施行による影響について、聞き取り内容（抜粋）】

- ・総量規制により、貸付対象が大幅に減少。
貸付残高も減少する一方で、改正前の50%にまで落ち込んでいる。
- ・リスクに対し利息収入が減少しており、利益確保が困難で事業の将来性が危ぶまれる。
収益構造の脆弱化により、やむなく従業員の整理などで耐えている。
- ・利息が下がったうえ、書類等も増え、貸付けをするのも難しくなり、顧客が増えないため、金融業を営むのが困難になってきている。
- ・短期つなぎ融資は、現状の上限金利ではリスクをカバーできず、融資が不可能となっており、顧客の要望に応えられなくなった事による顧客離れが生じている。
当然、収益の低下が避けられず、また、同業他社への借換えによる返済等が少なくなった事による、回収率の低下も問題となっている。
- ・総量規制による既存会員の借入枠の減枠、廃止による貸出金残高の減少とともに新規会員への借入枠の付与が制限される状況から、さらに残高の減少が続いている。貸出金利引下げに続き、総量規制により、大幅に営業収益が減少している。総量規制の遵守のため、システム導入に係る費用、審査・管理における人的負荷が一段と増加している。

②【事業継続の障害】(22、23、24年度)聞き取り対象協会員：213会員

- ・事業継続の障害については、「①総量規制」が最も高く、次いで「②上限金利の引下げ」となっている。
- ・特に、これらの障害は、消費者向け業態で顕著に示されている。
- ・「③過払い金返還」についても14%を占めている。

(Nは回答協会員数)



※その他としては、「年収制限」、「銀行系の規制がいくぐり融資」、「主任者試験」、「借りてが強い」など

参考：【事業継続の障害について、聞き取り内容（抜粋）】

- ・上限金利の低下、総量規制、過払い金返還の問題が障害となっている。特に、当社は業歴が長いので、過払い金対応には頭を痛めている。
- ・総量規制など貸付けの条件が厳しくなり、お客様の希望どおりの貸付けができなくなってきている。
- ・法令に合わせたシステム改修の費用負担が重い。
- ・貸出の原資である資金調達が、貸金業者というだけで難しくなっている。

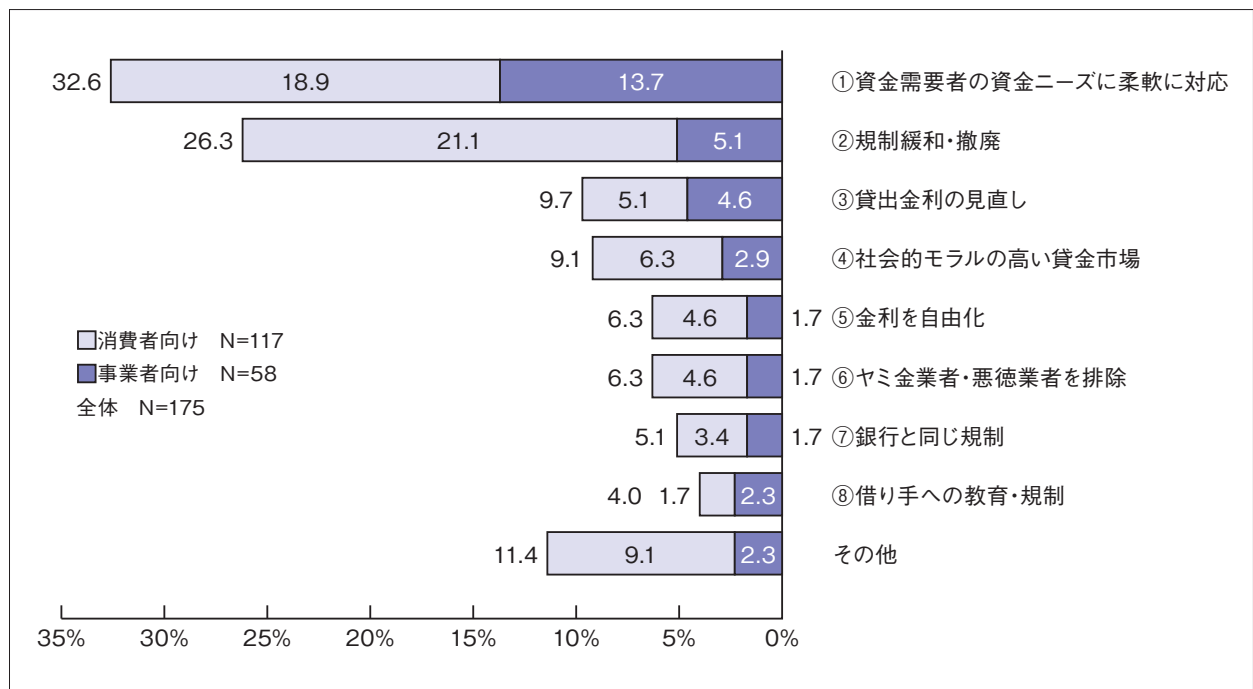
総量規制や上限金利など消費者ローン向けの規制強化が、消費者ローン市場の縮小だけでなく、事業者・法人向けローン市場の収縮にもつながり、経済全体の妨げになっている。

- ・貸付金利面での影響こそ少ないものの、総量規制等により確実に融資先が減少し、今後の貸付残高が大幅に落ち込む事になれば、大きな障害となる。
 - ・大・中・小企業が全て同じ規制で経営するのが、非常に障害となっている。
 - ・返済能力があると見込まれる顧客についても、年収制限等の総量規制により排除されている。
- 配偶者貸付等の契約に関しては、書面の取得や同意等が困難であり、資金需要者の望む形で機能していない。

③【貸金市場はどうあるべき】(22、23、24年度)聞き取り対象協会員:212会員

- ・「①資金需要者のニーズに対応」と「②規制緩和・撤廃」の2項目で約6割を占めているほか、「④社会的モラルの高い貸金市場」も9%を示している。

(Nは回答協会員数)



※その他としては、「過払い金返還CMが異常であり取締」、「規制は一部の業者のみに適用」など

参考:【貸金市場はどうあるべきについて、聞き取り内容(抜粋)】

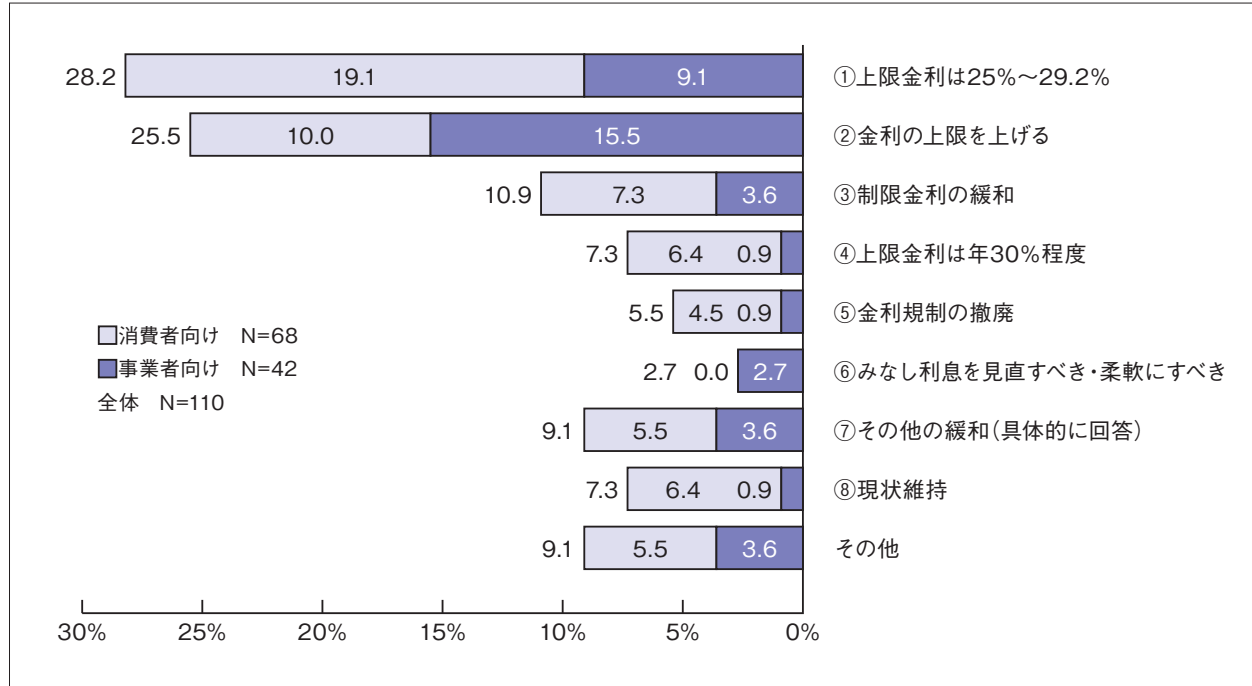
- ・健全な利用者が市場を支えているのは間違いない。その健全な利用者のニーズに対応できる整備を計り、については地域経済の発展にはかせない立ち位置にならない。
- ・資金需要者が金融機関から低利で融資を受けたいと要望しても、緊急に資金が必要な場合にすぐに借りる事ができない。又借入れが可能な日迄の短期の資金をすぐ借りる事ができる貸金業の存在は、資金需要者にとっては単に利息だけの問題ではない。この間の貸付をするのが中小の貸金業者である。
- ・資金需要者にサービスを供給できるよう、適正な営業店の保護及びヤミ金の取締りの強化が必要である。
- ・資金需要者には「個人」「法人」、「消費者」「事業者」、「無担保」「有担保」など様々な形態があるが、貸金業者が貸付を行う場合は全て貸金業法上の規制を受ける。融資形態により規制の緩和を図り、資金需要者の資金ニーズに柔軟に対応できるようにすべきである。
- ・完全施行後、切実に資金を必要とする低所得者層には非常に厳しい環境となっている。当然、過剰貸付防止には努めなければならないが、こういった人達を切り捨てない様な柔軟性を持った市場であるべき。
- ・消費者教育を行って、借り手責任も明確にした金融市場であるべき。

- ・過剰貸付けや違法な取り立てを業界から排除し、真に消費者の利益となる融資を行うことによって、社会から存在価値を認められる貸金市場を形成していかなければならない。

④【金利規制について】(23、24年度)聞き取り対象協会員:149会員

- ・規制の緩和(72%)と規制撤廃(6%)で約8割を占めている。
- ・中でも「①上限金利は25%～29.2%」の改正前の水準にすべきとするものが最も多い。

(Nは回答協会員数)



※⑦のその他の緩和(具体的に回答)…「金利は100万以下・以上の二段階」、「三段階の金利を一本化する」、「借入形態(新規事業資金、短期貸付)による金利設定」など

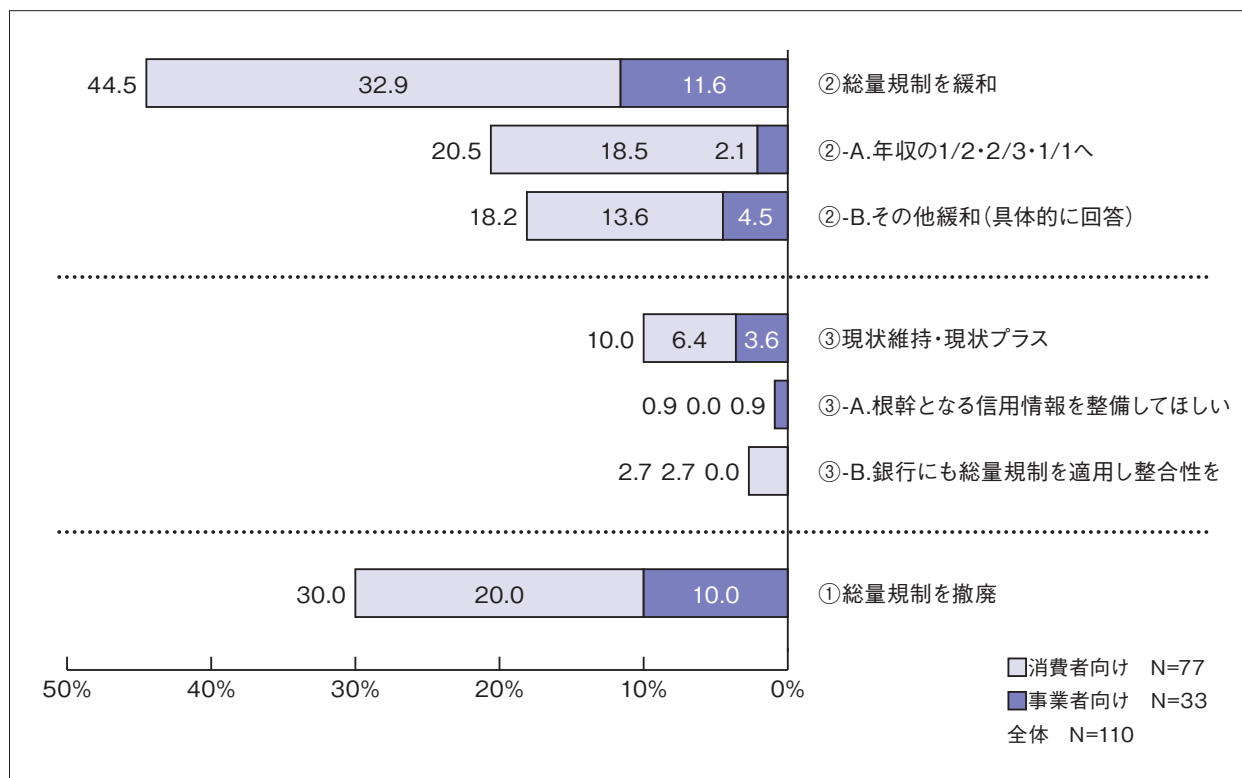
参考:【金利規制について、聞き取り内容(抜粋)】

- ・金利は商品性とリスクの大きさによって決まらなければならない。法律で金利の上限を決めたことで商品の自由度が狭まってしまい、ヤミ金へ資金需要が移る可能性が高くなると思われる。
- ・貸金業者の大多数は資金調達力が弱く貸倒リスクが高いという傾向がある。事業としてやっていくには、それら調達コストと貸倒リスクに見合う金利収入が必要である。
- ・小規模な業者が小額でリスクのある融資はできない。
- ・現行金利だと商売が成り立たない。貸金業は本来、無担保で借りられるのが魅力だったわけで、年15%で無担保では採算がとれない。
- ・事業者貸付は1件当たりの金額が大きいので、現状金利では貸倒リスクに対応できない。
- ・現在の金利規制ではリスクを考慮し、審査を厳格にせざるをえず、中小企業の急なつなぎ資金等のニーズに対応できない。
- ・事業を継続する中で、保全のない中小零細企業は少々金利が高くても資金を調達したいと考えている。貸金業者がそうしたニーズに応えるためにも、上限金利は引き上げるべきである。
- ・多様な資金ニーズに応じるには、個別案件毎のリスクに見合った金利設定が出来るようにすべきである。
- ・適用金利とデフォルトリスクを比較すれば、従来の底辺層への貸出しはハードルが高くなる。顧客の選択の幅を広げるには、金利規制を緩和すべきである。
- ・業界はリスクを取って貸付けを行っているので、自己裁量の範囲を広げるべきである。
- ・小額、短期に関しては制限金利を緩和すべきである。

⑤【総量規制について】(23、24年度)聞き取り対象協会員:150会員

- ・規制の緩和(45%)と規制撤廃(30%)で約3/4を占めており、規制の現状維持関連は1割程度に過ぎない。

(Nは回答協会員数)



※②は②-A及び②-Bは②へ含まれ、③-A及び③-Bは③に含まれる。

参考:【金利規制について、聞き取り内容(抜粋)】

- ・銀行は「総量規制の対象外」と広告を出しており、銀行貸付と貸金業貸付を区別するのは不公平であり、総量規制を撤廃して欲しい。
- ・年収の3分の1という基準の根拠が曖昧である。
- ・同等の収入がある世帯であっても家族構成等によって世帯間に資金需要の格差があるにも関わらず、総量規制でもって一律年収の3分の1としていることから、妥当な資金用途のある資金需要者であっても資金の借入ができない状況は、純粋な経済活動の妨げになっていると危惧しています。
- ・現状では、個人顧客からの小口、短期の資金ニーズに応えられない。
- ・前年の収入が本年、来年の収入を担保する訳ではない。
- ・総量規制の影響で、借入が困難な利用者が増えてきている。
- ・年収の2分の1とした場合でも、支払意思、能力のある顧客は返済可能である。
- ・一律の規制であるため、貸し手・借り手の意思を尊重した柔軟な貸付ができない。借り手の中には資金が借りられないことで、本来は必要のない破綻に追い込まれる人がいる現状を鑑みると、規制を見直すべきである。

6.【参考】平成25年度監査計画

平成25年度の監査計画は、平成24年度監査における監査結果及び改正貸金業法第4条施行（完全施行）後3年経過する中、貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（平成25年4月24日公表）。

(1)監査の基本方針

- ①本協会の監査は、貸金業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の確保を目的とする。
- ②協会の法令及び協会の定款その他諸規則の遵守状況と、それらを遵守するための内部管理態勢の実施状況を確認し指導する。法令等違反に対しては厳正に対処する。
- ③監査の実施に当たっては、協会自身自身の業務運営に関する自己改善努力を最大限に活かしつつ、協会のコンプライアンス及び内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような監査を行う。
- ④また、実地監査と書類監査の連携を更に強化し、協会の業務実態を的確に把握するとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会に対しては、他の自主規制部門と連携した指導強化に努め、適正な業務運営の確保を図る。
- ⑤監査の実施により、自主規制機関としての機能を発揮し、貸金業界の信頼性と健全性の向上を目指す。

(2)監査の重点項目

平成25年度は次の項目を重点項目として、点検・検証する。

- ①資金需要者保護のための重点項目として
 - ・過剰貸付けを防止する観点から、「過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）」について
 - ・取引の適正化を確保する観点から、「書面交付」及び「取立て行為」について
- ②貸金業者の健全性確保のための重点項目として
 - ・コンプライアンス及び内部管理態勢の充実を図る観点から、「法令等遵守態勢」について
 - ・貸金業務の適正な運営を確保する観点から、「貸金業務取扱主任者の機能発揮」について
 - ・社会的責任を果たす観点から、「反社会的勢力による被害の防止」について

(3)その他監査計画に掲げた主な事項

- ①実地監査対象会員数は100協会程度とするが、このうち3/4は消費者向け無担保貸金業者とする。
- ②書類監査は、全協会を対象に年1回実施することとし、効率的かつ実態に見合った監査を行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報・啓発活動

1. 広報活動

自主規制機関としての取り組みや、業界の健全化の状況について広く社会に伝え、協会及び業界の社会的評価、信認の更なる向上に努めることを目的として、広報活動を次のとおり行った。

(1)「JFSAnews」の発行・配布

業務の適正な運営に資する情報、業界動向、協会活動状況等について、主に協会員を対象に月1回、4,500部（平成24年12月より4,000部、平成25年2月より3,900部）を発行した。

(2)「特集JFSA」の発行・配布

業界の健全化の取り組み内容や、消費者団体、行政担当官との対談や寄稿等の掲載を通じ、業界に対する理解の促進を図るため、協会員のほか、業界関係者等を対象に、12号（平成24年4月）及び13号及び13号別冊（同年11月）を各9,000部発行した。

(3)その他

- ①協会ホームページを通じて協会活動等に関する情報をタイムリーに発信した。
- ②月刊消費者信用に協会活動の記事を入稿し、協会の取り組みについて広く広報した。

2. 啓発活動

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、協会の役割、貸金業相談・紛争解決センターの活用・認知促進等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、啓発活動を次のとおり行った。

(1)資金需要者等を対象とした、リーフレット類の製作及び配布

- ①小冊子「ローン・キャッシングQ & A BOOK」を22万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ②金銭教育教材「くらしとローン・クレジット」を希望する教育機関等に継続して配布した。
- ③貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。
- ④ヤミ金融被害防止ポスター・リーフレットを継続して配布した。

(2)講師派遣・出前講座の実施

高等学校、大学のほか、消費者団体等の要請を受け、学生・一般消費者等を対象とした消費者啓発のための講師派遣・出前講座を延べ15回実施し、725名の参加があった。また、相談窓口担当者向け講座を延べ28回（参加者866名）、企業向け講座を延べ7回（参加者225名）実施した。

(3)協会ホームページの活用

- ①協会ホームページ内の悪質業者一覧の更新等の管理を行い、資金需要者等にヤミ金融との接触防止等に関する注意喚起を行った。
- ②協会ホームページ内の「貸金業法について」において、引き続き資金需要者等から広く意見を収集するため、ご意見フォーム等の管理を行った。

(4)その他

- ①東京都産業労働局金融部貸金業対策課主催による「一都三県合同ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(平成24年6月・11月)に参加するなど、各自治体が行うヤミ金融被害の未然防止等を目的とした諸活動に協力した。
- ②多重債務者向け相談窓口の案内ポスターの配布等、政府広報に協力した。

2 調査・研究活動

1. 調査研究活動の概要

自主規制機関としての位置付け等に鑑み、貸金業界の統計資料として中立・公正性の確保と連続性の観点から、貸金業が担う資金供給機能等の現状と課題を検証することを目的として「貸金業者」および「資金需要者」を対象とした各種調査等下記のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成24年8月～ 平成24年9月	貸金業者向け調査	協会員、非会員	平成24年11月16日公表
平成24年8月	資金需要者向け調査	資金需要者	
平成24年4月～ 平成25年3月	月次実態調査 (※平成24年9月末現在59社)	協会員	毎月公表

2. 調査研究成果等の公表

貸金業界の統計資料として中立・公正性の確保と連続性の観点等から、実施した各種調査結果や、関連する公知情報等をひとつに取りまとめて(「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」として)効果的な公表を行った。

また、貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。

なお、調査研究の成果等については、協会の定期刊行物や、ホームページ等で広く公表を行うとともに、ニュースリリース(金融庁及び日本銀行各記者クラブへの投函)を実施した。

3. 調査結果等の取りまとめ

平成23年度の協会活動状況および、関連する法令、統計情報などをわかり易くとりまとめ、「平成23年度版年次報告書」を平成24年8月に発刊した。

4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①金融庁へ提出し、8月2日、中塚内閣府副大臣出席の政府ヒアリングにおいて要望した。
- ②9月22日、民主党「政策調査会税務金融部門会議」において要望した。
- ③自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」に提出した。

5. 平成24年度 出前講座の実施実績

(1)相談対応窓口担当者向け講座

自治体の消費生活センター等の消費者対応窓口担当者を対象に、多重債務問題の解決に向けた相談対応の研修等をテーマに延べ28回実施し、866名が参加。

開催日	主催団体等	開催日	主催団体等
4月24日(火)	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(東北)	11月22日(木)	広島県環境県民局消費生活課
4月27日(金)	財務省 財務総合政策研究所東海研究支所	12月4日(火)	公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会
6月7日(木)	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(北海道)	12月4日(火)	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟
6月18日(月)	仙台市消費生活センター	12月26日(水)	松江市役所 消費・生活相談室
6月22日(金)	仙台市消費生活センター	1月30日(水)	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(東海)
7月10日(火)	千葉県多重債務対策本部	1月31日(木)	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(北陸)
7月17日(火)	八戸市商工労働部商工政策課	2月7日(木)	松戸市消費生活課
7月25日(水)	八王子市消費生活センター	3月2日(土)	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会九州支部
9月4日(火)	高槻市市民生活部	3月7日(木)	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(四国)
9月24日(月)	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	3月8日(金)	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(中国)
10月13日(土)	長崎県消費生活センター	3月11日(月)	習志野市消費生活センター
10月17日(水)	岩手県立県民生活センター	3月12日(火)	日野市企画部地域協働課
11月12日(月)	富山県生活環境文化部	3月22日(金)	川西市消費生活センター
11月20日(火)	財務省 東海財務局財務広報相談室	3月25日(月)	足立区消費者センター

(2)消費者向け講座

資金需要者(消費者)を対象に金融に係る基礎知識や金融トラブル事例と被害防止策をテーマに延べ15回実施し、725名が参加。

開催日	主催団体等	開催日	主催団体等
5月24日(木)	一宮市経済振興課	11月15日(木)	大島消費生活相談所(徳之島町)
6月14日(木)	日本大学商学部	11月16日(金)	大島消費生活相談所(天城町)
6月20日(水)	仙台市消費生活センター(仙台市教育センター)	11月16日(金)	大島消費生活相談所(伊仙町)
7月12日(木)	中播磨消費生活創造センター (中播磨多重債務等対策連絡協議会)	12月6日(木)	大阪国際大学
8月30日(木)	松江市市民部 消費・生活相談室	12月10日(月)	東京都立忍岡高等学校
9月14日(金)	大島消費生活相談所(喜界島)	12月12日(水)	九州産業大学経営学部
11月13日(火)	大阪商業大学	12月27日(木)	習志野市消費生活センター
		3月6日(水)	長久手市役所

(3)企業向け講座

企業を対象に法令遵守、個人情報保護、協会監査などをテーマに延べ7回実施し、225名が参加。

開催日	主催団体等	開催日	主催団体等
6月1日(金)	株式会社オーシー	2月15日(金)午前	りそなカード(株)大阪管理部
6月8日(金)	三菱電機クレジット株式会社	2月15日(金)午後	りそなカード(株)大阪管理部
7月13日(金)	株式会社建設経営サービス	3月13日(水)	日本郵便株式会社 東京支社地区統括部
8月6日(月)	ユーシーカード株式会社		

Ⅲ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

当協会は、貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う指定試験機関として平成21年6月18日に内閣総理大臣の指定を受けており、平成24年度は第7回試験を実施した。また、貸金業法に基づく登録講習機関として、平成24年度は全国で56回の登録講習を実施した。なお、主任者登録についても、金融庁長官の委任を受け、当協会が行っている。

貸金業務取扱主任者制度とは

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法が完全施行された平成22年6月から次のような制度に改正された。すなわち、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験に合格し登録を完了した貸金業務取扱主任者を、法令で定める数、貸金業者の営業所または事務所ごとに配置し、他の従業者に対する助言・指導等を通じて、貸金業者の法令遵守の徹底を図るというものである。

貸金業務取扱主任者は、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言または指導を行い、法令等を遵守して貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせる役割を担っている。

一方、貸金業者は、貸金業務取扱主任者がこうした助言や指導の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮をしなければならないと定められている。

2. 資格試験の実施

全国17試験地（21会場）において平成24年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

(1)試験の実施結果

試験実施結果

試験日	平成24年11月18日（日）
試験地及び会場数	全国17試験地・21会場
受験申込者数	11,520人
受験者数	10,088人
受験率	87.6%
合格者数	2,599人
合格率	25.8%
合格基準点	50問中29問正解
合格発表日	平成25年1月11日（金）

(2)合格者の概要

年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	17.2%	33.0%	30.6%	17.3%	1.9%
合格率	20.3%	27.5%	26.0%	29.4%	28.9%

男女別構成

	男性	女性
構成比	78.6%	21.4%
合格率	28.4%	19.2%

※平均年齢 40.0歳

試験地別構成

構成比	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	横浜	高崎	名古屋	金沢
	2.3%	3.8%	6.1%	41.5%	5.5%	8.6%	1.5%	5.5%	1.0%

構成比	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
	9.5%	3.0%	2.0%	2.2%	1.6%	4.2%	0.9%	0.8%

(注) 小数点以下2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

(3)科目別設問形式別出題数の推移

科目別設問形式別出題数

	設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計
		適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	

第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50

第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50

第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50

第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50

第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50

第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50

第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50

(注) 各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題しています。

3. 登録講習の実施

(1)平成 24 年度講習受講要領の公表等

- ①平成 24 年度講習は、平成 21 年度から開始された資格試験（21 年度 4 回実施）を経て初めて貸金業務取扱主任者となった者が大量に更新時期を迎えるため、登録講習の受講申込及び主任者登録の更新手続き等について、平成 23 年 10 月から、大手業者への訪問説明、協会報及び業界紙への記事掲載、説明会の開催（平成 23 年 12 月東京・大阪）等、早い段階から周知活動を行った。
- ②平成 24 年 1 月～2 月に、更新対象となる主任者個人（約 36,000 名）に対し案内文書を送付した。

(2)講習補助資料の作成

平成 24 年度講習教材（「講習テキスト」、「実務の手引き」、「関係法令集」）は、平成 23 年度末に改訂を行ったが、犯罪収益移転防止法等の関係法令の最新の動向等に関する説明資料として、講習補助教材を作成した。

(3)講習の実施及び結果

実施日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数	実施日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数
5月8日	東京	488人	477人	97.7%	477人	8月28日	熊本	228人	226人	99.1%	226人
5月10日	大阪	482人	476人	98.8%	476人	8月30日	東京	559人	546人	97.7%	545人
5月22日	東京	494人	482人	97.6%	482人	9月4日	大阪	533人	518人	97.2%	518人
5月24日	仙台	273人	269人	98.5%	269人	9月6日	福岡	503人	492人	97.8%	492人
5月29日	名古屋	484人	472人	97.5%	472人	9月11日	仙台	282人	279人	98.9%	279人
6月6日	福岡	457人	452人	98.9%	452人	9月19日	大阪	538人	522人	97.0%	522人
6月14日	東京	496人	493人	99.4%	493人	9月20日	東京	501人	487人	97.2%	486人
6月19日	東京	473人	464人	98.1%	464人	9月25日	名古屋	539人	526人	97.6%	526人
6月21日	大阪	525人	515人	98.1%	515人	9月27日	東京	505人	490人	97.0%	490人
6月26日	高松	261人	258人	98.9%	258人	10月4日	東京	556人	541人	97.3%	541人
6月28日	東京	545人	529人	97.1%	529人	10月11日	大阪	532人	508人	95.5%	508人
7月3日	東京	554人	543人	98.0%	543人	10月16日	東京	504人	486人	96.4%	486人
7月5日	札幌	402人	394人	98.0%	394人	10月18日	東京	483人	472人	97.7%	472人
7月9日	沖縄	191人	185人	96.9%	185人	10月25日	高松	225人	193人	85.8%	193人
7月12日	東京	498人	484人	97.2%	484人	10月30日	札幌	303人	290人	95.7%	290人
7月12日	東京	477人	468人	98.1%	468人	11月6日	大阪	307人	304人	99.0%	304人
7月18日	東京	551人	540人	98.0%	540人	11月8日	東京	488人	471人	96.5%	471人
7月20日	大阪	633人	621人	98.1%	621人	11月27日	広島	145人	138人	95.2%	138人
7月24日	広島	323人	319人	98.8%	319人	11月29日	東京	508人	489人	96.3%	489人
7月26日	東京	557人	541人	97.1%	541人	12月4日	名古屋	222人	214人	96.4%	214人
7月30日	東京	550人	537人	97.6%	537人	12月7日	大阪	247人	239人	96.8%	239人
7月31日	仙台	283人	275人	97.2%	275人	12月11日	東京	509人	496人	97.4%	496人
8月2日	金沢	188人	183人	97.3%	183人	12月17日	仙台	150人	144人	96.0%	144人
8月7日	高崎	274人	267人	97.4%	267人	12月21日	福岡	270人	264人	97.8%	264人
8月9日	福岡	475人	468人	98.5%	468人	1月17日	東京	484人	460人	95.0%	460人
8月10日	広島	146人	142人	97.3%	141人	2月7日	大阪	225人	214人	95.1%	214人
8月21日	静岡	198人	194人	98.0%	194人	2月21日	東京	504人	475人	94.2%	475人
8月23日	東京	497人	483人	97.2%	483人	3月21日	東京	305人	290人	95.1%	290人

平成 24 年度計	22,930 人	22,305 人	97.3 %	22,302 人
-----------	----------	----------	--------	----------

（注）7 月 12 日は、同日 2 会場（汐留、新宿）で実施した。

（注）6 月 26 日、高松会場において、瀬戸大橋線の運行停止の影響で受講者の大量未着が発生したが、講習実施マニュアルに基づき、開始時刻の繰り下げ及び時間割変更等により対応した。

講習実施場所別結果

実施場所	実施回数	受講者数	構成比率	修了者数
札幌	2回	684人	3.1%	684人
仙台	4回	967人	4.3%	967人
高崎	1回	267人	1.2%	267人
東京	24回	11,744人	52.7%	11,742人
静岡	1回	194人	0.9%	194人
名古屋	3回	1,212人	5.4%	1,212人
金沢	1回	183人	0.8%	183人
大阪	9回	3,917人	17.6%	3,917人
高松	2回	451人	2.0%	451人
広島	3回	599人	2.7%	598人
福岡	4回	1,676人	7.5%	1,676人
熊本	1回	226人	1.0%	226人
沖縄	1回	185人	0.8%	185人
計(13地域)	56回	22,305人	100.0%	22,302人

(4)受講者アンケートの実施

主任者活動の実態把握及び支援策の検討のため、受講者アンケートを実施（講習開始時に配布、終了時に回収）し、20,930名から回答を得た（回収率93.8%）。

アンケート結果の分析を行い関係部署との情報共有化を図るとともに、今後の主任者活動の支援策について検討する。

(5)受講者からの質問内容の整理

講習では3時限と5時限に質疑応答の時間を設け、受講者からの質問に対して会場講師が回答しているが、平成24年度全体で約500件の質問があった（質問票を含む）。

主任者活動の支援策として、受講者からの質問の内容と講師の回答をテーマ別に整理した「よくある質問」のマイページ掲載を準備する。

4. 主任者登録事務の実施

(1)主任者登録の処理状況

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

申請書類受付件数	21,419
登録完了通知発送件数	1,697
登録更新完了通知発送件数	16,127
登録の変更・取消し・抹消件数	12,369

(2)マイページ登録状況

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
登録主任者数	37,708人	40,219人	32,988人
マイページ登録者数	8,945人	12,179人	11,641人

（注）24年度下期以降、登録有効期間満了により登録抹消となる者（マイページ登録者を含む。）が多数発生しているため、マイページ登録者数は現状維持程度で推移中。

(3)主任者登録の更新の状況

	更新対象者数	更新者数	累計更新率
24年12月	818	426	52.1 %
25年1月	7,936	4,235	53.2 %
2月	4,735	2,992	56.7 %
3月	7,261	4,186	57.1 %

(注) 更新対象者数：平成21年度当該月の主任者登録完了者数

5. お問い合わせ状況

(1)お問合せ窓口の対応状況

平成24年度お問合せ窓口における問合せ件数の推移

	試験	講習	主任者登録	合計	前年同月比
4月	81	1,095	363	1,539	342.0 %
5月	62	1,228	449	1,739	303.5 %
6月	127	1,055	400	1,582	328.9 %
7月	253	967	742	1,962	317.5 %
8月	333	875	996	2,204	288.1 %
9月	379	789	887	2,055	264.5 %
10月	174	825	1,360	2,359	417.5 %
11月	938	732	1,357	3,027	164.5 %
12月	44	487	1,185	1,716	205.0 %
1月	278	551	1,272	2,101	62.4 %
2月	76	711	1,003	1,790	53.1 %
3月	55	419	893	1,367	59.5 %
年間計	2,800	9,734	10,907	23,441	—
前年比	61.3 %	137.1 %	255.1 %	147.0 %	—

Ⅳ. 建議要望

1 平成25年度政府税制改正に関する要望

平成24年6月、平成25年度税制改正に関し、次の項目について金融庁に要望し、総務省、経済産業省、国土交通省が管轄する項目については併せて各省に要望した。

1. 貸金業界の適切な資金供給機能を確保するために

(1) 過払利息返還に係る法人税の繰戻還付

貸金業者は、昭和58年施行の「貸金業の規制等に関する法律」に基づき営業を行い、利息については、同法43条の規定により、益金としてそれぞれ受取年度において収益計上し、各年度の決算に応じて納税を行ってきた。

しかしながら、平成18年1月の最高裁判所の判決以降、過去に収益として計上した利息に対する返還請求が急増している。

については、過払利息返還に係る損失分について、民法上の時効である10年を限度として課税された過年度の法人税額を還付していただきたい。

(2) 破産債権の取扱いの見直し

個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。税務上は、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっている。

このような実態を踏まえ、会計実務と税務上の差異を解消して手続きの整合性を取るため、貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

(3) 「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の消費者ローンへの適用

「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」は売掛債権にのみ認められ、金銭債権には認められていない。しかし、いわゆる消費者ローンによる金銭債権はほとんどが小口で無担保無保証であり、売掛債権と同様の性質が考えられる。

については、当該制度の形式基準を消費者ローンに対しても認めていただきたい。

(4) 欠損金の繰越控除制度の見直しと繰戻還付期間の延長

欠損金の繰越控除制度は、期間が7年から9年に延長された一方で、控除限度額が80%に制限された。当該制限により実質上赤字法人へも課税され、財務要因の悪化につながる。

赤字法人の経営体力回復と企業経営の長期安定化に資するため、繰入限度額を100%に戻し、繰越期間については欧米並みに延長していただきたい。

また、繰戻還付については、期間が1年と短いため、少なくとも2年に延長していただきたい。

2. 経済の活性化と課税の適正化のために

(1) 印紙税制度の見直しによる負担軽減

印紙税制度に関しては、電子取引の増大等経済事情の変化を踏まえると、現行の経済システムにそぐわない制度となってきた。貸金業界特有の事情としては、昨今電子取引が一般化する中で、法令で発行が義務付けられた文書への課税があり、他の法令が適用される消費者契約に係る課税との不公平感や過度

の負担感のある制度となっている。このような制度上の問題を解決するため、印紙税制度を抜本的に見直し、税負担の公平性を期していただきたい。

(2)登録免許税の負担軽減・簡素化

登録免許税は手数料的な性格であることを踏まえ、有担保貸付時に資金需要者に負担のかかる抵当権等の設定登記をはじめとする、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化していただきたい。

(3)住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

住宅取得、住生活の安定確保及び向上をさらに進めるため、資金需要者の負担軽減が図られるよう、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を図っていただきたい。

3. 地方税制度の簡素化と公平性の確立のために

(1)申告・納税等の事務の簡素化

地方税の申告・納税にあたっては、各地方自治体により様式が異なり、一元化した事務を行うことが出来ない。

また、個別に申告・納税しなければならないなど、複数の都道府県に事務所を設置している企業にとっては非常に大きな事務負担となっている。このようなことから、これを一元化して、効率化していただきたい。

(2)外形標準課税制度の見直し

外形標準課税制度は赤字法人にも課税されるばかりでなく、課税標準が多岐にわたって細かく規定され、申告等の事務手続きにおいて、全国規模で事業所を有する法人には多大な負担がかかっている。

近年の厳しい経済情勢のもとでは、このような多大な事務負担は法人の経営そのものにもかかわってくることから、従来の所得に対する課税に戻すなど、当該税制度の見直しを図っていただきたい。

2 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見の提出

平成24年8月、消費者庁において「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、同庁へ意見を提出した。

3 その他

1. 各界との懇談

(1)金融庁平成25年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

平成24年8月、金融庁の平成25年度税制改正要望ヒアリングにおいて、貸金業界の平成25年度税制改正に関する要望を行った。

(2)民主党における意見陳述

平成24年8月、「民主党政調査会財務金融部門会議」において、貸金業界の平成25年度税制改正要望について、説明を行った。

(3)自由民主党に対する意見提出

平成24年12月、自由民主党「財政・金融・証券関係団体委員会」に対し、貸金業界の平成25年度税制改正要望を提出した。

付 録

資金需要者及び貸金業者向け
アンケート調査結果報告（概要）

調査概要

① 資金需要者向け調査

- (1) 調査期間：平成24年8月16日から8月28日
 (2) 回答者数：

個人の借入利用者：3,714名	消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他貸金業者から借入残高がある個人の借入利用者を抽出
借入経験のある専業主婦（主夫）：665名	消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他貸金業者から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦（主夫）を抽出
借入経験のある事業者：1,650名	貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者1,348名と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模企業経営者の借入利用者302名を抽出

- (3) 調査方法：インターネット調査法

② 貸金業者向け調査

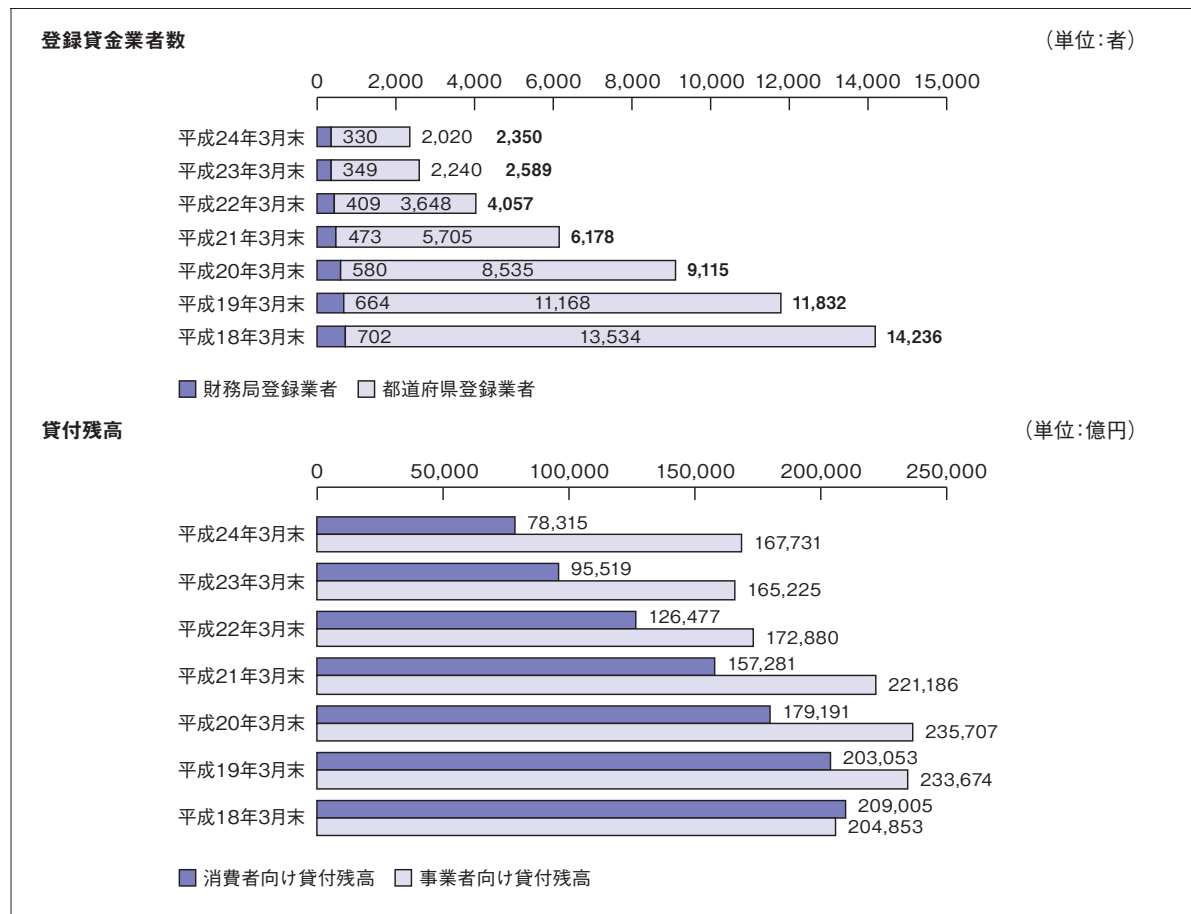
- (1) 調査期間：平成24年8月13日から9月7日
 (2) 回答者数：貸金業者1,187業者
 （協会員：850業者/金融ADR手続実施基本契約締結貸金業者：337業者）
 (3) 調査方法：郵送調査法および電子メールによる調査

調査結果の概要

1. 貸金市場の状況（金融庁「貸金業関係資料集」より）

- (1) 平成18年3月から平成24年3月までの6年間に、登録貸金業者数が14,236業者から2,350業者へと83.5%減少している。
- (2) 貸金業者の消費者向け貸付の残高は、平成18年3月の20.9兆円から平成24年3月には7.8兆円へと62.6%の減少、同じく事業者向け貸付の残高は、20.5兆円から16.8兆円へと18.0%減少している。

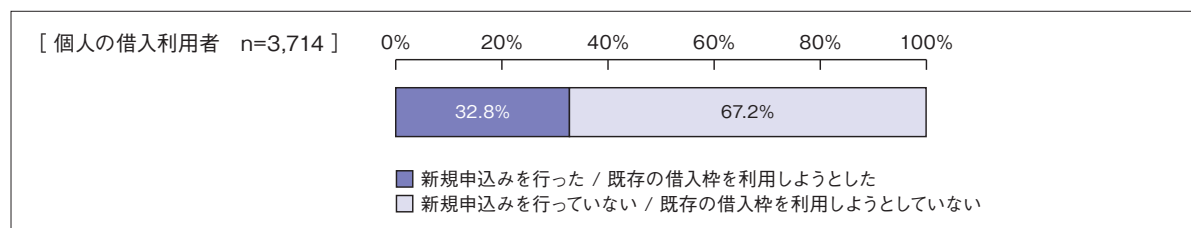
[登録貸金業者数と貸付種別貸付残高の推移（金融庁「貸金業関係資料集」より）]



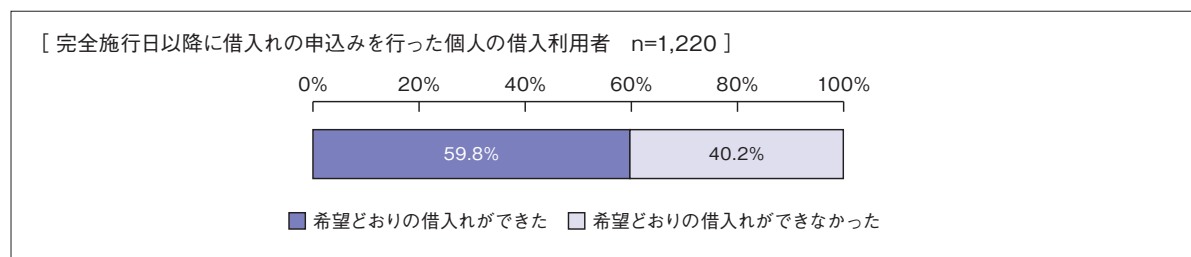
2. 資金需要者（個人）の借入状況

(1)個人の借入利用者の32.8%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち59.8%が希望どおりの借入れができたと回答している一方、40.2%が希望どおりの借入れができなかったと回答している。

[個人の借入利用者における完全施行日以降の申込状況]



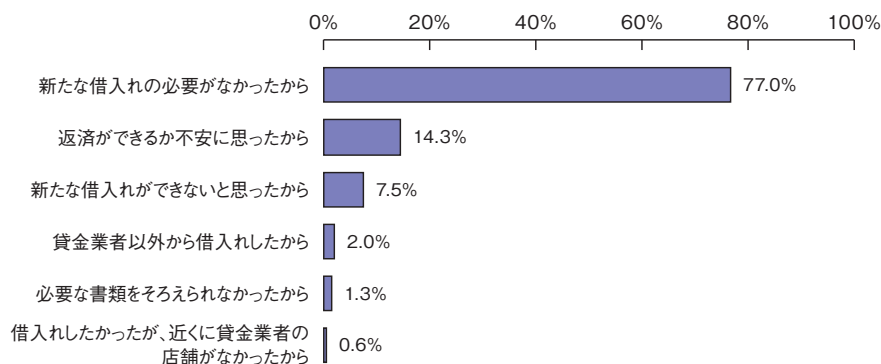
[個人の借入利用者における完全施行日以降の申込結果]



(2)借入を申込まなかった個人（67.2%）の77.0%は、新たな借入を必要としておらず、その理由としては、「現在の収入の中で生活ができているから」が84.6%と最も高い。

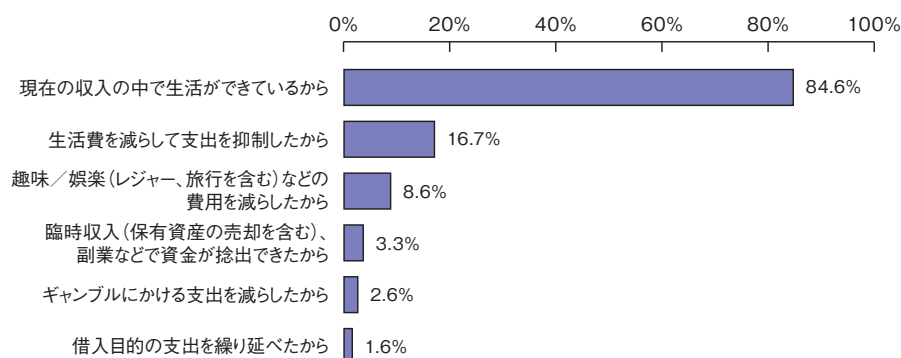
〔個人の借入利用者が完全施行日以降に借入を申込まなかった理由（複数回答）〕

〔完全施行日以降に借入の申込みを行わなかった個人の借入利用者 n=2,494〕



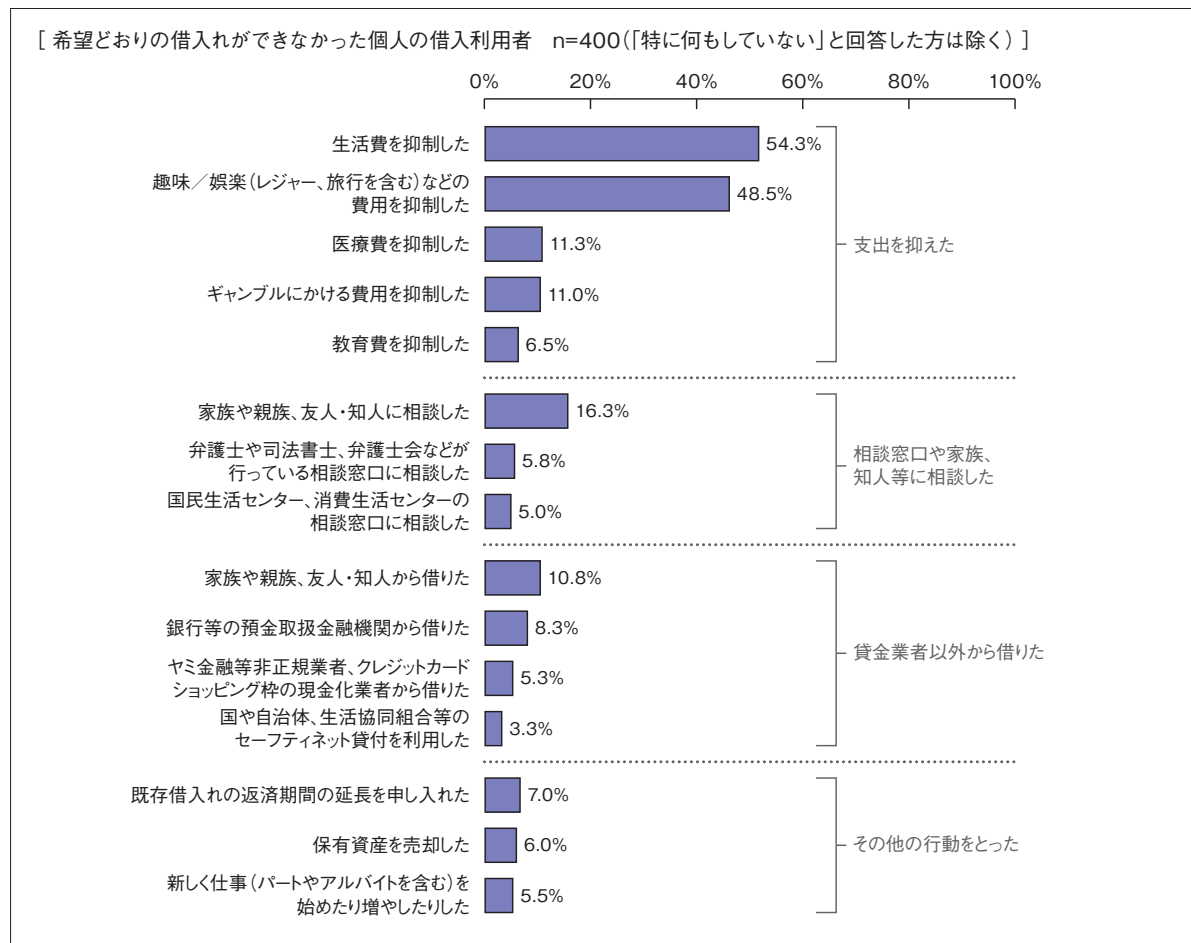
〔個人の借入利用者が完全施行日以降に新たな借入の必要がなかった理由（複数回答）〕

〔完全施行日以降に新たな借入の必要がなかった個人の借入利用者 n=1,921〕



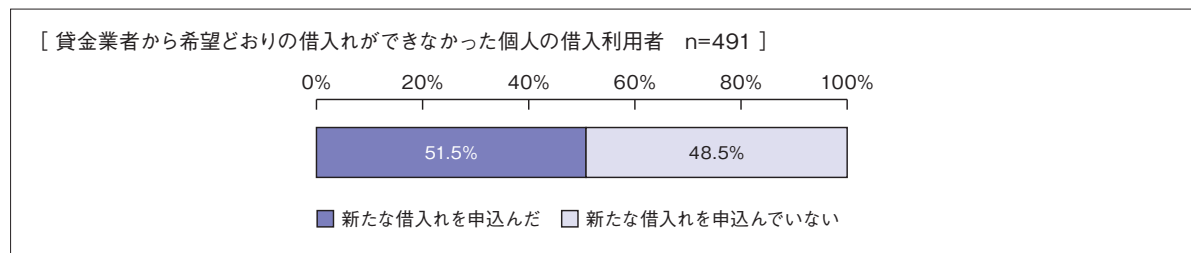
(3)希望どおりの借入ができなかった個人の借入利用者に対して、借入ができなかった際の行動について調査したところ、生活費（54.3%）や趣味・娯楽費（48.5%）の抑制で対応している一方、家族や親族、友人・知人から借りた（10.8%）等の貸金業者以外からの借入でも対応している結果となった。

[希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者の行動（複数回答）]

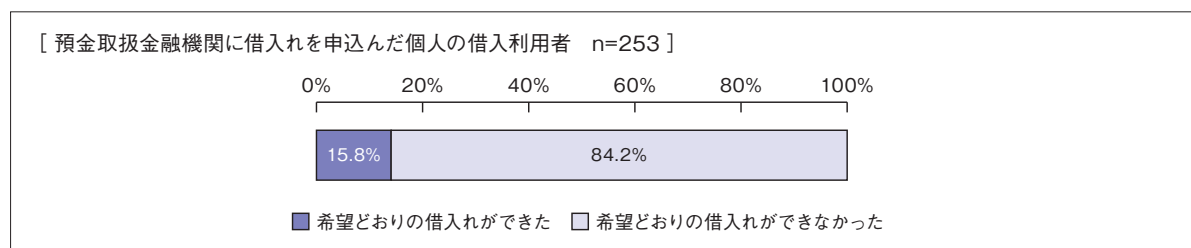


(4)貸金業者から希望どおりの借入れができなかった個人の利用者の51.5%が、預金取扱金融機関に新たな借入れを申込み、そのうち15.8%が「希望どおりの借入れができた」と回答している一方、84.2%が「希望どおりの借入れができなかった」と回答している。

[預金取扱金融機関への借入申込状況]



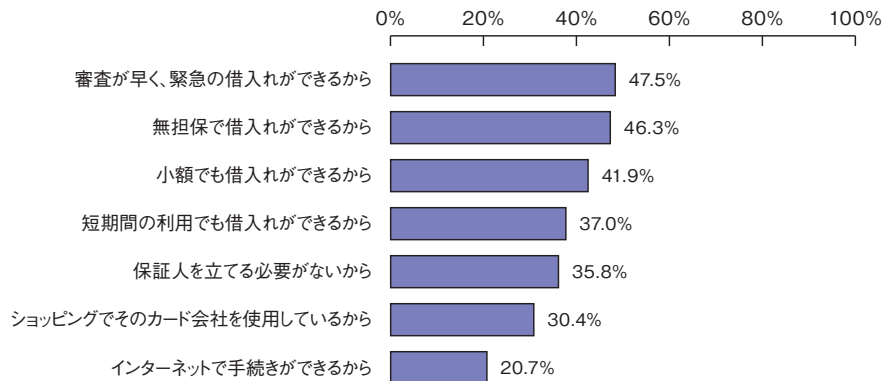
[預金取扱金融機関への借入申込結果]



(5)個人の借入利用者が貸金業者を借入先として選ぶ理由では、「審査が早く、緊急の借入れができるから」が47.5%と最も高く、次いで「無担保で借入れができるから」が46.3%となっている。

〔個人の借入利用者が貸金業者を借入先として選ぶ理由（複数回答）〕

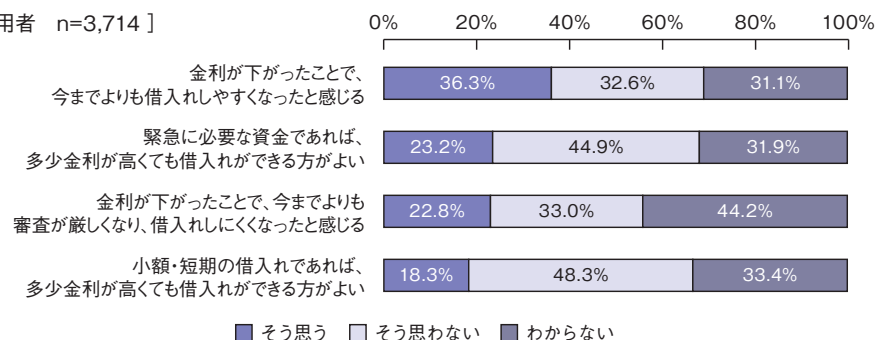
〔今後、貸金業者からの借入れを利用すると回答した個人の借入利用者 n=1,243〕



(6)個人の借入利用者の36.3%が、「金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと思う」と回答した一方で、「そう思わない」と回答した割合も32.6%を占める結果となった。

〔個人の借入利用者の金利規制に対する意見〕

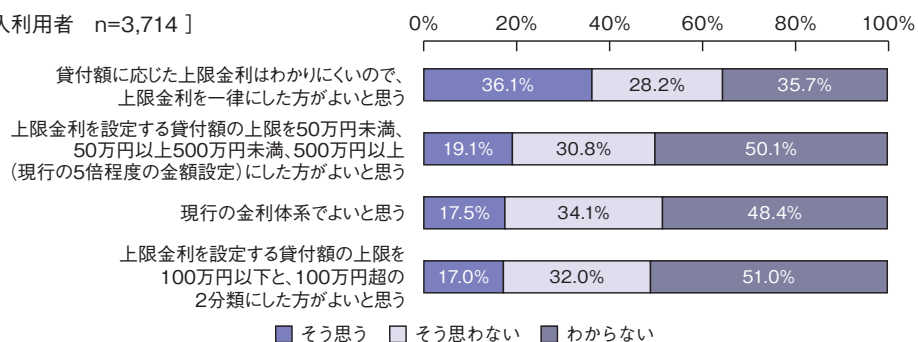
〔個人の借入利用者 n=3,714〕



(7)個人の借入利用者の金利規制変更の必要性に対する意見では、36.1%が「貸付額に応じた上限金利はわかりにくいので、上限金利を一律にした方がよいと思う」と回答している。

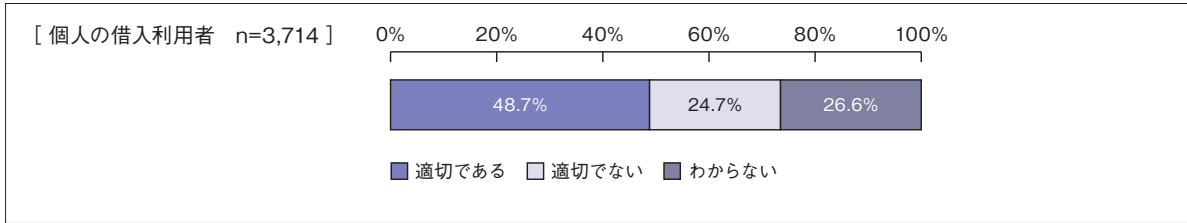
〔個人の借入利用者の金利規制変更の必要性に対する意見〕

〔個人の借入利用者 n=3,714〕



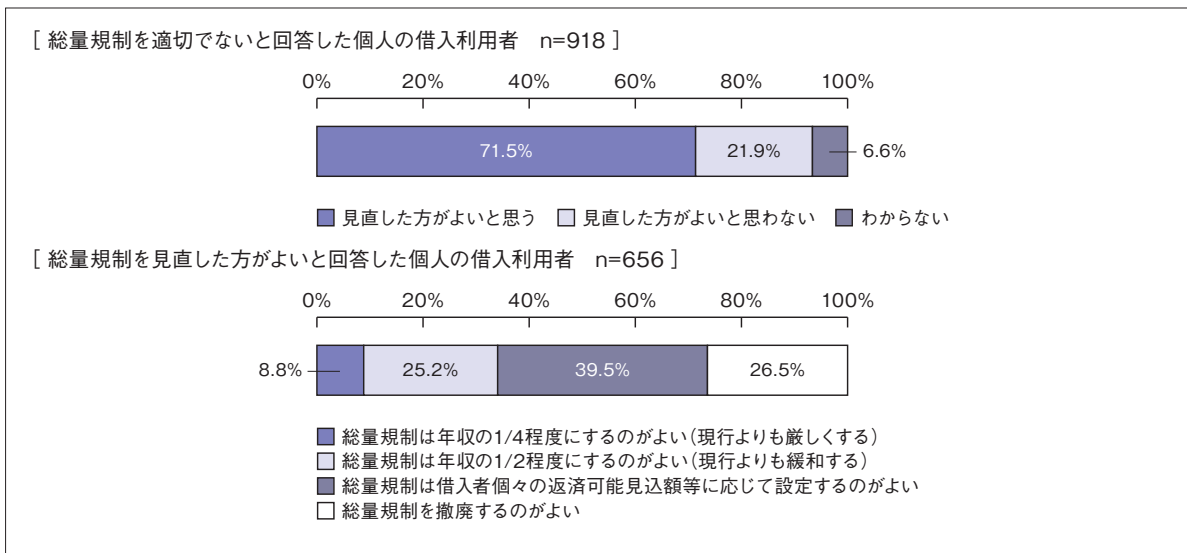
(8)個人の借入利用者の48.7%が、現在の総量規制は適切であると回答している一方、24.7%が適切でないと回答している。

〔個人の借入利用者の総量規制に対する意見〕



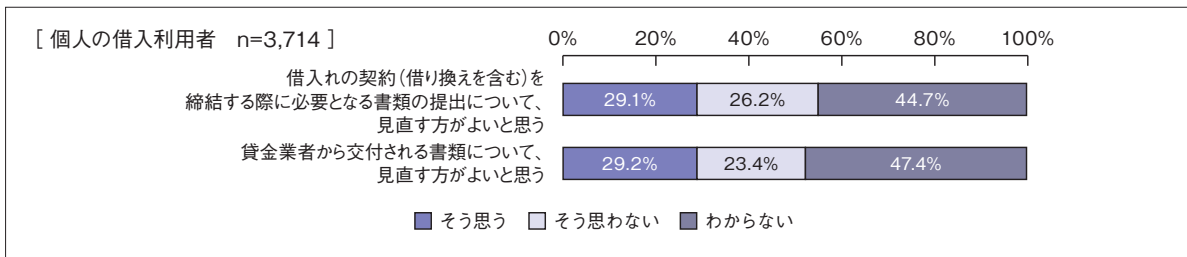
(9)総量規制を適切でないと回答した個人の借入利用者の71.5%が、総量規制を見直した方がよいと回答しており、総量規制の見直しについては、「総量規制は借入者個々の返済可能見込額等に応じて設定するのがよい」が39.5%と最も高く、次いで「総量規制を撤廃するのがよい」が26.5%となっている。

〔個人の借入利用者の総量規制の見直しに対する意見〕



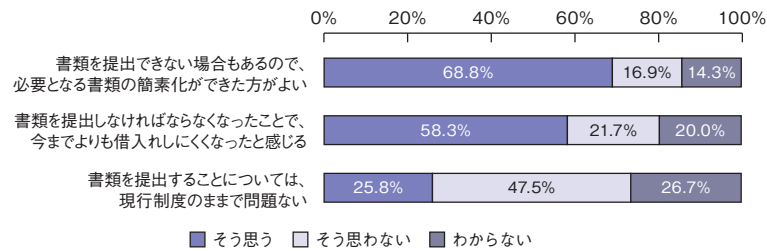
(10)個人の借入利用者の29.1%が、契約に係る事務手続きを見直す方がよいと回答しており、そのうち68.8%が簡素化を望んでいる。また、29.2%が貸金業者から交付される書類について見直す方がよいと回答しており、そのうち75.0%が交付される書類の種類や記載事項が多すぎて分かりづらいとしている。

〔個人の借入利用者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類の見直しに対する意見〕

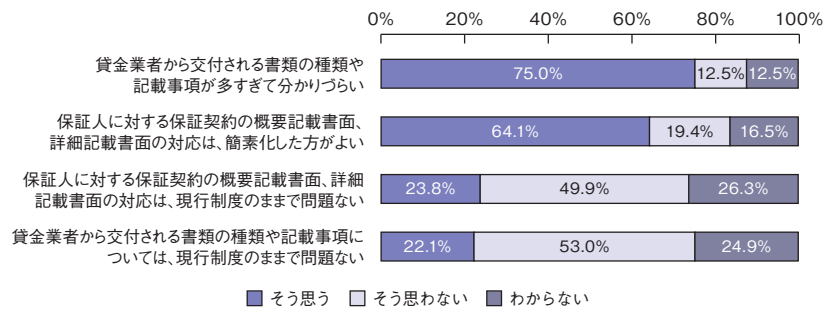


〔個人の借入利用者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類に対する意見〕

〔借入契約の際に必要なとなる書類の提出について見直す方がよいとした個人の借入利用者 n=1,080〕



〔貸金業者からの交付書類について見直す方がよいとした個人の借入利用者 n=1,084〕

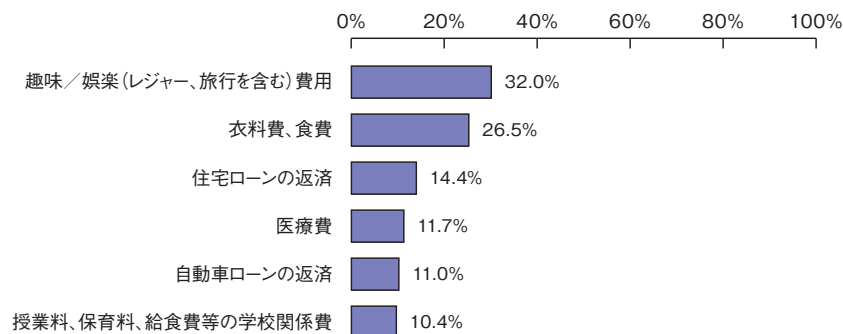


3. 資金需要者（専業主婦（主夫））の借入状況

(1)借入経験のある専業主婦（主夫）が貸金業者から借入れを行った目的は、「趣味／娯楽費用」が32.0%と最も高く、次いで「衣料費、食費」が26.5%、「住宅ローンの返済」が14.4%となっている。

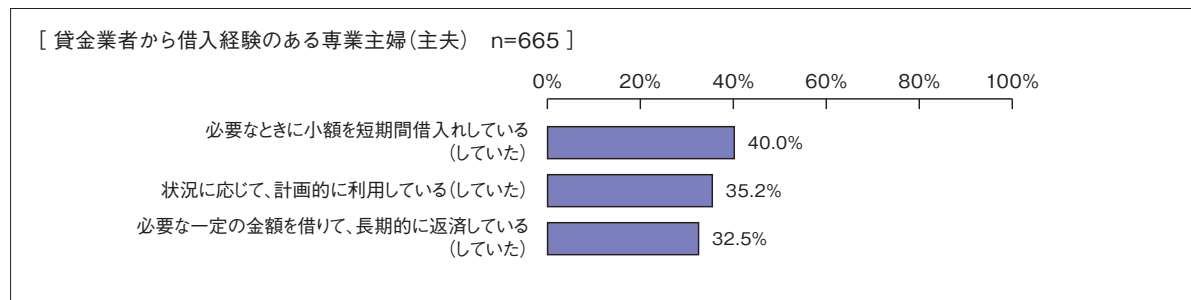
〔借入経験のある専業主婦（主夫）の借入金使途（複数回答）〕

〔貸金業者から借入経験のある専業主婦（主夫） n=665〕

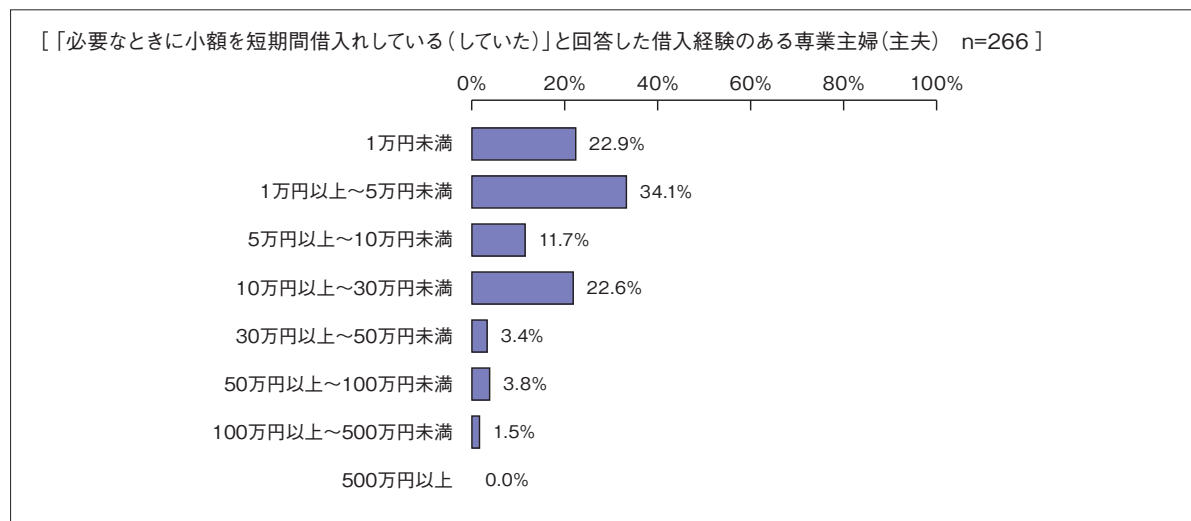


(2)借入経験のある専業主婦（主夫）が貸金業者を利用する（した）際の借入パターンは、「必要なときに小額・短期で借入れ」が40.0%と最も高く、借入金額は「1万円未満」及び「1万円以上から5万円未満」と回答した割合の合計で57.0%を占めている。

[借入経験のある専業主婦（主夫）による貸金業者の利用状況（複数回答）]

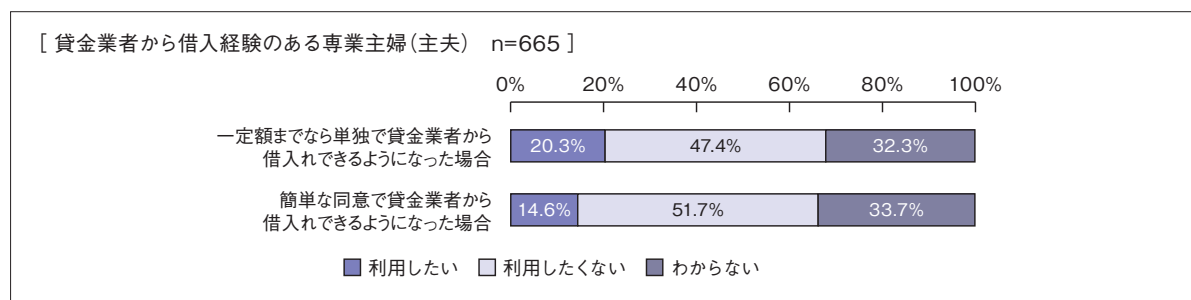


[専業主婦（主夫）が貸金業者から借入れた金額]



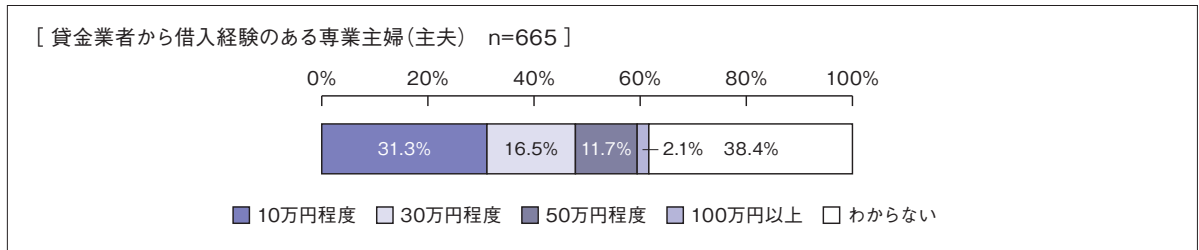
(3)借入経験のある専業主婦（主夫）の一定額までなら単独で貸金業者から借入れできるようになった場合に対する意見では、20.3%が「利用したい」、47.4%が「利用したくない」と回答している。

[専業主婦（主夫）貸付における特例措置や書類手続きの簡素化が実現された場合の利用意向]



(4)貸金業者から一定額まで単独で借入れができるようになった場合の借入希望金額については、「10万円程度」が31.3%と最も高く、次いで「30万円程度」が16.5%となっている。

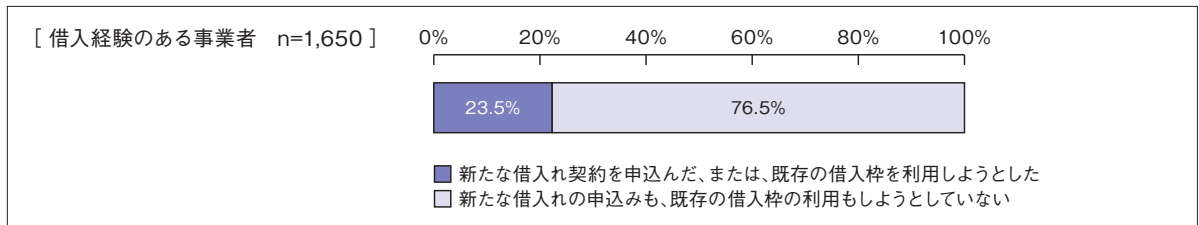
[借入経験のある専業主婦（主夫）が希望する借入金額]



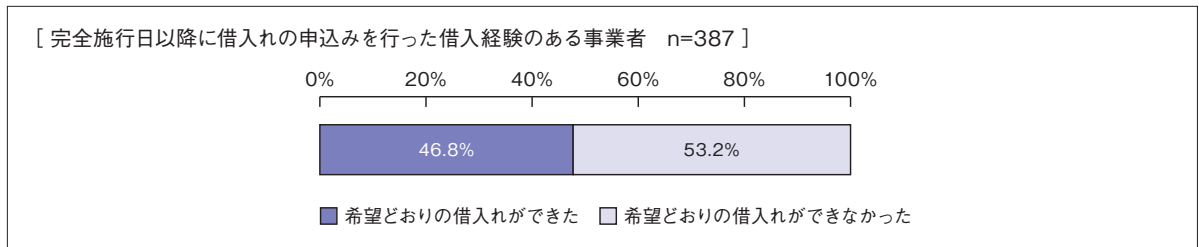
4. 資金需要者（事業者）の借入状況

(1)借入経験のある事業者の23.5%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち46.8%が希望どおりの借入れができたと回答している一方、53.2%が希望どおりの借入れができなかったと回答している。

[借入経験のある事業者における完全施行日以降の申込状況]

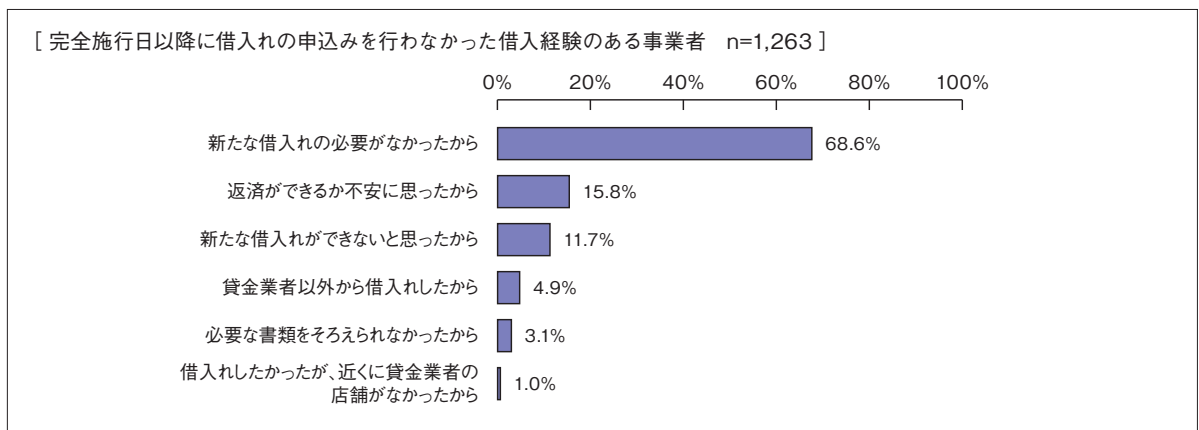


[借入経験のある事業者における完全施行日以降の申込結果]

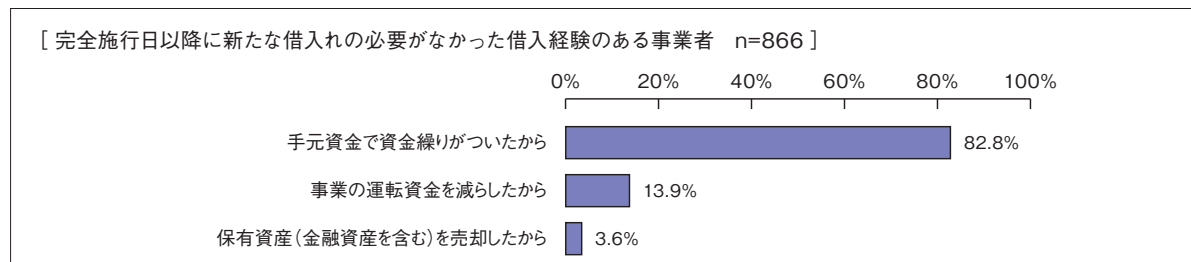


(2)借入れを申込まなかった事業者（76.5%）の68.6%は、新たな借入れを必要としておらず、その理由としては、「手元資金で資金繰りがついたから」が82.8%と最も高い。

[借入経験のある事業者が完全施行日以降に借入れを申込まなかった理由（複数回答）]

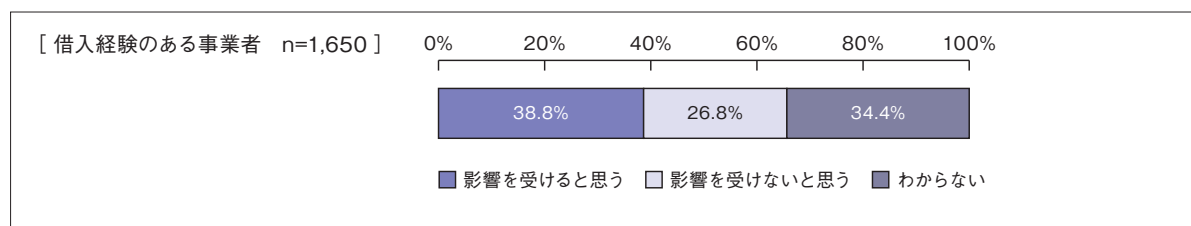


[借入経験のある事業者が完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかった理由（複数回答）]



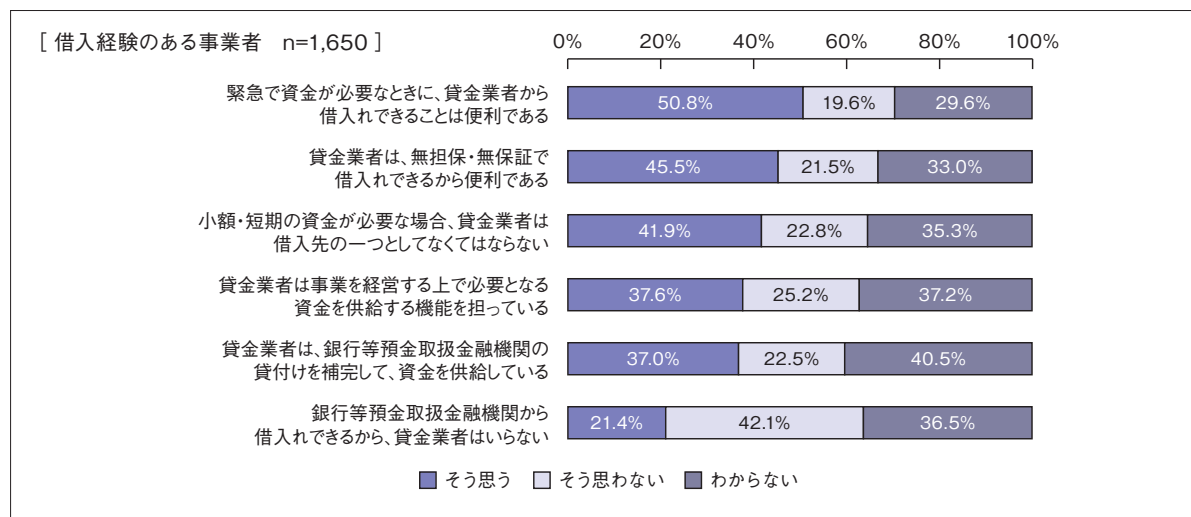
(3)借入経験のある事業者の38.8%が、中小企業金融円滑化法の終了によって資金繰りに影響を受けると回答している。

[中小企業金融円滑化法の終了による影響]

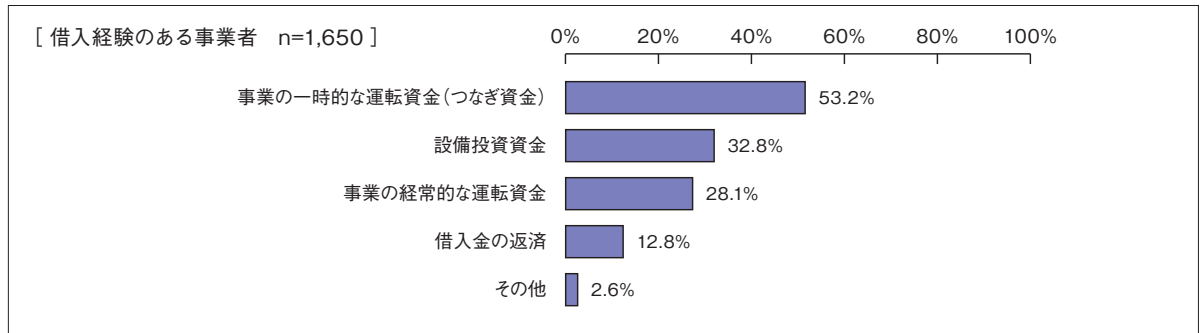


(4)借入経験のある事業者の50.8%が、「緊急で資金が必要なときに、貸金業者から借入れできるのは便利である」と回答しており、借入目的については「事業の一時的な運転資金」が53.2%と最も高く、次いで「設備投資資金」が32.8%となっている。

[借入経験のある事業者が感じる貸金業者の機能や役割]

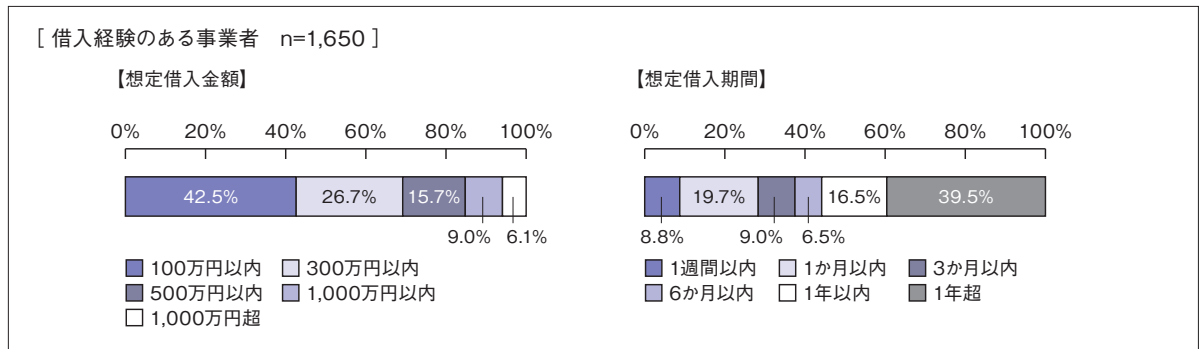


〔貸金業者からの借入目的（複数回答）〕



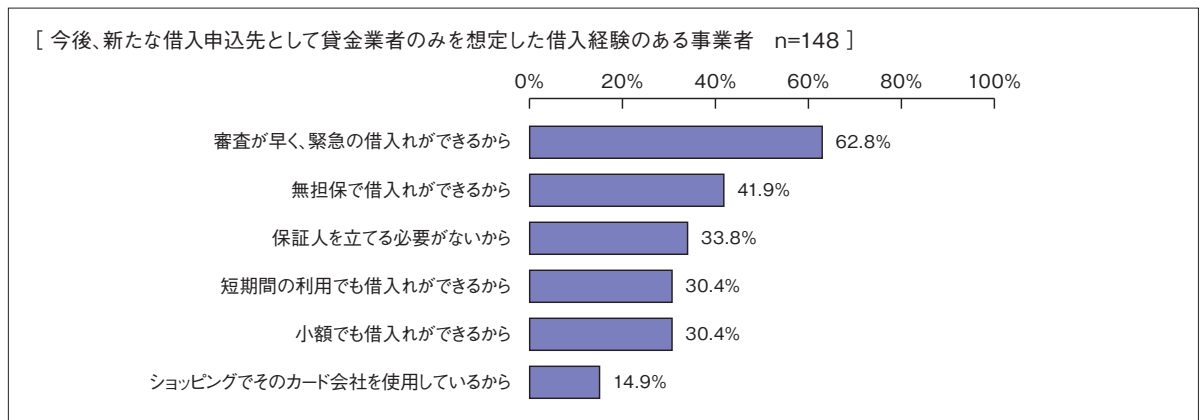
(5)事業者が貸金業者から借入れを行う際、借入金額は100万円以内が42.5%、借入期間では「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が60.5%となっている。

〔借入経験のある事業者が貸金業者から借入れを行う場合の想定借入金額・期間〕



(6)事業者が貸金業者から借入れを行う際に感じるメリットは、「審査が早く、緊急の借入れができるから」が62.8%と最も多く、次いで「無担保で借入れができるから」が41.9%となっている。

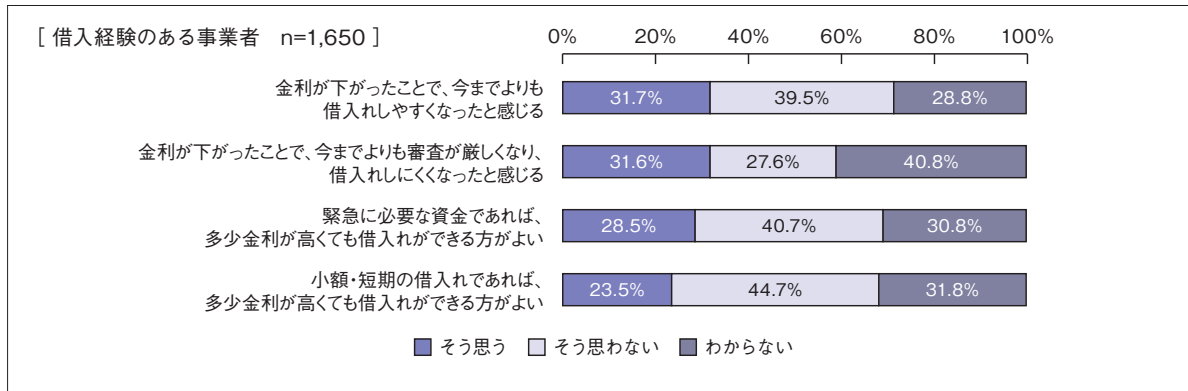
〔借入経験のある事業者が貸金業者から借入れを行う際に感じるメリット（複数回答）〕



(7)借入経験のある事業者の31.7%が、金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと思うと回答している一方、39.5%がそう思わないと回答している。

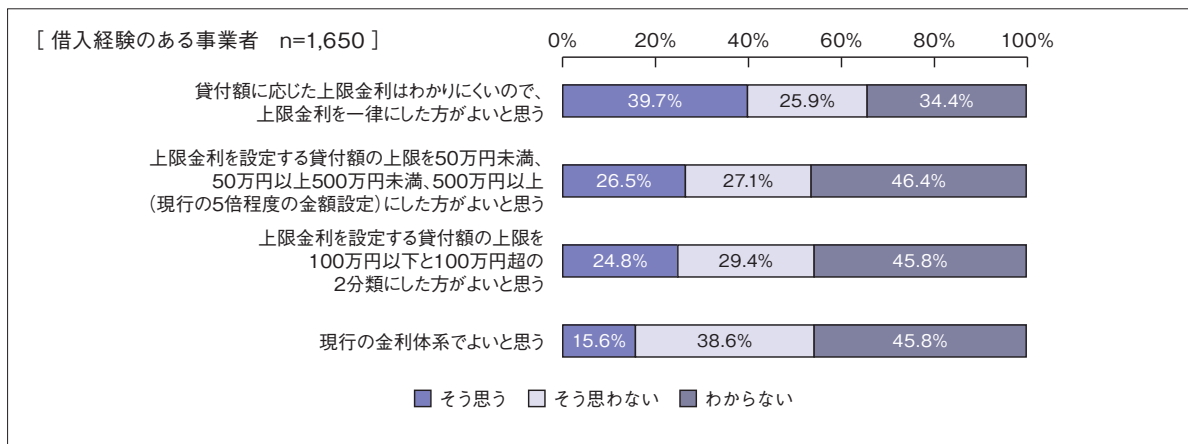
(8)また、今までよりも審査が厳しくなり借入れしにくくなったと回答した割合は、事業者が31.6%であるのに対し、個人では22.8%となっており、金利規制に対する受け止め方は、個人と事業者に差がでた結果となっている。

[借入経験のある事業者の金利規制に対する意見]



(9)借入経験のある事業者の金利規制変更の必要性に対する意見では、39.7%が「貸付額に応じた上限金利はわかりにくいので、上限金利を一律にした方がよいと思う」と回答している。

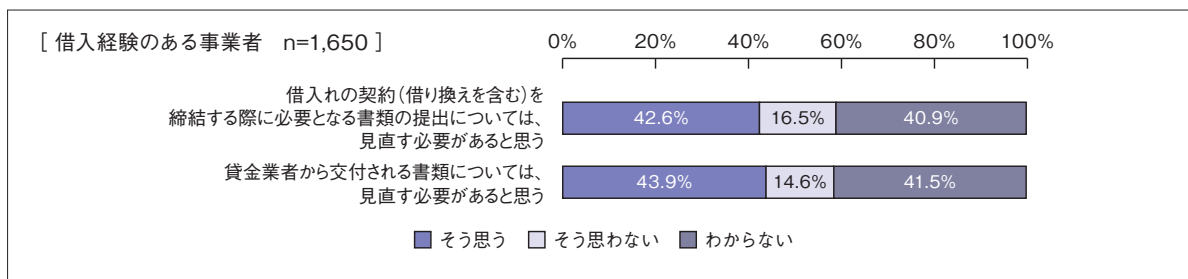
[借入経験のある事業者の金利規制変更の必要性に対する意見]



(10)借入経験のある事業者の42.6%が、契約に係る事務手続きを見直す必要があると回答しており、そのうち74.0%が簡素化を望んでいる。

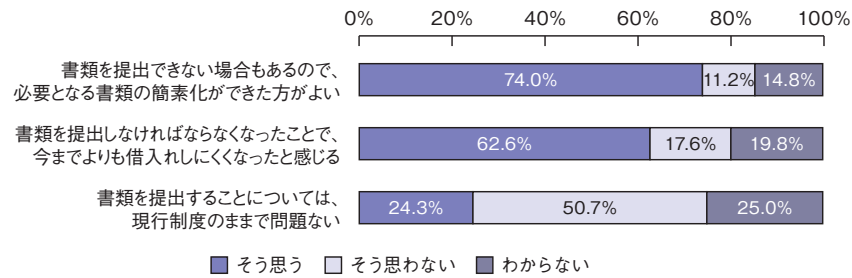
(11)貸金業者からの交付書類に対する意見では、43.9%が交付される書類について見直す必要があると回答しており、そのうち77.8%が交付される書類の種類や記載項目が多すぎて分かりづらいと回答している。

[借入経験のある事業者の借入契約の際に必要な書類の提出、貸金業者からの交付書類の見直しの必要性に対する意見]

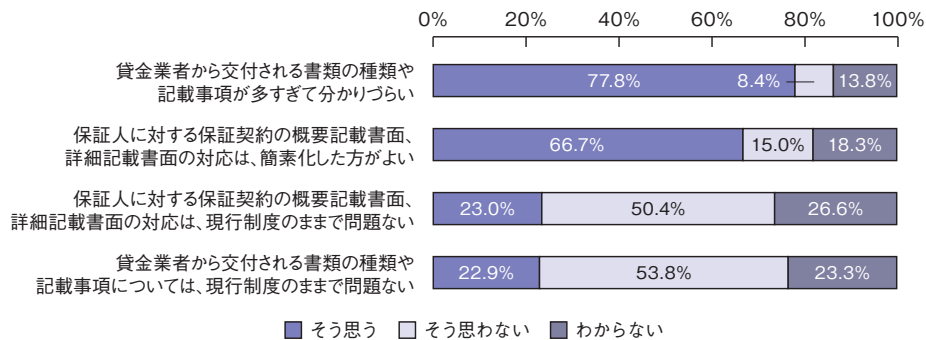


〔借入経験のある事業者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類に対する意見〕

〔借入契約の際に必要なとなる書類の提出について見直す必要があるとした借入経験のある事業者 n=703〕



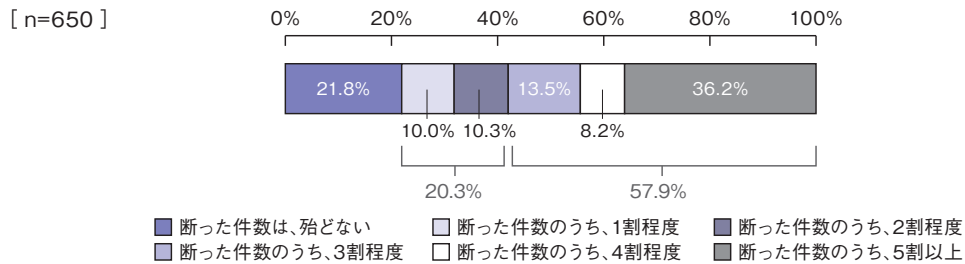
〔貸金業者からの交付書類について見直す必要があるとした借入経験のある事業者 n=725〕



5. 貸金業者の貸付状況

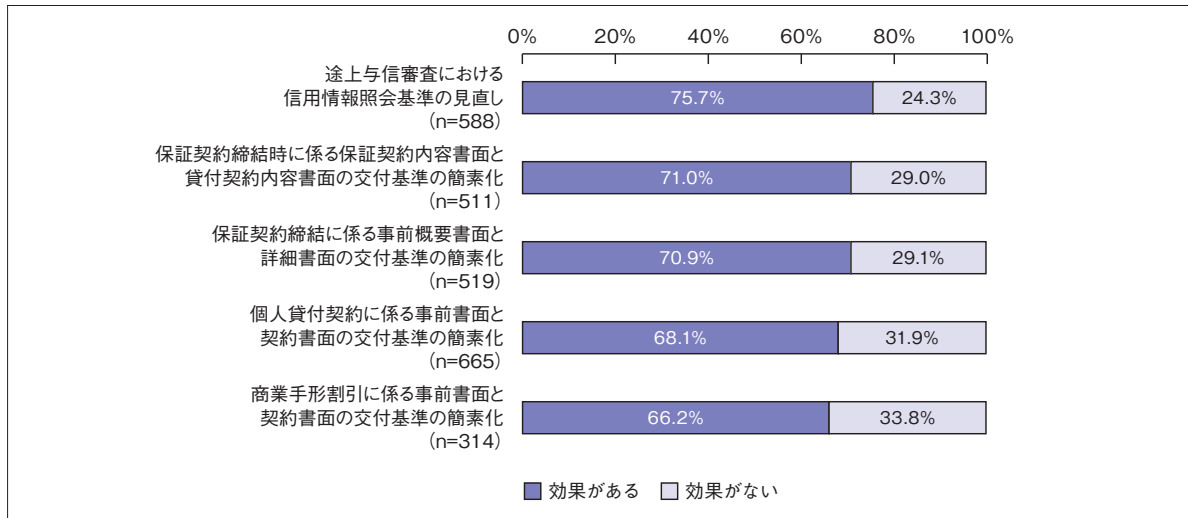
(1)総量規制を理由に消費者向け新規貸付を断った件数の割合を見ると、貸金業者の20.3%が1割程度から2割程度と回答し、57.9%が3割程度から5割以上と回答している。

〔消費者向け新規貸付を断った件数のうち、総量規制を理由とする割合〕



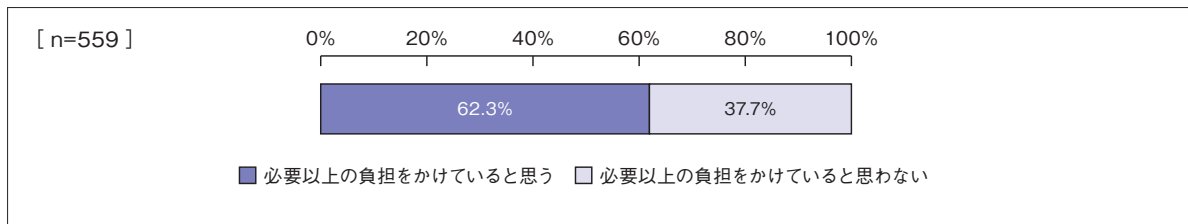
(2)円滑に資金を供給するために効果的と思われる見直しについて調査したところ、「効果がある」と回答した割合が最も高いのは、「途上与信審査における信用情報照会基準の見直し（75.7%）」となった。

〔円滑に資金を供給するために効果的と思われる見直し〕



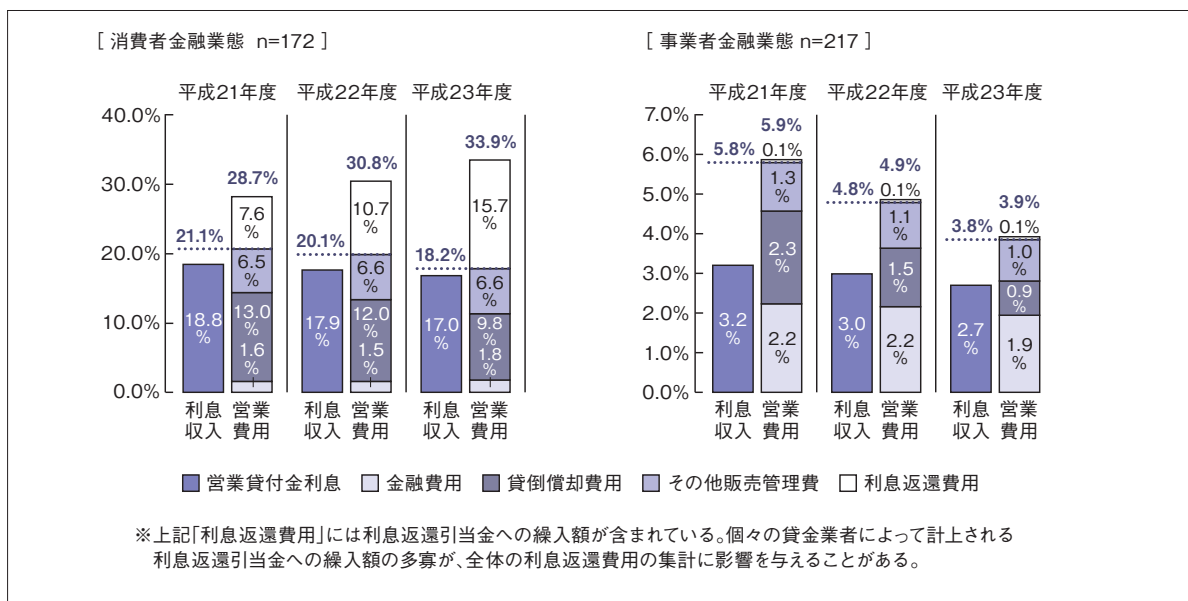
(3)貸金業者の62.3%が「零細企業や個人事業主に各種書類（事業計画・収支計画・資金計画）の提出を依頼することは、必要以上に負担をかけていると思う」と回答している。

〔貸金業者の「事業者に貸付を行う際に必要となる各種書類の提出を依頼すること」に対する意見〕



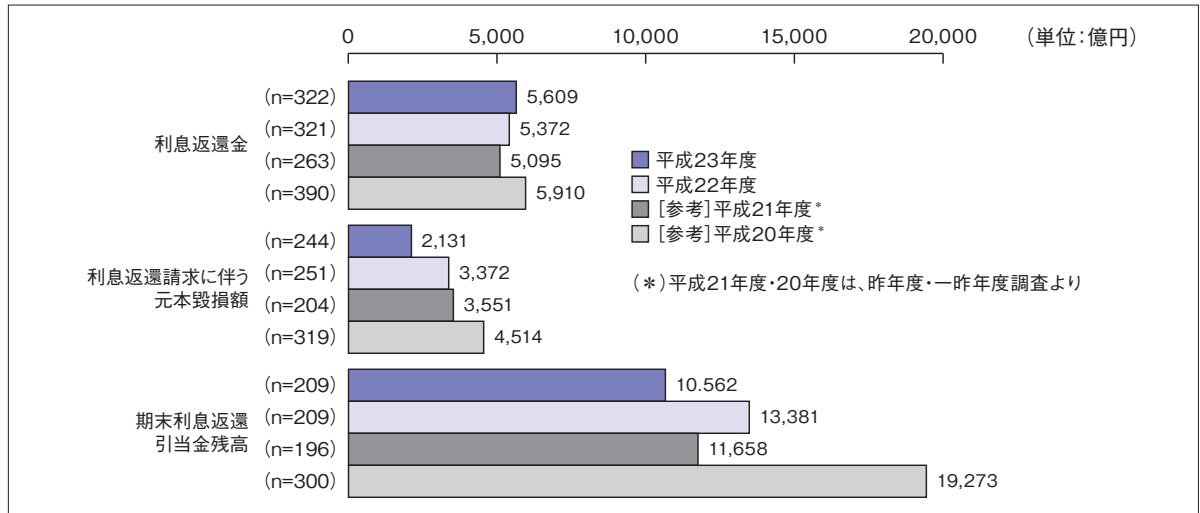
(4)貸金業者の経営状況を確認したところ、直近3期の期末時点における利息収入（営業貸付金利息）が常に営業費用を下回っており、貸金業者の収益構造は赤字体質となっている。

〔各収支項目の営業貸付金残高比率の推移－業態別〕



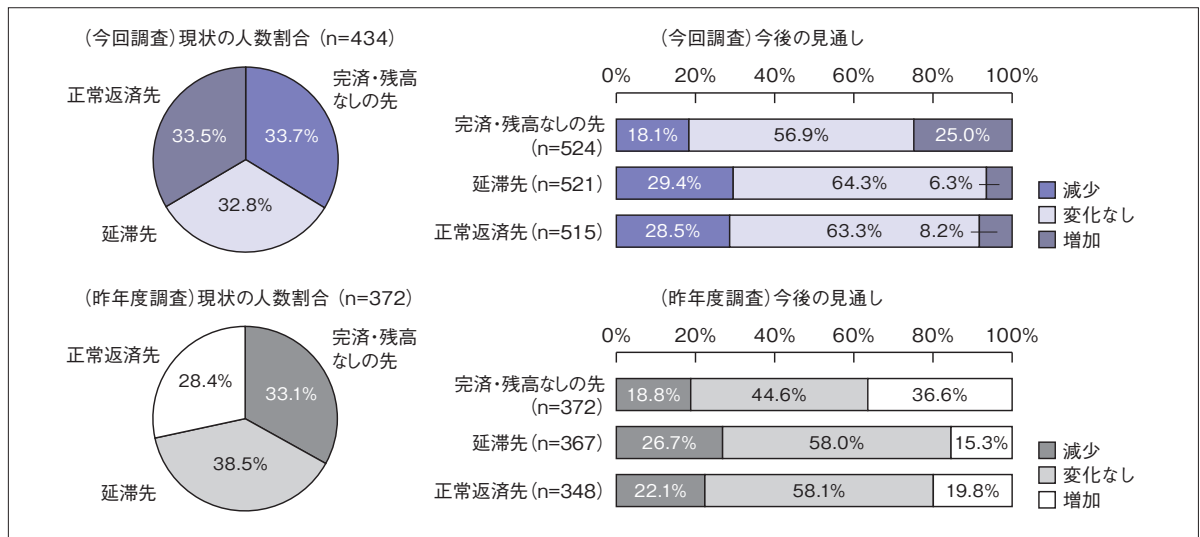
(5)平成23年度の利息返還金と元本毀損額の合計は7,740億円で、過去4か年における利息返還金と元本毀損額の合計は約3.5兆円、平成23年度の期末利息返還引当金残高1.0兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約4.5兆円となっている。

[利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金残高の推移]



(6)利息返還請求時の債務者区分を見ると、「完済・残高なしの先」が33.7%(昨年度調査と比べて0.6ポイント上昇)と最も高く、次いで「正常返済先」が33.5%(昨年度調査と比べて5.1ポイント上昇)、「延滞先」が32.8%(昨年度調査と比べて5.7ポイント低下)となっている。

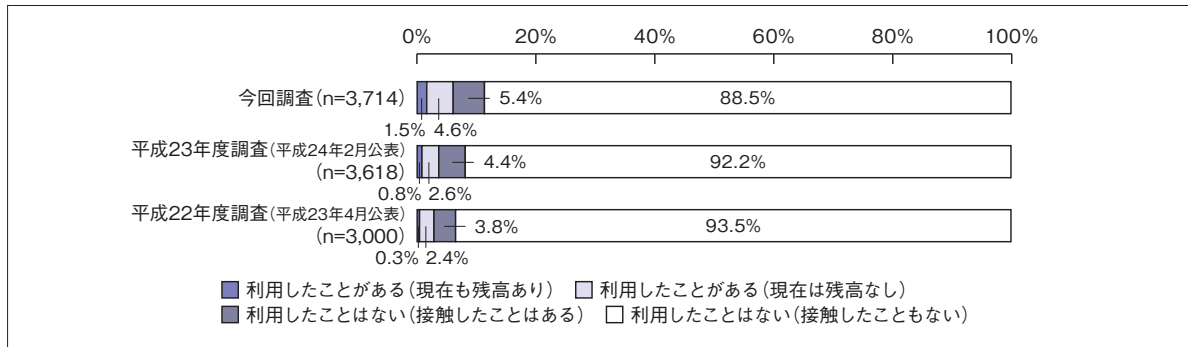
[利息返還請求時の債務者区分]



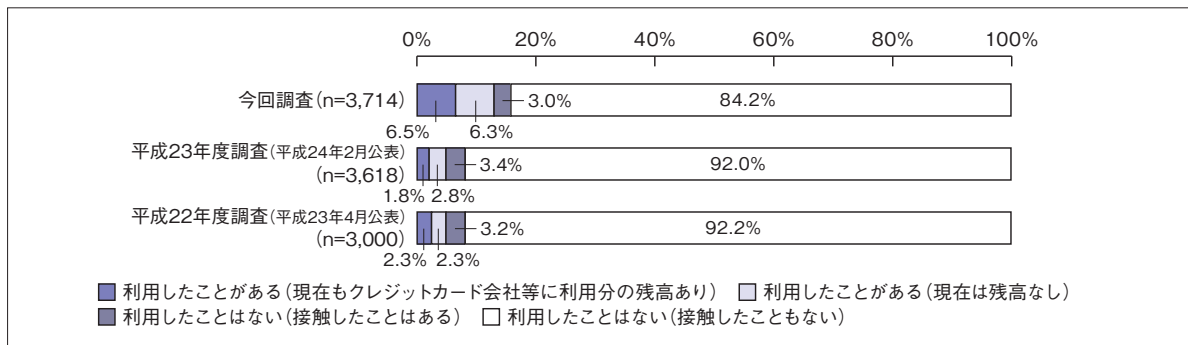
6. ヤミ金融等非正規業者との接触状況

(1)個人の借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は11.5%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は15.8%となっており、昨年度の調査（平成23年度調査）と比べるとそれぞれ3.7ポイント、7.8ポイント上昇した。

[個人の借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無]

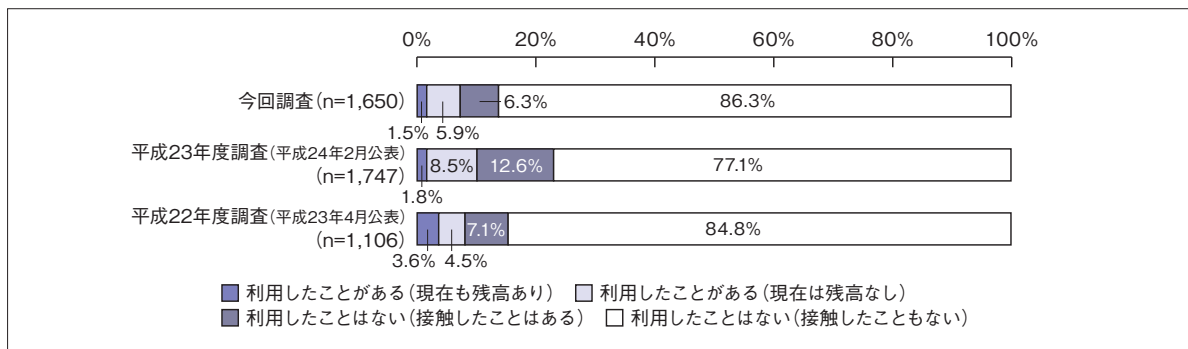


[個人の借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無]

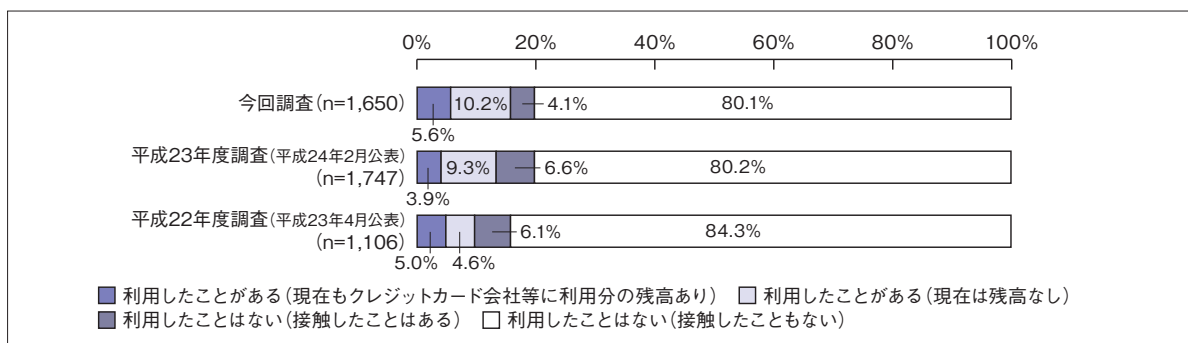


(2)借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は13.7%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は19.9%となっており、昨年度の調査（平成23年度調査）と比べるとそれぞれ9.2ポイント低下、0.1ポイント上昇した。

[借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無]



[借入経験のある事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無]



第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等

1. 総会

平成24年6月12日、第5回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号 平成23年度事業報告書承認に関する件
- 第2号 平成23年度財務諸表及び財産目録承認に関する件
[平成23年度監査報告]
- 第3号 平成24年度事業計画書(案)承認に関する件
- 第4号 平成24年度予算書(案)承認に関する件
- 第5号 役員(理事・監事)選任に関する件

2. 理事会

平成24年度中、理事会を12回開催し、協会員の入退会、本部・支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、「紛争解決等業務に関する規則」・「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」・「行政協力事務規則」の一部改正、本部組織の改正、会費未納の協会員に対する処分、平成25年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

(1)第1回理事会(平成24年4月24日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 平成23年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成23年度決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号 代議員選挙実施要領に関する件
- 第6号 代議員候補者の推薦に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

(2)第2回理事会(平成24年5月15日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 役員(理事・監事)候補者選任に関する件
- 第4号 第5回定時総会に付議すべき議案に関する件

- (1) 平成23年度事業報告書承認に関する件
- (2) 平成23年度財務諸表及び財産目録承認に関する件
- (3) 平成24年度事業計画書(案)承認に関する件
- (4) 平成24年度予算書(案)承認に関する件
- (5) 役員(理事・監事)選任に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

(3)第3回理事会(平成24年6月12日)

①審議事項

- 第1号 会長選任に関する件(定款第32条第1項)
- 第2号 自主規制会議議長選任に関する件(同第50条第5項)
- 第3号 貸金戦略会議議長選任に関する件(同第51条第5項)
- 第4号 総務委員会委員長選任に関する件(同第52条第4項)
- 第5号 副会長承認に関する件(同第32条第2項、第3項)
- 第6号 副会長の順位に関する件(同第35条第1項)
- 第7号 本協会への新規加入承認に関する件(同第16条第3項)
- 第8号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- その他

(4)第4回理事会(平成24年7月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 自主規制会議委員選任に関する件(同第50条第6項、第7項)
- 第4号 貸金戦略会議委員選任に関する件(同第51条第6項)
- 第5号 総務委員会委員選任に関する件(同第52条第5項)
- 第6号 相談・紛争解決委員会委員1名補充選任に関する件(同第53条第2項)
- 第7号 支部職員を対象とした希望退職の募集に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii その他

(5)第5回理事会(平成24年8月14日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)

第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

第3号 「紛争解決等業務に関する規則」第19条第2項に基づく紛争解決委員候補の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告

(6)第6回理事会(平成24年9月11日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 相談・紛争解決委員会委員選任に関する件(同第53条第2項)
- 第4号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- 第5号 支部事務所の移転に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

(7)第7回理事会(平成24年10月11日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 支部事務所の移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告

(8)第8回理事会(平成24年11月13日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 紛争解決等業務に関する規則の一部改正に関する件
- 第4号 本部職員を対象とした希望退職の募集に関する件
- 第5号 静岡県支部事務所の移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

(9)第9回理事会(平成24年12月11日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv その他

(10)第10回理事会(平成25年1月22日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告

(11)第11回理事会(平成25年2月19日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正に関する件
- 第4号 「行政協力事務規則」の一部改正に関する件
- 第5号 本部組織の改正に関する件
- 第6号 支部事務所の移転に関する件(愛媛、鹿児島)
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii 試験委員会報告
- vi その他

(12)第12回理事会（平成25年3月19日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 会費未納の協会員に対する処分に関する件（同第21条第1項、第2項及び第5項）
- 第4号 平成25年度事業計画（案）承認に関する件
- 第5号 平成25年度収支予算（案）承認に関する件
- 第6号 組織改正に伴う諸規則の改正に関する件
- 第7号 常務執行役の選任（再任）承認に関する件（同第37条第1項）
- 第8号 事務局長の定年延長の承認に関する件（同第59条第4項）
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1)自主規制会議

16回（平成24年4月19日（書面による会議）、5月15日、6月29日（書面による会議）、7月23日（書面による会議）、8月6日（書面による会議）、8月22日（書面による会議）、9月10日（書面による会議）、10月11日、11月13日、12月11日、12月25日（書面による会議）、平成25年1月22日、2月13日（書面による会議）、2月19日、3月11日（書面による会議）、3月19日）開催

- ①改正犯罪収益移転防止法等の施行に伴い、自主規制基本規則及び同細則の一部改正と、それに関連し、社内規則策定ガイドラインの改正を行った。
- ②法令等違反届出事案について措置を行った。
- ③貸金業の課題に関する論点について、テーマごとに意見交換を行った。

(2)貸金戦略会議

12回（平成24年4月18日（書面による会議）、5月9日（書面による会議）、6月6日、7月20日、8月8日（書面による会議）、9月5日（書面による会議）、10月5日（書面による会議）、11月6日、12月5日、12月25日、平成25年1月16日、3月13日）開催

- ①貸金業が担う資金供給機能等の現状と課題を検証することを目的として「貸金業者」および「資金需要者」を対象とした各種調査等を行い、公表した。
- ②平成25年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望した。
- ③業務研修会を、全国9地区と沖縄県で開催された地区協議会と併設して開催した。
- ④地区協議会正副会長と意見交換をした。
- ⑤貸金業の課題に関する論点について、テーマごとに意見交換を行った。

(3)総務委員会

7回（平成24年4月19日、5月10日（書面による会議）、9月7日、10月4日（書面による会議）、11月8日（書面による会議）、平成25年2月14日、3月14日）開催

平成25年度事業計画及び収支予算（案）、平成25年度予算編成方針、行政協力事務規則の改正、本部組織の改正、組織改正に伴う諸規則の改正、支部事務所の移転、本部職員を対象とした希望退職の募集、

支部運営の合理化・効率化対象支部、平成24年度予算の上期執行状況等について、理事会に付議又は報告した。

(4)相談・紛争解決委員会

6回（平成24年5月11日、7月26日、8月13日（書面による会議）、9月18日、11月2日（書面による会議）、12月5日（書面による会議））開催

負担金未納貸金業者に対する措置、紛争解決における「多数当事者」に関する引き合い事案の扱い、貸金業相談・紛争解決センターの従たる事務所の住所記載の改正の理事会への発議について審議するとともに、紛争解決手続受理事案の対応状況、手続実施基本契約の締結状況、相談・苦情・紛争解決受付状況等について報告した。

(5)試験委員会

2回（平成24年9月14日、12月13日）開催

平成24年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定及び合格者の決定を行うとともに、平成25年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

(1)自主ルール委員会

13回（平成24年4月25日、5月23日、6月26日、8月1日、8月23日、9月27日、11月1日、11月29日、12月21日、平成25年1月23日、2月5日、3月5日、3月27日※全て書面による会議）開催

①広告審査小委員会

12回（平成24年4月18日、5月16日（書面による会議）、6月20日、7月18日、8月15日（書面による会議）、9月19日、10月17日、11月21日、12月19日、平成25年1月16日（書面による会議）、2月20日、3月22日）開催

(2)規律委員会

11回（平成24年4月13日（書面による会議）、5月9日、6月27日、8月1日、9月6日（書面による会議）、10月3日、11月5日、12月4日（書面による会議）、12月18日、平成25年2月6日（書面による会議）、3月6日（書面による会議））開催

(3)企画調査委員会

9回（平成24年4月11日、6月5日、8月8日（書面による会議）、8月30日、9月28日、10月24日、11月5日、11月29日、平成25年3月6日）開催

①税制研究小委員会

2回（平成24年4月26日、5月29日）開催 ※6月に廃止し、税制研究WTに引き継いだ。

②クラスアクションWT1回（平成24年8月24日）開催

③税制研究WT1回（平成25年3月4日）開催

(4)研修委員会

3回（平成24年4月11日、5月2日、9月6日※全て書面による会議）開催

(5)人事推薦合同委員会

3回（平成24年4月16日、5月10日、7月9日※全て書面による会議）開催

(6)財務部会

2回（平成24年4月19日、平成25年2月14日）開催

5. 協議会

10 地区各1回（計10回）（平成24年6月21日（東北地区）、6月28日（北海道地区）、7月3日（四国地区）、7月4日（中国地区）、7月5日（九州地区）、7月10日（東海地区）、7月11日（近畿地区）、7月12日（北陸地区）、7月19日（関東地区）、7月24日（沖縄県）開催

地区協議会正副会長懇談会1回（平成24年11月22日）開催

6. 行政との意見交換会

(1)金融庁（総務企画局、監督局、検査局の3局合同）

2回（平成24年4月24日、10月11日）開催

(2)関東財務局

1回（平成24年12月13日）開催

7. 役員等の異動

(1)会長、副会長の就任

平成24年6月12日付再任 会長：飯島巖
副会長：内田公三、木下盛好、佐々木宗平、神内博喜

(2)公益理事の就退任

①平成24年6月12日付退任 勝部三枝子
②平成24年6月12日付再任 内田公三、川本裕子、三谷紘、吉野直行
③平成24年6月12日付新任 下谷内富士子

(3)会員理事・会員監事の就退任

①平成24年6月12日付退任 会員理事：野口郷司
②平成24年6月12日付再任 会員理事：大岩秀幸、片岡龍郎、木下盛好、久保健、佐々木宗平
会員監事：奥田榮造、矢野利平
③平成24年6月12日付新任 会員理事：山下一

(4)常任理事・常任監事の就任

平成24年6月12日付再任 常任理事：飯島巖、神内博喜
常任監事：田中実

(5)常務執行役の就任

平成24年4月1日付再任 菊一護、小出昌宏

第2編

財務報告

平成24年度 財務諸表及び財産目録

平成24年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

(1) 資産の部

「未収会費・加入金」は、未収会費25件4,538千円、「未収金」は紛争解決負担金、行政協力事務受託費及び支部事務所敷金戻りで5,000千円、「前払費用」は本部・支部の家賃等前払分で17,724千円などとなり、流動資産合計は757,394千円となった。

また、固定資産の「基金」は加入金当期繰入額8,800千円を含め190,710千円、「退職給付引当資産」は、当期資産化額20,000千円を加え210,823千円となっており、固定資産合計3,367,505千円で、資産合計は4,124,900千円となった。

(2) 負債の部

「未払金」は、委託費などで一般会計分100,878千円、特別会計分12,444千円の合計113,322千円となり、また、「前受金」は登録講習受講料25年度分で28,628千円、流動負債合計は、161,293千円となった。

固定負債の「退職給付引当金」は、当期取崩53,620千円、当期引当73,428千円で235,667千円となったことから、固定負債合計338,416千円となり、負債合計は、499,710千円となった。

(3) 正味財産の部

「基金」が190,710千円、指定正味財産合計が2,680,165千円、一般正味財産合計が754,314千円で、正味財産合計は3,625,189千円となった。

①貸借対照表（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	710,782	1,012,918	△ 302,135
現金	1,509	1,971	△ 462
普通預金	409,273	810,946	△ 401,673
定期預金	300,000	200,000	100,000
未収会費・加入金	4,538	3,521	1,016
未収金	5,000	3,018	1,982
前払費用	17,724	18,160	△ 436
前払金	1,503	6,525	△ 5,022
仮払金	2,490	-	2,490
貯蔵品	9,447	-	9,447
棚卸商品	5,907	5,345	562
流動資産合計	757,394	1,049,489	△ 292,094
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	190,710	181,910	8,800
基金合計	190,710	181,910	8,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	2,680,165	-
消費者活動目的特定資産(預金)	-	3,000	△ 3,000
退職給付引当資産(預金)	210,823	190,823	20,000
特定資産合計	2,890,989	2,873,989	17,000
(3) その他固定資産等			
建物附属設備	24,969	28,441	△ 3,472
什器備品	10,837	14,237	△ 3,399
ソフトウェア	112	262	△ 149
電話加入権	298	298	-
敷金	148,655	152,477	△ 3,821
ソフトウェア(リース資産)	97,623	134,994	△ 37,370
什器備品(リース資産)	3,309	4,710	△ 1,401
その他固定資産等合計	285,806	335,421	△ 49,615
固定資産合計	3,367,505	3,391,320	△ 23,815
資産合計	4,124,900	4,440,810	△ 315,910

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	113,322	177,582	△ 64,259
仮受金	16	-	16
預り金	-	8	△ 8
前受金	28,628	228,935	△ 200,306
前受会費	24	168	△ 143
源泉所得税預り金	6,221	7,558	△ 1,337
社会保険料等預り金	112	331	△ 218
未払消費税等	9,489	167	9,321
未払法人税等	3,478	3,473	5
流動負債合計	161,293	418,223	△ 256,930
2. 固定負債			
リース未払金	102,749	141,681	△ 38,932
退職給付引当金	235,667	215,859	19,807
固定負債合計	338,416	357,541	△ 19,124
負債合計	499,710	775,765	△ 276,054
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	190,710	181,910	8,800
(うち基金への充当額)	(190,710)	(181,910)	(8,800)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,680,165	2,683,165	△ 3,000
指定正味財産合計	2,680,165	2,683,165	△ 3,000
(うち特定資産への充当額)	(2,680,165)	(2,683,165)	(△ 3,000)
3. 一般正味財産			
(1) その他一般正味財産	754,314	799,969	△ 45,655
一般正味財産合計	754,314	799,969	△ 45,655
(うち特定資産への充当額)	(210,823)	(190,823)	(20,000)
正味財産合計	3,625,189	3,665,045	△ 39,855
負債及び正味財産合計	4,124,900	4,440,810	△ 315,910

②貸借対照表内訳表（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	485,986	14,849	113,582	19,616	76,748	-	710,782
現金	816	455	27	91	117	-	1,509
普通預金	185,169	14,393	113,554	19,525	76,630	-	409,273
定期預金	300,000	-	-	-	-	-	300,000
未収会費・加入金	4,538	-	-	-	-	-	4,538
未収金	4,999	-	-	1	-	-	5,000
前払費用	17,724	-	-	-	-	-	17,724
前払金	1,503	-	-	-	-	-	1,503
仮払金	2,490	-	-	-	-	-	2,490
貯蔵品	-	-	-	-	9,447	-	9,447
棚卸商品	-	5,907	-	-	-	-	5,907
他会計未収金	88,241	-	60,000	-	-	△ 148,241	-
流動資産合計	605,483	20,756	173,582	19,617	86,195	△ 148,241	757,394
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	190,710	-	-	-	-	-	190,710
基金合計	190,710	-	-	-	-	-	190,710
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	-	-	-	-	-	2,680,165
退職給付引当資産(預金)	210,823	-	-	-	-	-	210,823
特定資産合計	2,890,989	-	-	-	-	-	2,890,989
(3) その他固定資産等							
建物附属設備	23,193	-	1,775	-	-	-	24,969
什器備品	9,132	-	1,705	-	-	-	10,837
ソフトウェア	112	-	-	-	-	-	112
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	148,655	-	-	-	-	-	148,655
ソフトウェア(リース資産)	37,606	-	7,381	20,503	32,132	-	97,623
什器備品(リース資産)	3,309	-	-	-	-	-	3,309
その他固定資産等合計	222,307	-	10,862	20,503	32,132	-	285,806
固定資産合計	3,304,006	-	10,862	20,503	32,132	-	3,367,505
資産合計	3,909,490	20,756	184,444	40,121	118,327	△ 148,241	4,124,900
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	100,877	1,224	2,551	4,673	3,994	-	113,322
仮受金	-	-	1	15	-	-	16
前受金	-	-	-	-	28,628	-	28,628
前受会費	24	-	-	-	-	-	24
源泉所得税預り金	6,144	-	-	-	76	-	6,221
社会保険料等預り金	112	-	-	-	-	-	112
未払消費税等	9,489	-	-	-	-	-	9,489
未払法人税等	3,478	-	-	-	-	-	3,478
一般会計未払金	-	52,385	16,098	8,628	11,128	△ 88,241	-
他会計未払金	-	-	-	60,000	-	△ 60,000	-
流動負債合計	120,127	53,610	18,650	73,318	43,828	△ 148,241	161,293
2. 固定負債							
リース未払金	41,852	-	7,548	20,810	32,538	-	102,749
退職給付引当金	235,667	-	-	-	-	-	235,667
固定負債合計	277,520	-	7,548	20,810	32,538	-	338,416
負債合計	397,647	53,610	26,199	94,128	76,366	△ 148,241	499,710
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	190,710	-	-	-	-	-	190,710
(うち基金への充当額)	(190,710)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(190,710)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,680,165	-	-	-	-	-	2,680,165
指定正味財産合計	2,680,165	-	-	-	-	-	2,680,165
(うち特定資産への充当額)	(2,680,165)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2,680,165)
3. 一般正味財産							
(1) 代替基金	-	-	-	-	-	-	-
(2) その他一般正味財産	640,967	△ 32,853	158,245	△ 54,006	41,961	-	754,314
一般正味財産合計	640,967	△ 32,853	158,245	△ 54,006	41,961	-	754,314
(うち特定資産への充当額)	(210,823)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(210,823)
正味財産合計	3,511,842	△ 32,853	158,245	△ 54,006	41,961	-	3,625,189
負債及び正味財産合計	3,909,490	20,756	184,444	40,121	118,327	△ 148,241	4,124,900

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、2,271,731千円となっており、一般会計は1,740,636千円で、大半を占める「受取会費」は1,683,378千円、紛争解決手続負担金収益は45,858千円となった。

特別会計については、「物品販売収益」は9,939千円、「試験受験料収益」は97,920千円（@8,500×11,520人）、「主任者登録手数料収益」は67,406千円（@3,150×21,399人）、「主任者講習受講料収益」は355,415千円（@15,500×22,930人）となった。

経常費用は、事業費1,871,544千円、管理費444,305千円、計2,315,850千円となった。

事業費の「給料手当」は822,268千円で、希望退職の募集等により、前年度に比し、243,198千円の減少となっている。

「委託費」は198,736千円で、一般会計はアンケート調査などで合計72,695千円となっており、特別会計は、業務委託費用などとなっている。

「カウンセリング賛助会費」は、日本クレジットカウンセリング協会へ、前年度に引き続き120,000千円となっている。

「賃借料」は支部事務所賃借料等で126,244千円となっている。

管理費は、一般会計のみで「役員等報酬」は95,173千円、「給料手当」は、管理部門担当職員分92,131千円となっている。

「賃借料」は一般会計負担分本部事務所賃借料で99,393千円となっている。

この結果、当期経常増減額は44,119千円の赤字、うち一般会計は、167,377千円の赤字となった。

当期経常外増減額は1,937千円の黒字となっている。

これにより、当期一般正味財産増減額は、45,655千円の赤字、当期指定正味財産増減額は、特定資産の取崩しにより3,000千円減少、当期基金増減額については、当期加入金繰入により8,800千円増額となり、正味財産期末残高は3,625,189千円となった。

①正味財産増減計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益			
① 基金運用益	57	87	△ 30
基金受取利息	57	87	△ 30
② 特定資産運用益	6,398	7,451	△ 1,052
特定資産受取利息	6,398	7,451	△ 1,052
③ 受取会費	1,683,378	1,893,804	△ 210,425
受取会費	1,683,378	1,893,804	△ 210,425
④ 行政事務協力収益	4,127	4,492	△ 364
行政事務受託収益	3,843	4,129	△ 286
代行政事務手数料収益	4	8	△ 4
証紙収益	280	355	△ 74
⑤ 紛争解決手続収益	46,038	49,136	△ 3,098
紛争解決手続負担金収益	45,858	48,912	△ 3,054
紛争解決手続手数料収益	180	224	△ 44
⑥ 物品販売収益	9,939	7,079	2,860
物品販売収益	9,939	7,079	2,860
⑦ 試験受験料収益	97,920	104,550	△ 6,630
試験受験料収益	97,920	104,550	△ 6,630
⑧ 登録手数料収益	67,406	6,548	60,858
主任者登録手数料収益	67,406	6,548	60,858
⑨ 講習受講料収益	355,415	6,990	348,424
主任者講習受講料収益	355,415	6,990	348,424
⑩ 雑収益	1,048	1,224	△ 176
受取利息	654	335	318
雑収益	393	888	△ 494
経常収益計	2,271,731	2,081,364	190,366
経常費用			
① 事業費	1,871,544	2,036,844	△ 165,300
給料手当	822,268	1,065,466	△ 243,198
臨時雇賃金(人材派遣料)	23,682	27,712	△ 4,030
退職給付費用	61,204	83,922	△ 22,718
福利厚生費	129,929	153,684	△ 23,755
物品仕入費用	6,914	4,685	2,229
物品破棄費用	3,486	1,409	2,076
委託費	198,736	219,626	△ 20,890
諸謝金	29,119	14,699	14,420
広報費	50,425	22,723	27,702
カウンセリング賛助会費	120,000	120,000	-
会場費	55,710	518	55,192
印刷製本費	45,315	15,346	29,968
会議費	5,871	6,578	△ 706
旅費交通費	37,693	27,239	10,453
通信運搬費	41,207	31,887	9,319
租税公課	96	170	△ 73
新聞図書費	1,109	2,133	△ 1,023
消耗備品費	553	850	△ 297
消耗品費	7,539	7,801	△ 261
システム開発費	-	441	△ 441
情報収集研修費	4,096	3,951	144
リース料	49,785	52,023	△ 2,238

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
支払手数料	2,055	1,093	962
光熱水料費	7,842	9,633	△ 1,790
賃借料	126,244	126,715	△ 471
保険料	28	166	△ 138
保守費	32,251	28,640	3,610
諸団体費	272	493	△ 220
修繕費	440	396	43
事務所費	3,584	3,414	170
慶弔費	-	20	△ 20
雑費	4,077	3,398	679
② 管理費	444,305	448,466	△ 4,160
役員等報酬	95,173	96,111	△ 938
給料手当	92,131	92,505	△ 374
臨時雇賃金	4,333	4,887	△ 554
退職給付費用	12,224	13,619	△ 1,394
福利厚生費	23,779	26,645	△ 2,866
諸謝金	1,313	1,228	84
顧問料	8,152	10,852	△ 2,700
印刷製本費	3,530	765	2,765
委託費	-	1,083	△ 1,083
会議費	5,510	6,230	△ 719
旅費交通費	6,474	9,780	△ 3,305
通信運搬費	13,662	13,348	314
租税公課	10,286	1,034	9,251
新聞図書費	887	885	2
消耗備品費	86	43	43
消耗品費	6,388	6,953	△ 564
情報収集研修費	920	-	920
リース料	558	657	△ 98
支払手数料	2,688	2,701	△ 12
光熱水料費	4,401	3,775	625
賃借料	99,393	107,295	△ 7,901
保険料	418	268	150
保守費	75	71	4
修繕費	265	178	87
事務所費	3,556	3,842	△ 285
慶弔費	470	5,624	△ 5,153
減価償却費	45,987	36,037	9,950
リース支払利息	1,137	1,255	△ 117
雑費	495	786	△ 290
経常費用計	2,315,850	2,485,311	△ 169,461
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 44,119	△ 403,946	359,827
当期経常増減額	△ 44,119	△ 403,946	359,827

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
経常外収益			
特定資産取崩収益	3,000	20,000	△ 17,000
消費者活動目的特定資産取崩収益	3,000	20,000	△ 17,000
経常外収益計	3,000	20,000	△ 17,000
経常外費用			
固定資産等除却損	1,062	-	1,062
建物附属設備除却損	872	-	872
什器備品除却損	190	-	190
経常外費用計	1,062	-	1,062
当期経常外増減額	1,937	19,999	△ 18,062
税引前当期一般正味財産増減額	△ 42,181	△ 383,946	341,764
法人税、住民税及び事業税	3,473	3,473	-
当期一般正味財産増減額	△ 45,655	△ 387,419	341,764
一般正味財産期首残高	799,969	1,187,389	△ 387,419
一般正味財産期末残高	754,314	799,969	△ 45,655
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	△ 3,000	△ 20,000	17,000
受取寄付金	△ 3,000	△ 20,000	17,000
当期指定正味財産増減額	△ 3,000	△ 20,000	17,000
指定正味財産期首残高	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
指定正味財産期末残高	2,680,165	2,683,165	△ 3,000
III 基金増減の部			
基金受入額	8,800	9,800	△ 1,000
基金受入額	8,800	9,800	△ 1,000
当期基金増減額	8,800	9,800	△ 1,000
基金期首残高	181,910	172,110	9,800
基金期末残高	190,710	181,910	8,800
IV 正味財産期末残高	3,625,189	3,665,045	△ 39,855

②正味財産増減計算書内訳表（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	57	-	-	-	-	-	57
基金受取利息	57	-	-	-	-	-	57
② 特定資産運用益	6,398	-	-	-	-	-	6,398
特定資産受取利息	6,398	-	-	-	-	-	6,398
③ 受取会費	1,683,378	-	-	-	-	-	1,683,378
受取会費	1,683,378	-	-	-	-	-	1,683,378
④ 行政事務協力収益	4,127	-	-	-	-	-	4,127
行政事務受託収益	3,843	-	-	-	-	-	3,843
代行事務手数料収益	4	-	-	-	-	-	4
証紙収益	280	-	-	-	-	-	280
⑤ 紛争解決手続収益	46,038	-	-	-	-	-	46,038
紛争解決手続負担金収益	45,858	-	-	-	-	-	45,858
紛争解決手続手数料収益	180	-	-	-	-	-	180
⑥ 物品販売収益	-	9,939	-	-	-	-	9,939
物品販売収益	-	9,939	-	-	-	-	9,939
⑦ 試験受験料収益	-	-	97,920	-	-	-	97,920
試験受験料収益	-	-	97,920	-	-	-	97,920
⑧ 登録手数料収益	-	-	-	67,406	-	-	67,406
主任者登録手数料収益	-	-	-	67,406	-	-	67,406
⑨ 講習受講料収益	-	-	-	-	355,415	-	355,415
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	355,415	-	355,415
⑩ 雑収益	635	3	207	99	102	-	1,048
受取利息	564	3	40	4	42	-	654
雑収益	71	-	167	95	60	-	393
経常収益計	1,740,636	9,943	98,127	67,506	355,517	-	2,271,731
(2) 経常費用							
① 事業費	1,494,573	24,219	99,777	59,246	193,726	-	1,871,544
給料手当	757,114	8,277	27,690	12,347	16,837	-	822,268
臨時雇賃金(人材派遣料)	23,682	-	-	-	-	-	23,682
退職給付費用	61,204	-	-	-	-	-	61,204
福利厚生費	121,710	1,614	3,302	1,415	1,886	-	129,929
物品仕入費用	-	6,914	-	-	-	-	6,914
物品破棄費用	-	3,486	-	-	-	-	3,486
委託費	72,695	366	52,400	23,266	50,007	-	198,736
諸謝金	13,479	-	939	-	14,700	-	29,119
広報費	50,425	-	-	-	-	-	50,425
カウンセリング賛助会費	120,000	-	-	-	-	-	120,000
会場費	-	-	-	-	55,710	-	55,710
印刷製本費	9,003	-	2,458	5,238	28,614	-	45,315
会議費	5,767	-	104	-	-	-	5,871
旅費交通費	31,683	-	171	22	5,817	-	37,693
通信運搬費	20,718	888	5,299	7,927	6,373	-	41,207
租税公課	37	-	49	10	-	-	96
新聞図書費	1,097	-	12	-	-	-	1,109
消耗備品費	493	-	-	-	59	-	553
消耗品費	5,411	-	310	327	1,490	-	7,539
情報収集研修費	4,096	-	-	-	-	-	4,096
リース料	42,364	-	1,793	3,748	1,878	-	49,785
支払手数料	1,225	6	31	252	539	-	2,055
光熱水料費	7,519	33	144	61	82	-	7,842
賃借料	115,299	2,565	3,395	1,491	3,492	-	126,244
保険料	18	10	-	-	-	-	28
保守費	21,211	-	1,668	3,136	6,234	-	32,251
諸団体費	272	-	-	-	-	-	272
修繕費	440	-	-	-	-	-	440
事務所費	3,584	-	-	-	-	-	3,584
雑費	4,015	55	5	-	1	-	4,077

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
② 管理費	415,126	-	6,964	11,621	10,593	-	444,305
役員等報酬	95,173	-	-	-	-	-	95,173
給料手当	92,131	-	-	-	-	-	92,131
臨時雇賃金	4,333	-	-	-	-	-	4,333
退職給付費用	12,224	-	-	-	-	-	12,224
福利厚生費	23,779	-	-	-	-	-	23,779
諸謝金	1,313	-	-	-	-	-	1,313
顧問料	8,152	-	-	-	-	-	8,152
印刷製本費	3,530	-	-	-	-	-	3,530
会議費	5,510	-	-	-	-	-	5,510
旅費交通費	6,474	-	-	-	-	-	6,474
通信運搬費	13,662	-	-	-	-	-	13,662
租税公課	10,286	-	-	-	-	-	10,286
新聞図書費	887	-	-	-	-	-	887
消耗備品費	86	-	-	-	-	-	86
消耗品費	6,388	-	-	-	-	-	6,388
情報収集研修費	920	-	-	-	-	-	920
リース料	558	-	-	-	-	-	558
支払手数料	2,688	-	-	-	-	-	2,688
光熱水料費	4,401	-	-	-	-	-	4,401
賃借料	99,393	-	-	-	-	-	99,393
保険料	418	-	-	-	-	-	418
保守費	75	-	-	-	-	-	75
修繕費	265	-	-	-	-	-	265
事務所費	3,556	-	-	-	-	-	3,556
慶弔費	470	-	-	-	-	-	470
減価償却費	17,719	-	6,835	11,369	10,063	-	45,987
リース支払利息	226	-	129	252	529	-	1,137
雑費	495	-	-	-	-	-	495
経常費用計	1,909,699	24,219	106,742	70,868	204,319	-	2,315,850
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 169,063	△ 14,276	△ 8,614	△ 3,362	151,197	-	△ 44,119
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	△ 169,063	△ 14,276	△ 8,614	△ 3,362	151,197	-	△ 44,119
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
① 特定資産取崩収益	3,000	-	-	-	-	-	3,000
消費者活動目的特定資産取崩収益	3,000	-	-	-	-	-	3,000
経常外収益計	3,000	-	-	-	-	-	3,000
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	1,062	-	-	-	-	-	1,062
建物附属設備除却損	872	-	-	-	-	-	872
什器備品除却損	190	-	-	-	-	-	190
経常外費用計	1,062	-	-	-	-	-	1,062
当期経常外増減額	1,937	-	-	-	-	-	1,937
税引前当期一般正味財産増減額	△ 167,126	△ 14,276	△ 8,614	△ 3,362	151,197	-	△ 42,181
法人税、住民税及び事業税	3,473	-	-	-	-	-	3,473
当期一般正味財産増減額	△ 170,599	△ 14,276	△ 8,614	△ 3,362	151,197	-	△ 45,655
一般正味財産期首残高	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	-	799,969
一般正味財産期末残高	640,967	△ 32,853	158,245	△ 54,006	41,961	-	754,314
II 指定正味財産増減の部							
① 受取寄付金	△ 3,000	-	-	-	-	-	△ 3,000
受取寄付金	△ 3,000	-	-	-	-	-	△ 3,000
当期指定正味財産増減額	△ 3,000	-	-	-	-	-	△ 3,000
指定正味財産期首残高	2,683,165	-	-	-	-	-	2,683,165
指定正味財産期末残高	2,680,165	-	-	-	-	-	2,680,165
III 基金増減の部							
① 基金受入額	8,800	-	-	-	-	-	8,800
基金受入額	8,800	-	-	-	-	-	8,800
当期基金増減額	8,800	-	-	-	-	-	8,800
基金期首残高	181,910	-	-	-	-	-	181,910
基金期末残高	190,710	-	-	-	-	-	190,710
IV 正味財産期末残高	3,511,842	△ 32,853	158,245	△ 54,006	41,961	-	3,625,189

3. 財務諸表に対する注記

(1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸商品については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前の契約については通常の賃貸借処理とし、同4月1日以降の契約については新会計基準による。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,680,165	—	—	2,680,165
消費者活動目的特定資産 (預金) (注2)	3,000	—	3,000	—
退職給付引当資産 (預金) (注3)	190,823	20,000	—	210,823
合 計	2,873,988	20,000	3,000	2,890,988

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 消費者活動目的特定資産については、消費者啓発及び金銭教育のための資産であり、当期減少額は目的使用によるものである。

(注3) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

(3)特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,680,165	(2,680,165)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	210,823	-	-	(210,823)
合 計	2,890,988	(2,680,165)	-	(210,823)

(4)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	38,990	14,021	24,969
什器備品	27,134	16,297	10,837
什器備品(リース資産)	7,006	3,697	3,309
合 計	73,130	34,015	39,115

(5)未収会費・加入金の内訳

(単位:千円)

未収会費	平成24年度上期以前	1,206
	平成24年度下期	3,332
	合計	4,538

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

(6)基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	181,910	8,800	-	190,710

(注) 基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

(1)基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

(2)引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	215,859	73,428	53,620	－	235,667

5. 財産目録

財産目録（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			710,782
	現金	手元保管	運転資金として	1,509
	普通預金	三菱東京UFJ銀行他	運転資金として	409,273
	定期預金	三井住友銀行	運転資金として	300,000
	未収会費・加入金	会費未収分	会費の未収分	4,538
	未収金	行政事務受託手数料等未収分	行政事務受託手数料等の未収分	5,000
	前払費用	本・支部家賃前払分等	事務所の平成25年4月分賃借料等	17,724
	前払金	証紙在庫分等	証紙等の在庫分	1,503
	仮払金	DVD製作費東京都負担分立替	DVD製作費東京都負担分の立替	2,490
	貯蔵品	講習用教材在庫分	講習用教材の在庫分	9,447
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	5,907
流動資産合計				757,394
(固定資産)	基金			
	基金(預金)	加入金収納済分	本協会の業務運営を円滑にするための資産	190,710
	特定資産			
	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,680,165
	退職給付引当資産(預金)	三井住友銀行他	退職給付引当金見合の引当資産	210,823
	その他固定資産等			
	建物附属設備	本部間仕切り工事等	本部間仕切り工事等	24,969
	什器備品	本部倉庫設備等	本部倉庫設備等	10,837
	ソフトウェア	統計分析用ソフト	統計分析用ソフト	112
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本部事務所敷金等	本部事務所敷金等	148,655
	ソフトウェア(リース資産)	グループウェアソフト等	グループウェアソフト等	97,623
	什器備品(リース資産)	本部サーバ等	本部サーバ等	3,309
固定資産合計				3,367,505
資産合計				4,124,900
(流動負債)	未払金	費用等未払分	法令・判例システム費用等の未払分	113,322
	仮受金	誤入金組戻し分等	誤入金組戻し分等	16
	前受金	講習受講料前受分	平成25年度講習受講料の前受分	28,628
	前受会費	会費前受分	平成25年度会費の前受分	24
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員・弁護士他の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	6,221
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	112
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	9,489
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,478
流動負債合計				161,293
(固定負債)	リース未払金	グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	102,749
	退職給付引当金	役員退職給付引当分	役員に対する退職金の引当分	235,667
固定負債合計				338,416
負債合計				499,710
正味財産				3,625,189

6. 収支計算書（参考）

①収支計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	57	△ 57	
② 特定資産運用収入	6,500	6,398	101	
③ 加入金収入	16,000	8,800	7,200	
④ 会費収入	1,750,000	1,683,378	66,621	
⑤ 行政事務受託収入	4,000	4,127	△ 127	
⑥ 紛争解決手続収入	45,000	46,038	△ 1,038	
⑦ 物品販売収入	12,000	9,939	2,060	
⑧ 試験受験料収入	110,500	97,920	12,580	
⑨ 登録手数料収入	70,859	67,406	3,452	
⑩ 講習受講料収入	372,000	355,415	16,585	
⑪ 雑収入	1,210	1,048	161	
事業活動収入計	2,388,069	2,280,531	107,537	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	2,081,511	1,905,287	176,223	
② 管理費支出	393,552	384,956	8,595	
③ 法人税、住民税及び事業税	-	3,473	△ 3,473	
事業活動支出計	2,475,063	2,293,717	181,345	
事業活動収支差額	△ 86,994	△ 13,186	△ 73,807	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	3,000	3,000	-	
② 敷金戻り収入	-	8,939	△ 8,939	
投資活動収入計	3,000	11,939	△ 8,939	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	16,000	8,800	7,200	
② 特定資産取得支出	101,000	20,000	81,000	
③ 敷金支出	-	5,117	△ 5,117	
投資活動支出計	117,000	33,917	83,082	
投資活動収支差額	△ 114,000	△ 21,978	△ 92,021	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出	93,600	-	93,600	
当期収支差額	△ 294,594	△ 35,164	△ 259,429	
前期繰越収支差額	631,265	631,265	-	
次期繰越収支差額	336,671	596,101	△ 259,429	

② 収支計算書内訳表（平成24年4月1日～平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	57	△ 57	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	6,500	6,398	101	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	16,000	8,800	7,200	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,750,000	1,683,378	66,621	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	4,000	4,127	△ 127	-	-	-	-	-	-
⑥ 紛争解決手続収入	45,000	46,038	△ 1,038	-	-	-	-	-	-
⑦ 物品販売収入	-	-	-	12,000	9,939	2,060	-	-	-
⑧ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	110,500	97,920	12,580
⑨ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪ 雑収入	1,210	635	574	-	3	△ 3	-	207	△ 207
事業活動収入計	1,822,710	1,749,436	73,273	12,000	9,943	2,056	110,500	98,127	12,372
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,577,927	1,499,902	78,024	31,158	24,219	6,938	124,592	105,864	18,727
② 管理費支出	393,552	384,956	8,595	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	-	3,473	△ 3,473	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,971,479	1,888,331	83,147	31,158	24,219	6,938	124,592	105,864	18,727
事業活動収支差額	△ 148,769	△ 138,895	△ 9,873	△ 19,158	△ 14,276	△ 4,881	△ 14,092	△ 7,736	△ 6,355
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	3,000	3,000	-	-	-	-	-	-	-
② 敷金戻り収入	-	8,939	△ 8,939	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	3,000	11,939	△ 8,939	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	16,000	8,800	7,200	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	101,000	20,000	81,000	-	-	-	-	-	-
③ 敷金支出	-	5,117	△ 5,117	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	117,000	33,917	83,082	-	-	-	-	-	-
投資活動収支差額	△ 114,000	△ 21,978	△ 92,021	-	-	-	-	-	-
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出	80,000	-	80,000	-	-	-	10,000	-	10,000
当期収支差額	△ 342,769	△ 160,873	△ 181,895	△ 19,158	△ 14,276	△ 4,881	△ 24,092	△ 7,736	△ 16,355
前期繰越収支差額	646,230	646,230	-	△ 18,577	△ 18,577	-	162,668	162,668	-
次期繰越収支差額	303,461	485,356	△ 181,895	△ 37,735	△ 32,853	△ 4,881	138,576	154,931	△ 16,355

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	57	△ 57
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	6,500	6,398	101
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	16,000	8,800	7,200
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,750,000	1,683,378	66,621
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	4,000	4,127	△ 127
⑥ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	45,000	46,038	△ 1,038
⑦ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	12,000	9,939	2,060
⑧ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	110,500	97,920	12,580
⑨ 登録手数料収入	70,859	67,406	3,452	-	-	-	70,859	67,406	3,452
⑩ 講習受講料収入	-	-	-	372,000	355,415	16,585	372,000	355,415	16,585
⑪ 雑収入	-	99	△ 99	-	102	△ 102	1,210	1,048	161
事業活動収入計	70,859	67,506	3,352	372,000	355,517	16,482	2,388,069	2,280,531	107,537
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	84,095	70,888	13,206	263,739	204,412	59,326	2,081,511	1,905,287	176,223
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	393,552	384,956	8,595
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	-	3,473	△ 3,473
事業活動支出計	84,095	70,888	13,206	263,739	204,412	59,326	2,475,063	2,293,717	181,345
事業活動収支差額	△ 13,236	△ 3,382	△ 9,853	108,261	151,104	△ 42,843	△ 86,994	△ 13,186	△ 73,807
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	3,000	3,000	-
② 敷金戻り収入	-	-	-	-	-	-	-	8,939	△ 8,939
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	3,000	11,939	△ 8,939
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	16,000	8,800	7,200
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	101,000	20,000	81,000
③ 敷金支出	-	-	-	-	-	-	-	5,117	△ 5,117
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	117,000	33,917	83,082
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	△ 114,000	△ 21,978	△ 92,021
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出	-	-	-	3,600	-	3,600	93,600	-	93,600
当期収支差額	△ 13,236	△ 3,382	△ 9,853	104,661	151,104	△ 46,443	△ 294,594	△ 35,164	△ 259,429
前期繰越収支差額	△ 50,318	△ 50,318	-	△ 108,737	△ 108,737	-	631,265	631,265	-
次期繰越収支差額	△ 63,554	△ 53,700	△ 9,853	△ 4,076	42,367	△ 46,443	336,671	596,101	△ 259,429

7. 収支計算書に対する注記

(1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、定期預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、預り金、前受金、前受会費、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

(2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,971	1,509
普 通 預 金	810,946	409,273
定 期 預 金	200,000	300,000
未 収 会 費 ・ 加 入 金	3,521	4,538
未 収 金	3,018	5,000
前 払 費 用	18,160	17,724
前 払 金	6,525	1,503
仮 払 金	-	2,490
貯 蔵 品	-	9,447
棚 卸 商 品	5,345	5,907
合 計	1,049,489	757,394
未 払 金（注1）	177,582	113,322
仮 受 金	-	16
預 り 金	8	-
前 受 金	228,935	28,628
前 受 会 費	168	24
源 泉 所 得 税 預 り 金	7,558	6,221
社 会 保 険 料 等 預 り 金	331	112
未 払 消 費 税 等	167	9,489
未 払 法 人 税 等	3,473	3,478
合 計	418,223	161,293
次 期 繰 越 収 支 差 額	631,265	596,101

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額（前期86百万円、当期72百万円）が含まれる。

第3編 資料

第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報・その他統計データ等）

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

(1) 各年度末の推移

貸金業者の長期的な推移

（単位：社）

	平成11年 3月末	平成12年 3月末	平成13年 3月末	平成14年 3月末	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末
財務局登録	1,195	1,168	1,090	1,000	929	839	762	702
都道府県登録	29,095	28,543	27,896	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534
合計	30,290	29,711	28,986	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236
	平成19年 3月末	平成20年 3月末	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	
財務局登録	664	580	473	409	349	330	315	
都道府県登録	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240	2,020	1,902	
合計	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350	2,217	

（注）財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

(2) 財務局、都道府県別

財務局、都道府県別貸金業者の推移（平成25年3月末）

（単位：社）

	平成25年		平成25年		平成25年
関東財務局	156	東北財務局	23	四国財務局	14
東京都	647	宮城県	36	香川県	6
神奈川県	52	岩手県	9	徳島県	6
埼玉県	35	福島県	4	愛媛県	24
千葉県	31	秋田県	15	高知県	17
山梨県	8	青森県	14	小計	53
栃木県	9	山形県	5	四国管内合計	67
茨城県	11	小計	83	九州財務局	11
群馬県	14	東北管内合計	106	熊本県	21
新潟県	11	東海財務局	22	大分県	8
長野県	8	愛知県	75	宮崎県	13
小計	826	静岡県	40	鹿児島県	17
関東管内合計	982	三重県	20	小計	59
近畿財務局	39	岐阜県	11	九州管内合計	70
大阪府	200	小計	146	福岡財務支局	17
京都府	49	東海管内合計	168	福岡県	107
兵庫県	68	北陸財務局	7	佐賀県	8
奈良県	10	富山県	15	長崎県	25
和歌山県	13	石川県	11	小計	140
滋賀県	7	福井県	10	福岡管内合計	157
小計	347	小計	36	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	386	北陸管内合計	43	沖縄県	60
北海道財務局	6	中国財務局	17	小計	60
北海道	54	広島県	36	沖縄管内合計	63
小計	54	山口県	24		
北海道管内合計	60	岡山県	33		
		鳥取県	3		
		島根県	2		
		小計	98		
		中国管内合計	115		
				財務局計	315
				都道府県計	1,902
				総合計	2,217

（注）係数は、今後異動することがある。

2. 貸付残高の推移

(1)消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移（平成14年～平成24年）

（単位：億円）

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末
消費者向貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053
事業者向貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727
	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	
消費者向貸付残高	179,191	157,281	126,477	95,519	78,315	
事業者向貸付残高	235,707	221,186	172,880	165,225	167,731	
合計	414,898	378,467	299,357	260,745	246,048	

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(2)業態別の貸付残高

貸付残高の推移（平成14年～平成24年）

（単位：億円 / %）

	貸付残高										
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
消費者向無担保貸金業者	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)	117,403 (0.6)	108,601 (▲7.5)	89,659 (▲17.4)	72,853 (▲18.7)	53,497 (▲26.6)	36,600 (▲31.6)	30,792 (▲15.9)
消費者向有担保貸金業者	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)	1,285 (▲29.6)	2,408 (87.4)	1,653 (▲31.4)	1,933 (16.9)	1,351 (▲30.1)	1,861 (37.7)	1,460 (▲21.5)
消費者向住宅向貸金業者	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)	9,183 (59.7)	7,154 (▲22.1)	6,992 (▲2.3)	6,158 (▲11.9)	5,719 (▲7.1)	6,282 (9.8)	6,031 (▲4.0)
事業者向貸金業者	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)	160,580 (▲16.9)	177,810 (10.7)	178,547 (0.4)	168,546 (▲5.6)	121,551 (▲27.9)	115,275 (▲5.2)	112,852 (▲2.1)
手形割引業者	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)	2,206 (▲7.5)	2,348 (6.4)	1,597 (▲32.0)	961 (▲39.8)	770 (▲19.9)	615 (▲20.1)	644 (4.7)
クレジットカード会社	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)	23,345 (58.7)	25,413 (8.9)	26,334 (3.6)	24,635 (▲6.5)	22,381 (▲9.1)	18,817 (▲15.9)	15,908 (▲15.5)
信販会社	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)	53,504 (0.8)	57,293 (7.1)	55,509 (▲3.1)	54,434 (▲1.9)	46,746 (▲14.1)	38,532 (▲17.6)	32,923 (▲14.6)
流通・メーカー系会社	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)	6,552 (▲5.1)	6,631 (1.2)	4,044 (▲39.0)	4,317 (6.8)	8,463 (96.0)	7,559 (▲10.7)	6,107 (▲19.2)
建設・不動産業者	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)	5,432 (▲1.4)	6,010 (10.6)	5,731 (▲4.6)	4,962 (▲13.4)	3,800 (▲23.4)	2,368 (▲37.7)	2,268 (▲4.2)
質屋	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)	198 (▲17.5)	251 (26.8)	141 (▲43.8)	132 (▲6.4)	113 (▲14.4)	90 (▲20.4)	63 (▲30.0)
リース会社	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)	33,495 (3.4)	42,496 (26.9)	44,543 (4.8)	39,435 (▲11.5)	34,891 (▲11.5)	32,730 (▲6.2)	36,988 (13.0)
日賦貸金業者	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)	672 (1.8)	307 (▲54.3)	142 (▲53.7)	95 (▲33.1)	69 (▲27.4)	2 (▲97.1)	0 (▲100.0)
非営利特例対象法人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (—)	6 (▲14.3)
合計	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)	413,858 (▲4.5)	436,727 (5.5)	414,898 (▲5.0)	378,467 (▲8.8)	299,357 (▲27.8)	260,745 (▲12.9)	246,048 (▲5.6)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。（注2）カッコ内の数字は対前年伸び率（%）。

（参考）貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分以上）のもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの（⑪と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（平成24年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	貸付残高 計
関東財務局	156	57,752	49,056	106,808
東京都	526	1,606	83,710	85,318
神奈川県	49	1,018	5,282	6,301
埼玉県	30	110	129	239
千葉県	28	6	58	65
山梨県	10	4	11	16
栃木県	9	31	11	43
茨城県	11	3	5	9
群馬県	14	2	787	789
新潟県	10	3	5	9
長野県	8	3	145	148
小計	695	2,792	90,148	92,941
関東管内合計	851	60,544	139,204	199,749
近畿財務局	41	8,628	993	9,621
大阪府	179	336	16,422	16,758
京都府	54	59	883	942
兵庫県	68	45	396	442
奈良県	9	10	21	31
和歌山県	12	15	6	22
滋賀県	4	2	7	9
小計	326	469	17,736	18,207
近畿管内合計	367	9,097	18,730	27,829
北海道財務局	6	1,427	143	1,570
北海道	57	543	636	1,180
小計	57	543	636	1,180
北海道管内合計	63	1,971	779	2,751
東北財務局	27	234	45	279
宮城県	38	66	487	554
岩手県	10	11	2	13
福島県	4	0	1	1
秋田県	5	7	38	46
青森県	15	3	11	14
山形県	4	0	0	1
小計	86	90	542	632
東北管内合計	113	324	587	912
東海財務局	23	3,716	202	3,919
愛知県	78	365	4,275	4,641
静岡県	41	70	213	284
三重県	18	17	1	18
岐阜県	11	4	52	57
小計	148	458	4,542	5,001
東海管内合計	171	4,175	4,745	8,920

	業者数	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	貸付残高 計
北陸財務局	7	58	21	80
富山県	13	5	148	153
石川県	13	14	22	36
福井県	10	6	6	12
小計	36	26	176	203
北陸管内合計	43	85	198	283
中国財務局	18	373	373	746
広島県	40	29	493	523
山口県	22	19	8	28
岡山県	33	26	16	42
鳥取県	3	2	1	4
島根県	2	0	3	3
小計	100	78	524	603
中国管内合計	118	451	897	1,349
四国財務局	13	200	7	207
香川県	7	6	75	82
徳島県	8	4	7	11
愛媛県	25	15	25	41
高知県	19	56	68	124
小計	59	82	177	259
四国管内合計	72	282	184	466
九州財務局	11	191	5	197
熊本県	21	23	32	55
大分県	6	8	9	18
宮崎県	15	32	38	70
鹿児島県	16	33	55	89
小計	58	98	135	233
九州管内合計	69	289	141	430
福岡財務支局	16	823	703	1,527
福岡県	101	99	1,326	1,426
佐賀県	8	4	42	46
長崎県	25	17	46	64
小計	134	122	1,414	1,537
福岡管内合計	150	945	2,118	3,064
沖縄総合事務局	3	121	2	124
沖縄県	48	25	140	165
小計	48	25	140	165
沖縄管内合計	51	146	142	289
財務局計	321	73,527	51,555	125,083
都道府県計	1,747	4,788	116,175	120,965
総合計	2,068	78,315	167,731	246,048

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）業者数は、業務報告書提出業者（2,296）のうち、貸付残高のない業者（228）を除いたものである。

3. 業態別貸付金利（平成24年3月末）

業態別貸付金利

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	(構成比)	金利(%)	うち 無担保残高 (億円)	金利(%)	残高 (億円)	(構成比)	金利(%)	残高 (億円)	(構成比)	金利(%)
消費者向無担保貸金業者	559	29,732	38.0%	17.00	27,229	17.27	1,059	0.6%	10.61	30,792	12.5%	16.78
うち大手	8	26,747	34.2%	17.19	24,303	17.50	899	0.5%	10.32	27,647	11.2%	16.97
うち大手以外	551	2,984	3.8%	15.30	2,925	15.35	160	0.1%	12.25	3,145	1.3%	15.14
消費者向有担保貸金業者	112	1,203	1.5%	4.64	42	14.50	256	0.2%	5.38	1,460	0.6%	4.76
消費者向住宅向貸金業者	42	5,553	7.1%	3.44	24	2.51	477	0.3%	6.33	6,031	2.5%	3.67
事業者向貸金業者	747	2,101	2.7%	5.65	483	14.08	110,750	66.0%	1.49	112,852	45.9%	1.57
手形割引業者	119	5	0.0%	11.83	3	11.49	638	0.4%	9.25	644	0.3%	9.27
クレジットカード会社	141	10,966	14.0%	15.10	10,725	15.42	4,942	2.9%	1.66	15,908	6.5%	10.94
信販会社	108	24,236	30.9%	14.02	22,562	14.87	8,686	5.2%	2.25	32,923	13.4%	10.92
流通・メーカー系会社	23	357	0.5%	3.44	60	11.14	5,749	3.4%	1.20	6,107	2.5%	1.33
建設・不動産業者	91	338	0.4%	7.85	8	7.03	1,930	1.2%	4.31	2,268	0.9%	4.84
質屋	29	7	0.0%	15.94	4	16.78	56	0.0%	9.18	63	0.0%	9.96
リース会社	78	3,812	4.9%	2.28	38	3.95	33,176	19.8%	2.92	36,988	15.0%	2.86
日賦貸金業者	5	—	—	—	—	—	0	0.0%	25.04	0	0.0%	25.04
非営利特例対象法人	14	1	0.0%	3.09	1	3.09	4	0.0%	2.21	6	0.0%	2.41
合計	2,068	78,315	100.0%	13.54	61,185	16.01	167,731	100.0%	1.95	246,048	100.0%	5.64

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は「平均約定金利」である。

（注2）「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

（注3）業者数は、業務報告書提出業者（2,296）のうち、貸付残高のない業者（228）を除いたものである。

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成24年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	559	6,425,039	29,732	463	6,341,447	27,229	429	58,097	1,059	1,823	6,483,136	30,792
うち大手	8	5,480,996	26,747	488	5,403,206	24,303	450	44,961	899	2,000	5,525,957	27,647
うち大手以外	551	944,043	2,984	316	938,241	2,925	312	13,136	160	1,218	957,179	3,145
消費者向有担保 貸金業者	112	55,338	1,203	2,174	16,280	42	258	2,345	256	10,917	57,683	1,460
消費者向住宅向 貸金業者	42	57,710	5,553	9,622	2,726	24	880	1,307	477	36,496	59,017	6,031
事業者向貸金業者	747	255,720	2,101	822	241,349	483	200	109,921	110,750	100,754	365,641	112,852
手形割引業者	119	495	5	1,010	443	3	677	36,536	638	1,746	37,031	644
クレジットカード 会社	141	12,943,485	10,966	85	12,940,259	10,725	83	43,331	4,942	11,405	12,986,816	15,908
信販会社	108	19,268,478	24,236	126	19,250,644	22,562	117	100,239	8,686	8,665	19,368,717	32,923
流通・メーカー系 会社	23	27,732	357	1,287	24,891	60	241	2,616	5,749	219,763	30,348	6,107
建設・不動産業者	91	8,070	338	4,188	1,796	8	445	8,256	1,930	23,377	16,326	2,268
質屋	29	2,316	7	302	2,045	4	196	1,088	56	5,147	3,404	63
リース会社	78	43,334	3,812	8,797	14,337	38	265	19,544	33,176	169,750	62,878	36,988
日賦貸金業者	5	—	—	—	—	—	—	599	0	0	599	0
非営利特例対象 法人	14	271	1	369	271	1	369	287	4	1,394	558	6
合計	2,068	39,087,988	78,315	200	38,836,488	61,185	158	384,166	167,731	43,661	39,472,154	246,048

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）業者数は、業務報告書提出業者（2,296）のうち、貸付残高のない業者（228）を除いたものである。

（注3）「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

（注4）「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高（平成24年3月末）

(1) 貸付金利別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり平均貸付残高（千円）
28%超	13	2.3	29	0.1	11,014	0.2	263
26%超～28%以下	10	1.8	937	3.4	278,911	4.4	336
24%超～26%以下	20	3.6	77	0.3	38,367	0.6	201
22%超～24%以下	29	5.2	41	0.2	22,221	0.4	185
20%超～22%以下	47	8.4	306	1.1	114,978	1.8	266
18%超～20%以下	122	21.8	3,740	13.7	1,097,325	17.3	341
16%超～18%以下	191	34.2	16,369	60.1	3,714,471	58.6	441
14%超～16%以下	37	6.6	5,117	18.8	999,496	15.8	512
12%超～14%以下	16	2.9	17	0.1	9,999	0.2	170
10%超～12%以下	10	1.8	5	0.0	1,754	0.0	285
8%超～10%以下	11	2.0	10	0.0	2,084	0.0	480
6%超～8%以下	10	1.8	7	0.0	669	0.0	1,046
4%超～6%以下	13	2.3	123	0.5	4,036	0.1	3,048
2%超～4%以下	23	4.1	234	0.9	14,143	0.2	1,655
2%以下	7	1.3	211	0.8	31,979	0.5	660
合計	559	100.0	27,229	100.0	6,341,447	100.0	429

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(2) 貸付残高規模別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模別	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり平均貸付残高（千円）
5,000億円超	2	0.4	14,878	54.6	3,069,324	48.4	485
1,000億円超～5,000億円以下	3	0.5	7,534	27.7	1,694,609	26.7	445
500億円超～1,000億円以下	2	0.4	1,457	5.4	568,358	9.0	256
100億円超～500億円以下	8	1.4	1,808	6.6	398,768	6.3	453
50億円超～100億円以下	5	0.9	416	1.5	178,719	2.8	233
10億円超～50億円以下	26	4.7	579	2.1	179,349	2.8	323
5億円超～10億円以下	25	4.5	178	0.7	76,904	1.2	231
1億円超～5億円以下	114	20.4	241	0.9	106,153	1.7	227
5,000万円超～1億円以下	104	18.6	72	0.3	36,082	0.6	200
1,000万円超～5,000万円以下	188	33.6	57	0.2	30,456	0.5	187
1,000万円以下	82	14.7	3	0.0	2,725	0.0	110
合計	559	100.0	27,229	100.0	6,341,447	100.0	429

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（平成24年3月末）

(1) 貸付金利別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり 平均貸付残高 （百万円）
28%超	6	0.8	3	0.0	330	0.3	0.9
26%超～28%以下	1	0.1	0	0.0	26	0.0	0.0
24%超～26%以下	1	0.1	10	0.0	26	0.0	38.5
22%超～24%以下	4	0.5	66	0.1	250	0.2	26.4
20%超～22%以下	10	1.3	29	0.0	516	0.5	5.6
18%超～20%以下	13	1.7	20	0.0	1,305	1.2	1.5
16%超～18%以下	49	6.6	33	0.0	5,618	5.3	0.6
14%超～16%以下	124	16.6	409	0.4	4,796	4.5	8.5
12%超～14%以下	60	8.0	1,200	1.1	43,290	40.9	2.8
10%超～12%以下	44	5.9	405	0.4	12,603	11.9	3.2
8%超～10%以下	41	5.5	214	0.2	643	0.6	33.3
6%超～8%以下	39	5.2	1,245	1.1	3,851	3.6	32.3
4%超～6%以下	69	9.2	2,436	2.2	2,457	2.3	99.1
2%超～4%以下	123	16.5	7,961	7.2	5,795	5.5	137.4
2%以下	163	21.8	96,598	87.3	24,356	23.0	396.6
合計	747	100.0	110,634	100.0	105,862	100.0	104.5

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約116億円）を除いている。

(2) 貸付残高規模別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模別	該当業者数		事業者向貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり 平均貸付残高 （百万円）
5,000億円超	4	0.5	37,783	34.2	7,337	6.9	515.0
1,000億円超～5,000億円以下	15	2.0	34,926	31.6	2,084	2.0	1675.9
500億円超～1,000億円以下	28	3.7	19,003	17.2	33,145	31.3	57.3
100億円超～500億円以下	49	6.6	12,469	11.3	29,267	27.6	42.6
50億円超～100億円以下	41	5.5	2,880	2.6	2,331	2.2	123.6
10億円超～50億円以下	117	15.7	2,639	2.4	15,303	14.5	17.2
5億円超～10億円以下	58	7.8	427	0.4	2,054	1.9	20.8
1億円超～5億円以下	164	22.0	396	0.4	8,649	8.2	4.6
5,000万円超～1億円以下	89	11.9	65	0.1	2,702	2.6	2.4
1,000万円超～5,000万円以下	126	16.9	39	0.0	2,707	2.6	1.4
1,000万円以下	56	7.5	2	0.0	283	0.3	0.7
合計	747	100.0	110,634	100.0	105,862	100.0	104.5

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約116億円）を除いている。

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

（単位：件）

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
											4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
財務局登録貸金業者	処分事由	業務改善 （法第24条の6の3）	—	—	—	0	7	1	0	1	0	0	0	0	0
		業務停止 （旧規制法第36条、法第24条の6の4）	5	5	14	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0
		登録取消し （旧規制法第37条、法第24条の6の5）	3	0	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
		所在不明者の登録取消し （旧規制法第38条、法第24条の6の6）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		処分件数計	8	5	16	2	12	2	1	1	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	処分事由	業務改善 （法第24条の6の3）	—	—	—	0	19	18	9	4	2	1	1	0	4
		業務停止 （旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	449	604	169	81	83	45	27	16	1	5	3	1	10
		登録取消し （旧規制法第37条、法第24条の6の5）	504	514	322	280	194	131	56	19	0	1	2	0	3
		所在不明者の登録取消し （旧規制法第38条、法第24条の6の6）	651	473	154	144	151	47	6	2	0	2	0	0	2
		処分件数計	1,604	1,591	645	505	447	241	98	41	3	9	6	1	19
計	処分事由	業務改善 （法第24条の6の3）	—	—	—	0	26	19	9	5	2	1	1	0	4
		業務停止 （旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5）	454	609	183	82	86	46	27	16	1	5	3	1	10
		登録取消し （旧規制法第37条、法第24条の6の5）	507	514	324	281	196	131	57	19	0	1	2	0	3
		所在不明者の登録取消し （旧規制法第38条、法第24条の6の6）	651	473	154	144	151	47	6	2	0	2	0	0	2
		処分件数計	1,612	1,596	661	507	459	243	99	42	3	9	6	1	19

（注）表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

(1) 内容別

貸金業者に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成23年度					平成24年度				
		計	計	計	計	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	計	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	計
苦情等受付件数		49,635	44,928	35,461	29,843	5,611	5,609	4,755	5,520	21,495	5,050	4,530	4,135	4,014	17,729
うち無登録業者に係るもの		14,942	14,243	8,267	7,139	1,731	1,778	1,564	1,933	7,006	1,769	1,573	1,494	1,458	6,294
苦情の内容	取立て行為	2,060	1,850	716	454	101	107	80	97	385	93	96	78	56	323
	契約内容	723	622	269	183	40	67	31	40	178	31	52	28	31	142
	金利	1,353	636	392	190	33	39	32	27	131	26	23	26	17	92
	年金担保	60	41	29	6	0	5	1	3	9	1	1	1	0	3
	帳簿の開示	4,004	2,393	1,684	905	146	107	83	85	421	55	67	69	30	221
	過剰貸付け	53	24	31	12	5	1	4	5	15	1	2	1	2	6
	行政当局詐称、登録業者詐称	404	501	188	75	15	13	7	23	58	37	64	36	17	154
	保証契約	127	120	77	38	7	12	5	7	31	5	5	1	0	11
	広告・勧誘（詐称以外）	471	254	115	66	11	8	10	4	33	14	27	3	5	49
	その他	3,867	2,270	1,558	1,059	184	199	180	196	759	183	149	124	142	598
苦情計		13,122	8,711	5,059	2,988	542	558	433	487	2,020	446	486	367	300	1,599
相談・照会の内容	債務整理等	7,635	6,139	2,781	2,238	452	463	420	444	1,779	368	364	274	271	1,277
	金利	592	714	439	674	75	68	61	74	278	48	45	37	28	158
	相談先	1,100	950	790	593	79	78	89	87	333	72	46	61	58	237
	登録確認（無登録の疑いあり）	9,507	11,972	9,467	9,499	2,005	2,081	1,790	2,162	8,038	2,061	1,855	1,705	1,722	7,343
	制度改正要望	148	87	146	115	8	7	13	30	58	5	12	8	10	35
	法令等解釈	1,738	1,387	4,449	1,913	393	344	320	354	1,411	326	300	279	281	1,186
	その他	15,793	14,968	12,330	11,823	2,057	2,010	1,629	1,882	7,578	1,724	1,422	1,404	1,344	5,894
相談・照会計		36,513	36,217	30,402	26,855	5,069	5,051	4,322	5,033	19,475	4,604	4,044	3,768	3,714	16,130

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

(2) 受付先別

貸金業者に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分		平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度			
		金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数		3,704	14,292	17,465	35,461	4,465	10,548	14,830	29,843	1,637	7,390	12,468	21,495	1,158	5,933	10,638	17,729
うち無登録業者に係るもの		362	2,299	5,606	8,267	363	1,571	5,205	7,139	334	1,234	5,438	7,006	206	1,074	5,014	6,294
苦情の内容	取立て行為	22	198	496	716	13	130	311	454	5	144	236	385	17	107	199	323
	契約内容	19	54	196	269	2	30	151	183	0	48	130	178	1	22	119	142
	金利	5	28	359	392	16	35	139	190	0	13	118	131	1	17	74	92
	年金担保	0	0	29	29	0	0	6	6	0	0	9	9	1	0	2	3
	帳簿の開示	15	1,182	487	1,684	7	548	350	905	3	207	211	421	2	111	108	221
	過剰貸付け	4	5	22	31	0	4	8	12	0	9	6	15	0	1	5	6
	行政当局詐称、登録業者詐称	20	9	159	188	0	52	23	75	0	14	44	58	0	14	140	154
	保証契約	4	16	57	77	0	6	32	38	0	6	25	31	1	4	6	11
	広告・勧誘（詐称以外）	6	11	98	115	0	4	62	66	0	6	27	33	4	7	38	49
	その他	32	457	1,069	1,558	268	318	473	1,059	32	306	421	759	20	280	298	598
苦情計		127	1,960	2,972	5,059	306	1,127	1,555	2,988	40	753	1,227	2,020	47	563	989	1,599
相談・照会の内容	債務整理等	84	395	2,302	2,781	38	176	2,024	2,238	27	34	1,718	1,779	43	54	1,180	1,277
	金利	101	73	265	439	270	142	262	674	90	44	144	278	45	34	79	158
	相談先	327	90	373	790	186	98	309	593	29	116	188	333	44	71	122	237
	登録確認（無登録の疑いあり）	308	3,474	5,685	9,467	211	4,031	5,257	9,499	165	2,860	5,013	8,038	129	2,470	4,744	7,343
	制度改正要望	122	13	11	146	52	20	43	115	19	36	3	58	32	2	1	35
	法令等解釈	407	3,546	496	4,449	391	711	811	1,913	334	463	614	1,411	297	332	557	1,186
	その他	2,228	4,741	5,361	12,330	3,011	4,243	4,569	11,823	933	3,084	3,561	7,578	521	2,407	2,966	5,894
相談・照会計		3,577	12,332	14,493	30,402	4,159	9,421	13,275	26,855	1,597	6,637	11,241	19,475	1,111	5,370	9,649	16,130

日本貸金業協会 月次統計資料

1. 概要

(1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

(2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の80％以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	16社	89.9％	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	28社	90.4％	・クレジットカード会社 ・信販会社・流通 ・メーカー系会社
事業者金融業態	14社	35.1％	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	58社	80.3％	—

(注1) カバレッジとは、平成24年4月時点における各貸金業者の直近決算年度末の貸付残高に
対し調査に協力していただいている協会員の貸付残高の割合を示す。

(注2) 協力者数は、平成25年3月末時点での数値。

2. 協会員数

(1)協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	12月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410	1,362	1,312
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350	2,280	2,217
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（平成25年3月）

	協会員数	登録業者数	比率
関東財務局	131	156	84.0%
東京都	248	647	38.3%
神奈川県	30	52	57.7%
埼玉県	19	35	54.3%
千葉県	22	31	71.0%
山梨県	8	8	100.0%
栃木県	8	9	88.9%
茨城県	9	11	81.8%
群馬県	8	14	57.1%
新潟県	5	11	45.5%
長野県	3	8	37.5%
小計	360	826	43.6%
関東管内合計	491	982	50.0%
近畿財務局	38	39	97.4%
大阪府	103	200	51.5%
京都府	37	49	75.5%
兵庫県	32	68	47.1%
奈良県	7	10	70.0%
和歌山県	6	13	46.2%
滋賀県	6	7	85.7%
小計	191	347	55.0%
近畿管内合計	229	386	59.3%
北海道財務局	5	6	83.3%
北海道	40	54	74.1%
小計	40	54	74.1%
北海道管内合計	45	60	75.0%
東北財務局	22	23	95.7%
宮城県	31	36	86.1%
岩手県	6	9	66.7%
福島県	3	4	75.0%
秋田県	12	15	80.0%
青森県	7	14	50.0%
山形県	4	5	80.0%
小計	63	83	75.9%
東北管内合計	85	106	80.2%
東海財務局	21	22	95.5%
愛知県	39	75	52.0%
静岡県	33	40	82.5%
三重県	12	20	60.0%
岐阜県	7	11	63.6%
小計	91	146	62.3%
東海管内合計	112	168	66.7%

	協会員数	登録業者数	比率
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	11	15	73.3%
石川県	5	11	45.5%
福井県	7	10	70.0%
小計	23	36	63.9%
北陸管内合計	30	43	69.8%
中国財務局	17	17	100.0%
広島県	27	36	75.0%
山口県	20	24	83.3%
岡山県	19	33	57.6%
鳥取県	3	3	100.0%
島根県	2	2	100.0%
小計	71	98	72.4%
中国管内合計	88	115	76.5%
四国財務局	13	14	92.9%
香川県	5	6	83.3%
徳島県	4	6	66.7%
愛媛県	10	24	41.7%
高知県	13	17	76.5%
小計	32	53	60.4%
四国管内合計	45	67	67.2%
九州財務局	11	11	100.0%
熊本県	18	21	85.7%
大分県	6	8	75.0%
宮崎県	5	13	38.5%
鹿児島県	8	17	47.1%
小計	37	59	62.7%
九州管内合計	48	70	68.6%
福岡財務支局	15	17	88.2%
福岡県	55	107	51.4%
佐賀県	3	8	37.5%
長崎県	21	25	84.0%
小計	79	140	56.4%
福岡管内合計	94	157	59.9%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	42	60	70.0%
小計	42	60	70.0%
沖縄管内合計	45	63	71.4%
財務局計	283	315	89.8%
都道府県計	1,029	1,902	54.1%
総合計	1,312	2,217	59.2%

（注1）計数は今後変動することがある。

（注2）「登録業者数」は金融庁公表の数値。

財務局・都道府県別協会員数の推移（平成23年～平成25年の各3月末）

	平成23年	平成24年	平成25年
関東財務局	135	132	131
東京都	293	267	248
神奈川県	35	30	30
埼玉県	26	22	19
千葉県	21	23	22
山梨県	12	10	8
栃木県	10	8	8
茨城県	14	11	9
群馬県	12	10	8
新潟県	9	5	5
長野県	4	3	3
小計	436	389	360
関東管内合計	571	521	491
近畿財務局	45	40	38
大阪府	123	110	103
京都府	44	43	37
兵庫県	45	37	32
奈良県	7	7	7
和歌山県	8	7	6
滋賀県	11	6	6
小計	238	210	191
近畿管内合計	283	250	229
北海道財務局	6	5	5
北海道	54	46	40
小計	54	46	40
北海道管内合計	60	51	45
東北財務局	26	25	22
宮城県	36	33	31
岩手県	9	8	6
福島県	3	3	3
秋田県	12	12	12
青森県	8	7	7
山形県	3	3	4
小計	71	66	63
東北管内合計	97	91	85
東海財務局	25	24	21
愛知県	48	43	39
静岡県	36	34	33
三重県	14	11	12
岐阜県	8	8	7
小計	106	96	91
東海管内合計	131	120	112

	平成23年	平成24年	平成25年
北陸財務局	7	7	7
富山県	13	10	11
石川県	7	6	5
福井県	9	7	7
小計	29	23	23
北陸管内合計	36	30	30
中国財務局	18	18	17
広島県	34	32	27
山口県	24	22	20
岡山県	22	20	19
鳥取県	3	3	3
島根県	2	2	2
小計	85	79	71
中国管内合計	103	97	88
四国財務局	16	13	13
香川県	6	6	5
徳島県	9	6	4
愛媛県	14	12	10
高知県	14	14	13
小計	43	38	32
四国管内合計	59	51	45
九州財務局	13	11	11
熊本県	22	21	18
大分県	9	7	6
宮崎県	5	5	5
鹿児島県	12	11	8
小計	48	44	37
九州管内合計	61	55	48
福岡財務支局	16	14	15
福岡県	65	57	55
佐賀県	6	3	3
長崎県	23	22	21
小計	94	82	79
福岡管内合計	110	96	94
沖縄総合事務局	4	3	3
沖縄県	45	45	42
小計	45	45	42
沖縄管内合計	49	48	45

財務局計	311	292	283
都道府県計	1,249	1,118	1,029
総合計	1,560	1,410	1,312

3. 貸付残高・貸付件数

(1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	3,570,615	3,522,931	3,460,782	3,538,360	3,429,108	3,347,777	3,304,731	3,265,408	3,207,797	3,171,507	3,151,016	3,113,544
	平成24年度	3,094,375	3,030,224	2,993,556	2,963,928	2,926,325	2,893,247	2,869,932	2,860,972	2,828,819	2,817,634	2,807,911	2,795,057
	前年同月比	-13.3%	-14.0%	-13.5%	-16.2%	-14.7%	-13.6%	-13.2%	-12.4%	-11.8%	-11.2%	-10.9%	-10.2%
業態 事業者金融	平成23年度	844,638	839,748	825,408	819,092	814,801	794,970	800,090	793,076	793,911	766,898	713,292	710,303
	平成24年度	775,828	767,025	762,127	746,055	754,974	758,264	755,983	748,061	781,378	719,678	699,373	701,719
	前年同月比	-8.1%	-8.7%	-7.7%	-8.9%	-7.3%	-4.6%	-5.5%	-5.7%	-1.6%	-6.2%	-2.0%	-1.2%
業態等 クレジット	平成23年度	5,664,986	5,576,575	5,504,253	5,309,748	5,259,998	5,235,501	5,131,661	5,031,937	4,998,881	4,882,157	4,772,849	4,763,443
	平成24年度	4,658,267	4,648,927	4,590,443	4,521,418	4,502,984	4,503,708	4,408,572	4,394,607	4,453,936	4,381,501	4,577,806	4,594,073
	前年同月比	-17.8%	-16.6%	-16.6%	-14.8%	-14.4%	-14.0%	-14.1%	-12.7%	-10.9%	-10.3%	-4.1%	-3.6%
全体	平成23年度	10,080,239	9,939,254	9,790,443	9,667,200	9,503,907	9,378,248	9,236,482	9,090,421	9,000,589	8,820,562	8,637,157	8,587,290
	平成24年度	8,528,470	8,446,176	8,346,126	8,231,401	8,184,283	8,155,219	8,034,487	8,003,640	8,064,133	7,918,813	8,085,090	8,090,849
	前年同月比	-15.4%	-15.0%	-14.8%	-14.9%	-13.9%	-13.0%	-13.0%	-12.0%	-10.4%	-10.2%	-6.4%	-5.8%
業態別シェア	平成23年度	消費者金融業態	35.4%	35.4%	35.3%	36.6%	36.1%	35.7%	35.8%	35.9%	35.6%	36.0%	36.3%
		事業者金融業態	8.4%	8.4%	8.4%	8.5%	8.6%	8.5%	8.7%	8.8%	8.7%	8.3%	8.3%
		クレジット業態等	56.2%	56.1%	56.2%	54.9%	55.3%	55.8%	55.6%	55.4%	55.3%	55.3%	55.5%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	平成24年度	消費者金融業態	36.3%	35.9%	35.9%	36.0%	35.8%	35.5%	35.7%	35.1%	35.6%	34.7%	34.5%
		事業者金融業態	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	9.2%	9.3%	9.4%	9.3%	9.1%	8.7%	8.7%
		クレジット業態等	54.6%	55.0%	55.0%	54.9%	55.0%	55.2%	54.9%	55.2%	55.3%	56.6%	56.8%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	6,278,806	6,213,398	6,113,609	6,259,761	6,174,759	6,079,625	5,986,154	5,918,806	5,810,195	5,736,073	5,696,909	5,623,794
	平成24年度	5,567,008	5,431,651	5,376,708	5,290,744	5,233,840	5,181,790	5,120,150	5,086,821	5,020,966	4,975,853	4,934,989	4,906,457
	前年同月比	-11.3%	-12.6%	-12.1%	-15.5%	-15.2%	-14.8%	-14.5%	-14.1%	-13.6%	-13.3%	-13.4%	-12.8%
業態 事業者金融	平成23年度	356,382	346,350	319,695	311,296	301,454	290,526	283,879	259,040	252,044	232,105	225,368	217,738
	平成24年度	226,950	222,686	218,527	213,899	209,375	206,461	202,948	188,961	187,038	170,113	162,860	157,719
	前年同月比	-36.3%	-35.7%	-31.6%	-31.3%	-30.5%	-28.9%	-28.5%	-27.1%	-25.8%	-26.7%	-27.7%	-27.6%
業態等 クレジット	平成23年度	102,568,540	102,285,766	102,179,130	102,501,958	101,778,627	101,332,609	101,094,997	100,874,533	99,980,916	99,757,666	99,380,681	99,218,218
	平成24年度	98,033,611	97,627,201	97,564,383	97,184,721	96,948,045	96,990,848	96,278,065	96,402,839	95,715,461	95,599,466	96,209,638	95,749,567
	前年同月比	-4.4%	-4.6%	-4.5%	-5.2%	-4.7%	-4.3%	-4.8%	-4.4%	-4.3%	-4.2%	-3.2%	-3.5%
全体	平成23年度	109,203,728	108,845,514	108,612,434	109,073,015	108,254,840	107,702,760	107,365,030	107,052,379	106,043,155	105,725,844	105,302,958	105,059,750
	平成24年度	103,827,569	103,281,538	103,159,618	102,689,364	102,391,260	102,379,099	101,601,163	101,678,621	100,923,465	100,745,432	101,307,487	100,813,743
	前年同月比	-4.9%	-5.1%	-5.0%	-5.9%	-5.4%	-4.9%	-5.4%	-5.0%	-4.8%	-4.7%	-3.8%	-4.0%

(注) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

（単位：百万円）

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	3,471,040	3,421,779	3,359,164	3,370,988	3,318,186	3,239,110	3,196,153	3,158,689	3,103,374	3,066,731	3,046,206	3,009,817
	平成24年度	2,992,260	2,928,384	2,893,220	2,865,466	2,835,687	2,807,264	2,785,177	2,775,251	2,744,202	2,733,075	2,720,665	2,704,550
	前年同月比	-13.8%	-14.4%	-13.9%	-15.0%	-14.5%	-13.3%	-12.9%	-12.1%	-11.6%	-10.9%	-10.7%	-10.1%
業態 事業者金融	平成23年度	223,298	220,476	207,910	205,668	203,233	200,818	199,100	192,899	190,775	189,336	188,055	187,413
	平成24年度	187,154	186,406	185,457	185,276	184,201	183,961	183,130	177,431	177,638	174,570	173,858	174,387
	前年同月比	-16.2%	-15.5%	-10.8%	-9.9%	-9.4%	-8.4%	-8.0%	-8.0%	-6.9%	-7.8%	-7.5%	-7.0%
業態等 クレジット	平成23年度	4,124,732	4,052,635	3,974,361	3,800,418	3,752,591	3,692,265	3,640,120	3,562,038	3,472,533	3,398,373	3,338,726	3,264,305
	平成24年度	3,201,967	3,180,366	3,120,905	3,045,976	3,012,013	2,987,946	2,952,458	2,936,931	2,856,587	2,818,288	2,922,858	2,878,106
	前年同月比	-22.4%	-21.5%	-21.5%	-19.9%	-19.7%	-19.1%	-18.9%	-17.5%	-17.7%	-17.1%	-12.5%	-11.8%
全体	平成23年度	7,819,070	7,694,890	7,541,435	7,377,074	7,274,010	7,132,193	7,035,373	6,913,626	6,766,682	6,654,440	6,572,987	6,461,535
	平成24年度	6,381,381	6,295,156	6,199,582	6,096,718	6,031,901	5,979,171	5,920,765	5,889,613	5,778,427	5,725,933	5,817,381	5,757,043
	前年同月比	-18.4%	-18.2%	-17.8%	-17.4%	-17.1%	-16.2%	-15.8%	-14.8%	-14.6%	-14.0%	-11.5%	-10.9%

業態別貸付件数の推移

（単位：件）

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	6,251,616	6,186,354	6,085,770	6,224,975	6,140,092	6,045,127	5,952,719	5,885,429	5,777,845	5,703,636	5,664,447	5,594,363
	平成24年度	5,537,581	5,402,265	5,348,383	5,262,420	5,205,613	5,153,633	5,093,023	5,059,820	4,994,212	4,949,193	4,908,424	4,878,729
	前年同月比	-11.4%	-12.7%	-12.1%	-15.5%	-15.2%	-14.7%	-14.4%	-14.0%	-13.6%	-13.2%	-13.3%	-12.8%
業態 事業者金融	平成23年度	266,584	256,645	229,987	221,587	211,683	200,713	193,828	169,012	161,992	156,548	149,858	144,452
	平成24年度	140,097	135,771	131,585	127,896	122,323	119,381	115,787	101,780	99,730	96,216	88,158	85,658
	前年同月比	-47.4%	-47.1%	-42.8%	-42.3%	-42.2%	-40.5%	-40.3%	-39.8%	-38.4%	-38.5%	-41.2%	-40.7%
業態等 クレジット	平成23年度	102,385,638	102,103,506	101,997,407	102,328,062	101,598,191	101,154,559	100,924,989	100,706,916	99,813,497	99,590,220	99,241,853	99,079,801
	平成24年度	97,896,390	97,489,890	97,427,279	97,049,645	96,813,525	96,856,608	96,139,140	96,263,272	95,576,591	95,460,278	96,070,379	95,609,691
	前年同月比	-4.4%	-4.5%	-4.5%	-5.2%	-4.7%	-4.2%	-4.7%	-4.4%	-4.2%	-4.1%	-3.2%	-3.5%
全体	平成23年度	108,903,838	108,546,505	108,313,164	108,774,624	107,949,966	107,400,399	107,071,536	106,761,357	105,753,334	105,450,404	105,056,158	104,818,616
	平成24年度	103,574,068	103,027,926	102,907,247	102,439,961	102,141,461	102,129,622	101,347,950	101,424,872	100,670,533	100,505,687	101,066,961	100,574,078
	前年同月比	-4.9%	-5.1%	-5.0%	-5.8%	-5.4%	-4.9%	-5.3%	-5.0%	-4.8%	-4.7%	-3.8%	-4.0%

（注）クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
貸付残高（百万円）	（無担保貸付） （住宅向を除く）	平成23年度	6,623,552	6,504,651	6,361,061	6,198,767	6,102,098	5,973,281	5,883,266	5,766,166	5,623,049	5,523,453	5,446,000	5,347,438
		平成24年度	5,282,108	5,200,941	5,112,679	5,011,334	4,947,816	4,900,688	4,852,619	4,824,132	4,714,456	4,666,313	4,759,970	4,711,072
		前年同月比	-20.3%	-20.0%	-19.6%	-19.2%	-18.9%	-18.0%	-17.5%	-16.3%	-16.2%	-15.5%	-12.6%	-11.9%
	（有担保貸付） （住宅向を除く）	平成23年度	344,515	339,687	332,176	333,128	327,899	323,091	316,212	311,899	307,459	301,838	298,328	291,047
		平成24年度	285,027	280,290	276,681	271,809	268,196	265,079	260,609	257,190	253,940	249,359	248,313	244,103
		前年同月比	-17.3%	-17.5%	-16.7%	-18.4%	-18.2%	-18.0%	-17.6%	-17.5%	-17.4%	-17.4%	-16.8%	-16.1%
	住宅向貸付	平成23年度	851,003	850,552	848,197	845,178	844,013	835,821	835,895	835,560	836,173	829,149	828,659	823,050
		平成24年度	814,246	813,925	810,222	813,574	815,888	813,403	807,537	808,291	810,032	810,261	809,097	801,867
		前年同月比	-4.3%	-4.3%	-4.5%	-3.7%	-3.3%	-2.7%	-3.4%	-3.3%	-3.1%	-2.3%	-2.4%	-2.6%
有残件数（件）	（無担保貸付） （住宅向を除く）	平成23年度	108,751,146	108,394,359	108,162,773	108,624,793	107,800,698	107,253,836	106,925,629	106,616,766	105,609,342	105,308,220	104,914,316	104,681,121
		平成24年度	103,437,749	102,892,683	102,772,346	102,305,429	102,006,771	101,995,028	101,215,913	101,292,379	100,539,516	100,374,055	100,936,383	100,445,574
		前年同月比	-4.9%	-5.1%	-5.0%	-5.8%	-5.4%	-4.9%	-5.3%	-5.0%	-4.8%	-4.7%	-3.8%	-4.0%
	（有担保貸付） （住宅向を除く）	平成23年度	82,020	81,474	79,886	79,209	78,618	77,055	76,492	75,041	74,493	72,964	72,633	69,146
		平成24年度	68,715	67,274	66,844	65,445	64,996	64,622	63,173	62,817	61,385	60,947	59,680	59,177
		前年同月比	-16.2%	-17.4%	-16.3%	-17.4%	-17.3%	-16.1%	-17.4%	-16.3%	-17.6%	-16.5%	-17.8%	-14.4%
	住宅向貸付	平成23年度	70,670	70,672	70,505	70,621	70,650	69,508	69,415	69,550	69,499	69,219	69,209	68,349
		平成24年度	67,604	67,969	68,056	69,087	69,693	69,972	68,864	69,675	69,631	70,684	70,897	69,327
		前年同月比	-4.3%	-3.8%	-3.5%	-2.2%	-1.4%	0.7%	-0.8%	0.2%	0.2%	2.1%	2.4%	1.4%

（注）「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	99,574	101,152	101,618	167,371	110,922	108,666	108,578	106,719	104,423	104,776	104,810	103,726
	平成24年度	102,114	101,840	100,335	98,461	90,638	85,982	84,754	85,720	84,617	84,558	87,246	90,507
	前年同月比	2.6%	0.7%	-1.3%	-41.2%	-18.3%	-20.9%	-21.9%	-19.7%	-19.0%	-19.3%	-16.8%	-12.7%
業態 事業者金融	平成23年度	621,340	619,271	617,497	613,424	611,567	594,152	600,989	600,177	603,136	577,561	525,237	522,890
	平成24年度	588,673	580,619	576,670	560,779	570,773	574,302	572,852	570,630	603,739	545,108	525,514	527,331
	前年同月比	-5.3%	-6.2%	-6.6%	-8.6%	-6.7%	-3.3%	-4.7%	-4.9%	0.1%	-5.6%	0.1%	0.8%
業態等 クレジット	平成23年度	1,540,254	1,523,939	1,529,892	1,509,330	1,507,407	1,543,236	1,491,540	1,469,899	1,526,347	1,483,783	1,434,122	1,499,137
	平成24年度	1,456,299	1,468,560	1,469,537	1,475,442	1,490,970	1,515,762	1,456,113	1,457,676	1,597,348	1,563,212	1,654,948	1,715,966
	前年同月比	-5.5%	-3.6%	-3.9%	-2.2%	-1.1%	-1.8%	-2.4%	-0.8%	4.7%	5.4%	15.4%	14.5%
全体	平成23年度	2,261,168	2,244,362	2,249,007	2,290,125	2,229,896	2,246,054	2,201,107	2,176,795	2,233,906	2,166,120	2,064,169	2,125,753
	平成24年度	2,147,086	2,151,019	2,146,542	2,134,682	2,152,381	2,176,046	2,113,719	2,114,026	2,285,704	2,192,878	2,267,708	2,333,804
	前年同月比	-5.0%	-4.2%	-4.6%	-6.8%	-3.5%	-3.1%	-4.0%	-2.9%	2.3%	1.2%	9.9%	9.8%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	27,190	27,044	27,839	34,786	34,667	34,498	33,435	33,377	32,350	32,437	32,462	29,431
	平成24年度	29,427	29,386	28,325	28,324	28,227	28,157	27,127	27,001	26,754	26,660	26,565	27,728
	前年同月比	8.2%	8.7%	1.7%	-18.6%	-18.6%	-18.4%	-18.9%	-19.1%	-17.3%	-17.8%	-18.2%	-5.8%
業態 事業者金融	平成23年度	89,798	89,705	89,708	89,709	89,771	89,813	90,051	90,028	90,052	75,557	75,510	73,286
	平成24年度	86,853	86,915	86,942	86,003	87,052	87,080	87,161	87,181	87,308	73,897	74,702	72,061
	前年同月比	-3.3%	-3.1%	-3.1%	-4.1%	-3.0%	-3.0%	-3.2%	-3.2%	-3.0%	-2.2%	-1.1%	-1.7%
業態等 クレジット	平成23年度	182,902	182,259	181,722	173,896	180,436	178,049	170,007	167,617	167,419	167,446	138,828	138,416
	平成24年度	137,221	137,311	137,103	135,075	134,520	134,240	138,925	139,567	138,870	139,187	139,259	139,875
	前年同月比	-25.0%	-24.7%	-24.6%	-22.3%	-25.4%	-24.6%	-18.3%	-16.7%	-17.1%	-16.9%	0.3%	1.1%
全体	平成23年度	299,890	299,008	299,269	298,391	304,874	302,360	293,493	291,022	289,821	275,440	246,800	241,133
	平成24年度	253,501	253,612	252,370	249,402	249,799	249,477	253,213	253,749	252,932	239,744	240,526	239,664
	前年同月比	-15.5%	-15.2%	-15.7%	-16.4%	-18.1%	-17.5%	-13.7%	-12.8%	-12.7%	-13.0%	-2.5%	-0.6%

(注) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成23年度	298,001	294,807	304,518	363,934	300,718	290,487	297,595	300,449	292,465	268,669	234,743	220,351
		平成24年度	247,737	247,899	243,983	201,805	246,177	226,681	228,137	224,705	257,721	205,606	205,401	204,694
		前年同月比	-16.9%	-15.9%	-19.9%	-44.5%	-18.1%	-22.0%	-23.3%	-25.2%	-11.9%	-23.5%	-12.5%	-7.1%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成23年度	650,743	649,839	639,866	637,585	643,335	630,633	623,922	611,220	620,796	618,551	564,530	576,821
		平成24年度	615,184	612,574	608,667	640,371	595,983	598,537	596,586	595,277	595,262	590,436	573,034	581,349
		前年同月比	-5.5%	-5.7%	-4.9%	0.4%	-7.4%	-5.1%	-4.4%	-2.6%	-4.1%	-4.5%	1.5%	0.8%
	営業貸付 その他	平成23年度	1,312,425	1,299,715	1,304,623	1,288,606	1,285,843	1,324,934	1,279,591	1,265,126	1,320,645	1,278,900	1,264,896	1,328,581
		平成24年度	1,284,165	1,290,544	1,293,892	1,292,506	1,310,222	1,350,829	1,288,998	1,294,044	1,432,721	1,396,836	1,489,273	1,547,761
		前年同月比	-2.2%	-0.7%	-0.8%	0.3%	1.9%	2.0%	0.7%	2.3%	8.5%	9.2%	17.7%	16.5%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成23年度	275,056	274,559	275,305	274,854	281,756	279,721	271,095	268,834	268,309	254,169	225,786	220,636
		平成24年度	233,646	233,974	233,084	200,669	231,264	231,180	235,345	235,574	235,436	222,464	223,306	222,809
		前年同月比	-15.1%	-14.8%	-15.3%	-27.0%	-17.9%	-17.4%	-13.2%	-12.4%	-12.3%	-12.5%	-1.1%	1.0%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成23年度	10,893	11,094	11,125	11,162	11,146	11,034	11,218	11,389	11,075	11,219	11,306	11,226
		平成24年度	11,022	11,080	11,127	40,910	11,028	11,046	10,940	11,508	11,089	11,132	11,301	11,281
		前年同月比	1.2%	-0.1%	0.0%	266.5%	-1.1%	0.1%	-2.5%	1.0%	0.1%	-0.8%	0.0%	0.5%
	営業貸付 その他	平成23年度	13,940	13,354	12,839	12,375	11,972	11,605	11,180	10,799	10,437	10,052	9,708	9,271
		平成24年度	8,833	8,558	8,159	7,823	7,507	7,250	6,928	6,667	6,407	6,148	5,918	5,574
		前年同月比	-36.6%	-35.9%	-36.5%	-36.8%	-37.3%	-37.5%	-38.0%	-38.3%	-38.6%	-38.8%	-39.0%	-39.9%

(注1) 「その他営業貸付」とは、貸金業法における”貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。

(注2) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

4. 月間貸付金額・契約数

(1)消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

（単位：百万円）

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	89,806	97,488	97,629	97,095	103,524	117,620	111,624	107,231	107,263	93,498	107,970	148,921
	平成24年度	113,141	117,145	114,824	114,977	125,176	142,667	138,186	139,987	139,998	119,834	127,022	157,974
	前年同月比	26.0%	20.2%	17.6%	18.4%	20.9%	21.3%	23.8%	30.5%	30.5%	28.2%	17.6%	6.1%
業態 事業者金融	平成23年度	1,404	1,489	1,807	1,709	1,995	2,390	2,132	2,211	2,388	1,859	2,189	2,247
	平成24年度	2,047	2,256	2,520	2,449	2,037	2,280	2,738	2,917	3,114	2,195	2,445	3,120
	前年同月比	45.8%	51.5%	39.5%	43.3%	2.1%	-4.6%	28.4%	31.9%	30.4%	18.1%	11.7%	38.9%
業態等 クレジット	平成23年度	150,856	166,153	150,254	142,471	156,452	168,862	160,671	166,890	138,392	142,034	147,020	164,280
	平成24年度	149,923	172,849	149,304	143,886	153,680	166,192	162,041	169,492	142,159	146,810	156,096	173,609
	前年同月比	-0.6%	4.0%	-0.6%	1.0%	-1.8%	-1.6%	0.9%	1.6%	2.7%	3.4%	6.2%	5.7%
全体	平成23年度	242,066	265,130	249,690	241,275	261,971	288,872	274,427	276,332	248,043	237,391	257,179	315,448
	平成24年度	265,111	292,250	266,648	261,312	280,893	311,139	302,965	312,396	285,271	268,839	285,563	334,703
	前年同月比	9.5%	10.2%	6.8%	8.3%	7.2%	7.7%	10.4%	13.1%	15.0%	13.2%	11.0%	6.1%

業態別月間契約数の推移

（単位：件）

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	47,977	55,641	46,424	43,962	49,364	53,095	41,333	41,796	34,475	39,703	43,180	51,173
	平成24年度	45,255	52,774	43,055	43,027	48,968	52,985	52,898	52,622	44,924	50,542	54,250	65,811
	前年同月比	-5.7%	-5.2%	-7.3%	-2.1%	-0.8%	-0.2%	28.0%	25.9%	30.3%	27.3%	25.6%	28.6%
業態 事業者金融	平成23年度	163	146	162	143	229	200	199	175	192	155	217	194
	平成24年度	449	1,158	876	773	659	619	671	989	894	789	250	270
	前年同月比	175.5%	693.2%	440.7%	440.6%	187.8%	209.5%	237.2%	465.1%	365.6%	409.0%	15.2%	39.2%
業態等 クレジット	平成23年度	709,221	751,465	723,415	709,701	689,665	687,215	705,582	736,901	740,433	727,728	715,228	835,577
	平成24年度	802,328	816,120	777,448	778,174	750,521	762,847	817,447	754,878	858,399	829,072	834,532	980,734
	前年同月比	13.1%	8.6%	7.5%	9.6%	8.8%	11.0%	15.9%	2.4%	15.9%	13.9%	16.7%	17.4%
全体	平成23年度	757,361	807,252	770,001	753,806	739,258	740,510	747,114	778,872	775,100	767,586	758,625	886,944
	平成24年度	848,032	870,052	821,379	821,974	800,148	816,451	871,016	808,489	904,217	880,403	889,032	1,046,815
	前年同月比	12.0%	7.8%	6.7%	9.0%	8.2%	10.3%	16.6%	3.8%	16.7%	14.7%	17.2%	18.0%

（注）クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

成約率の推移

調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
平成23年度	32.1%	32.3%	33.1%	32.2%	32.4%	32.2%	32.8%	33.1%	32.5%	32.5%	33.4%	33.5%
平成24年度	33.8%	34.8%	35.8%	34.6%	36.1%	36.1%	35.3%	36.3%	36.3%	34.2%	35.1%	35.7%
前年同月比	1.7%	2.4%	2.7%	2.3%	3.7%	3.8%	2.5%	3.2%	3.8%	1.6%	1.7%	2.3%

（注）成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数 / 当月申込数）

(2)事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	4,693	6,938	7,370	7,162	4,157	7,249	6,519	6,385	8,284	6,061	6,585	11,277
	平成24年度	5,304	7,701	7,105	5,335	8,255	8,042	7,447	8,902	9,531	6,720	6,711	13,409
	前年同月比	13.0%	11.0%	-3.6%	-25.5%	98.6%	10.9%	14.2%	39.4%	15.1%	10.9%	1.9%	18.9%
業態 事業者金融	平成23年度	30,059	25,822	23,889	21,200	23,123	19,219	16,355	19,953	31,250	22,243	23,688	47,868
	平成24年度	33,922	39,359	22,177	24,035	26,313	30,370	26,379	36,162	23,572	18,322	19,877	41,324
	前年同月比	12.9%	52.4%	-7.2%	13.4%	13.8%	58.0%	61.3%	81.2%	-24.6%	-17.6%	-16.1%	-13.7%
業態等 クレジット	平成23年度	178,231	178,062	233,601	196,612	175,071	259,726	198,075	178,652	275,861	197,217	185,435	198,363
	平成24年度	169,723	193,149	203,542	194,317	239,998	448,662	552,925	194,421	540,243	548,515	234,589	244,571
	前年同月比	-4.8%	8.5%	-12.9%	-1.2%	37.1%	72.7%	179.1%	8.8%	95.8%	178.1%	26.5%	23.3%
全体	平成23年度	212,983	210,822	264,860	224,974	202,351	286,194	220,949	204,990	315,395	225,521	215,708	257,508
	平成24年度	208,949	240,209	232,824	223,687	274,566	487,074	586,751	239,485	573,346	573,557	261,177	299,304
	前年同月比	-1.9%	13.9%	-12.1%	-0.6%	35.7%	70.2%	165.6%	16.8%	81.8%	154.3%	21.1%	16.2%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
業態 消費者金融	平成23年度	185	226	239	259	219	253	281	268	292	241	284	291
	平成24年度	255	264	294	315	317	337	286	323	312	296	309	376
	前年同月比	37.8%	16.8%	23.0%	21.6%	44.7%	33.2%	1.8%	20.5%	6.8%	22.8%	8.8%	29.2%
業態 事業者金融	平成23年度	1,161	1,126	1,310	1,207	1,209	1,177	1,097	1,119	1,376	922	1,111	1,095
	平成24年度	1,078	1,146	1,102	1,277	1,217	1,126	1,174	1,055	1,237	973	1,122	1,171
	前年同月比	-7.1%	1.8%	-15.9%	5.8%	0.7%	-4.3%	7.0%	-5.7%	-10.1%	5.5%	1.0%	6.9%
業態等 クレジット	平成23年度	747	865	949	1,057	845	1,025	940	871	1,137	653	1,034	1,090
	平成24年度	979	965	911	1,042	983	992	953	1,041	1,272	839	1,002	1,268
	前年同月比	31.1%	11.6%	-4.0%	-1.4%	16.3%	-3.2%	1.4%	19.5%	11.9%	28.5%	-3.1%	16.3%
全体	平成23年度	2,093	2,217	2,498	2,523	2,273	2,455	2,318	2,258	2,805	1,816	2,429	2,476
	平成24年度	2,312	2,375	2,307	2,634	2,517	2,455	2,413	2,419	2,821	2,108	2,433	2,815
	前年同月比	10.5%	7.1%	-7.6%	4.4%	10.7%	0.0%	4.1%	7.1%	0.6%	16.1%	0.2%	13.7%

(注) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

貸出種別毎の平均約定金利の長期推移

平成22年度（参考）												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	65社	65社	64社	64社	63社	62社	59社	59社	59社	59社	59社	59社
無担保貸付 (住宅向を除く)	18.14%	18.05%	17.70%	17.63%	17.59%	17.31%	17.00%	16.93%	16.86%	16.76%	16.70%	16.66%
有担保貸付 (住宅向を除く)	11.68%	11.62%	12.42%	12.39%	12.38%	12.38%	9.58%	9.56%	9.53%	9.53%	9.53%	9.48%
住宅向貸付	2.90%	2.90%	2.89%	2.88%	2.89%	2.88%	2.89%	2.88%	2.85%	2.84%	2.86%	2.85%
全体	16.98%	16.88%	16.62%	16.52%	16.47%	16.13%	15.73%	15.64%	15.54%	15.28%	15.34%	15.31%

平成23年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
無担保貸付 (住宅向を除く)	16.53%	16.47%	16.43%	16.33%	16.25%	16.28%	16.22%	16.16%	16.14%	16.06%	16.04%	15.16%
有担保貸付 (住宅向を除く)	9.44%	9.45%	9.44%	9.36%	9.45%	9.45%	9.35%	9.30%	9.28%	9.29%	9.25%	7.04%
住宅向貸付	2.86%	2.87%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.88%	2.88%	2.87%	2.86%
全体	15.20%	15.13%	15.08%	14.94%	14.86%	14.87%	14.79%	14.71%	14.65%	14.57%	14.52%	13.65%

平成24年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.92%	15.86%	15.87%	15.81%	15.78%	15.80%	15.77%	15.75%	15.75%	15.70%	15.72%	15.68%
有担保貸付 (住宅向を除く)	9.19%	9.20%	9.13%	9.10%	9.10%	8.99%	9.07%	8.94%	8.96%	8.94%	8.80%	8.79%
住宅向貸付	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.88%	2.89%	2.89%	2.90%	2.89%	2.89%
全体	14.40%	14.32%	14.31%	14.23%	14.18%	14.18%	14.16%	14.13%	14.10%	14.03%	14.08%	14.04%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位：店)

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
消費者金融業態	有人店舗数	平成23年度	164	165	165	165	164	162	162	162	162	162	162	160
		平成24年度	164	160	153	155	156	154	151	150	150	149	149	148
		前年同月比	0.0%	-3.0%	-7.3%	-6.1%	-4.9%	-4.9%	-6.8%	-7.4%	-7.4%	-8.0%	-8.0%	-7.5%
	無人店舗数	平成23年度	4,376	4,332	4,283	4,177	4,133	4,100	4,098	4,105	4,079	4,072	4,030	4,024
		平成24年度	4,020	4,019	4,022	3,990	3,972	3,950	3,929	3,804	3,803	3,820	3,815	3,835
		前年同月比	-8.1%	-7.2%	-6.1%	-4.5%	-3.9%	-3.7%	-4.1%	-7.3%	-6.8%	-6.2%	-5.3%	-4.7%
	合計	平成23年度	4,540	4,497	4,448	4,342	4,297	4,262	4,260	4,267	4,241	4,234	4,192	4,184
		平成24年度	4,184	4,179	4,175	4,145	4,128	4,104	4,080	3,954	3,953	3,969	3,964	3,983
		前年同月比	-7.8%	-7.1%	-6.1%	-4.5%	-3.9%	-3.7%	-4.2%	-7.3%	-6.8%	-6.3%	-5.4%	-4.8%
事業者金融業態	有人店舗数	平成23年度	126	126	126	130	130	130	128	128	128	128	126	129
		平成24年度	127	127	125	127	127	124	124	124	125	124	123	123
		前年同月比	0.8%	0.8%	-0.8%	-2.3%	-2.3%	-4.6%	-3.1%	-3.1%	-2.3%	-3.1%	-2.4%	-4.7%
	無人店舗数	平成23年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平成24年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	平成23年度	126	126	126	130	130	130	128	128	128	128	126	129
		平成24年度	127	127	125	127	127	124	124	124	125	124	123	123
		前年同月比	0.8%	0.8%	-0.8%	-2.3%	-2.3%	-4.6%	-3.1%	-3.1%	-2.3%	-3.1%	-2.4%	-4.7%
クレジット業態等	有人店舗数	平成23年度	812	761	636	767	765	753	742	745	745	741	739	736
		平成24年度	716	716	759	756	762	741	742	744	741	742	741	740
		前年同月比	-11.8%	-5.9%	19.3%	-1.4%	-0.4%	-1.6%	0.0%	-0.1%	-0.5%	0.1%	0.3%	0.5%
	無人店舗数	平成23年度	376	271	271	271	271	244	269	269	269	270	274	291
		平成24年度	399	299	300	304	303	304	305	307	310	310	309	308
		前年同月比	6.1%	10.3%	10.7%	12.2%	11.8%	24.6%	13.4%	14.1%	15.2%	14.8%	12.8%	5.8%
	合計	平成23年度	1,188	1,032	907	1,038	1,036	997	1,011	1,014	1,014	1,011	1,013	1,027
		平成24年度	1,115	1,015	1,059	1,060	1,065	1,045	1,047	1,051	1,051	1,052	1,050	1,048
		前年同月比	-6.1%	-1.6%	16.8%	2.1%	2.8%	4.8%	3.6%	3.6%	3.6%	4.1%	3.7%	2.0%
全体	有人店舗数	平成23年度	1,102	1,052	927	1,062	1,059	1,045	1,032	1,035	1,035	1,031	1,027	1,025
		平成24年度	1,007	1,003	1,037	1,038	1,045	1,019	1,017	1,018	1,016	1,015	1,013	1,011
		前年同月比	-8.6%	-4.7%	11.9%	-2.3%	-1.3%	-2.5%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	-1.4%	-1.4%
	無人店舗数	平成23年度	4,752	4,603	4,554	4,448	4,404	4,344	4,367	4,374	4,348	4,342	4,304	4,315
		平成24年度	4,419	4,318	4,322	4,294	4,275	4,254	4,234	4,111	4,113	4,130	4,124	4,143
		前年同月比	-7.0%	-6.2%	-5.1%	-3.5%	-2.9%	-2.1%	-3.0%	-6.0%	-5.4%	-4.9%	-4.2%	-4.0%
	合計	平成23年度	5,854	5,655	5,481	5,510	5,463	5,389	5,399	5,409	5,383	5,373	5,331	5,340
		平成24年度	5,426	5,321	5,359	5,332	5,320	5,273	5,251	5,129	5,129	5,145	5,137	5,154
		前年同月比	-7.3%	-5.9%	-2.2%	-3.2%	-2.6%	-2.2%	-2.7%	-5.2%	-4.7%	-4.2%	-3.6%	-3.5%

7. 信用保証残高、件数

信用保証残高の推移

（単位：百万円）

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
対金融機関の貸付に する信用保証	平成23年度	4,156,021	4,166,685	4,146,327	4,146,141	4,123,537	4,284,330	4,311,786	4,329,390	4,324,191	4,315,351	4,334,792	4,362,363
	平成24年度	4,394,301	4,454,895	4,473,975	4,475,774	4,504,301	4,535,844	4,572,742	4,605,194	4,604,686	4,616,976	4,645,404	4,684,074
	前年同月比	5.7%	6.9%	7.9%	8.0%	9.2%	5.9%	6.1%	6.4%	6.5%	7.0%	7.2%	7.4%

信用保証件数の推移

（単位：件）

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
対金融機関の貸付に する信用保証	平成23年度	6,086,822	6,096,610	6,103,757	6,109,176	6,049,303	6,194,037	6,243,534	6,273,713	6,272,564	6,236,727	6,160,342	6,211,296
	平成24年度	6,340,975	6,489,153	6,532,032	6,520,290	6,552,450	6,598,638	6,643,010	6,652,218	6,665,572	6,639,090	6,713,154	6,757,252
	前年同月比	4.2%	6.4%	7.0%	6.7%	8.3%	6.5%	6.4%	6.0%	6.3%	6.5%	9.0%	8.8%

8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社	58社
利息返還金	消費者金融業態	平成23年度	37,090	37,626	42,442	45,749	44,058	39,288	37,976	31,403	32,189	24,481	24,645	36,373
		平成24年度	31,290	27,547	29,201	23,759	23,896	25,457	22,547	21,655	24,582	20,385	21,279	26,127
		前年同月比	-15.6%	-26.8%	-31.2%	-48.1%	-45.8%	-35.2%	-40.6%	-31.0%	-23.6%	-16.7%	-13.7%	-28.2%
	事業者金融業態	平成23年度	233	227	228	208	174	168	178	205	240	228	169	199
		平成24年度	190	226	222	199	162	209	142	90	77	75	195	95
		前年同月比	-18.5%	-0.4%	-2.6%	-4.3%	-6.9%	24.4%	-20.2%	-56.1%	-67.9%	-67.1%	15.4%	-52.3%
	クレジット業態等	平成23年度	9,665	8,861	9,054	7,888	6,923	6,544	7,108	7,075	7,043	6,512	6,436	6,758
		平成24年度	7,012	6,967	6,052	7,144	5,925	5,587	5,764	5,478	5,914	5,139	5,677	5,855
		前年同月比	-27.4%	-21.4%	-33.2%	-9.4%	-14.4%	-14.6%	-18.9%	-22.6%	-16.0%	-21.1%	-11.8%	-13.4%
	合計	平成23年度	46,988	46,714	51,724	53,845	51,155	46,000	45,262	38,683	39,472	31,221	31,250	43,330
		平成24年度	38,492	34,740	35,475	31,102	29,983	31,253	28,453	27,223	30,573	25,599	27,151	32,077
		前年同月比	-18.1%	-25.6%	-31.4%	-42.2%	-41.4%	-32.1%	-37.1%	-29.6%	-22.5%	-18.0%	-13.1%	-26.0%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	平成23年度	14,754	13,237	14,595	11,596	12,397	10,957	9,108	9,833	10,485	6,673	6,585	10,389
		平成24年度	7,194	6,674	7,441	5,694	5,486	5,870	4,314	4,508	5,596	4,237	4,210	4,904
		前年同月比	-51.2%	-49.6%	-49.0%	-50.9%	-55.7%	-46.4%	-52.6%	-54.2%	-46.6%	-36.5%	-36.1%	-52.8%
	事業者金融業態	平成23年度	218	201	174	167	125	109	109	131	124	122	89	88
		平成24年度	68	84	81	65	51	44	47	39	27	34	31	40
		前年同月比	-68.8%	-58.2%	-53.4%	-61.1%	-59.2%	-59.6%	-56.9%	-70.2%	-78.2%	-72.1%	-65.2%	-54.5%
	クレジット業態等	平成23年度	8,489	7,530	7,663	6,296	5,842	5,352	4,953	5,079	4,689	4,130	4,013	4,299
		平成24年度	3,933	3,856	3,287	3,470	3,197	2,707	2,877	2,592	2,553	2,322	2,384	2,372
		前年同月比	-53.7%	-48.8%	-57.1%	-44.9%	-45.3%	-49.4%	-41.9%	-49.0%	-45.6%	-43.8%	-40.6%	-44.8%
	合計	平成23年度	23,461	20,968	22,432	18,059	18,364	16,418	14,170	15,043	15,298	10,925	10,687	14,776
		平成24年度	11,195	10,614	10,809	9,229	8,734	8,621	7,238	7,139	8,176	6,593	6,625	7,316
		前年同月比	-52.3%	-49.4%	-51.8%	-48.9%	-52.4%	-47.5%	-48.9%	-52.5%	-46.6%	-39.7%	-38.0%	-50.5%
全体	平成23年度	70,449	67,682	74,156	71,904	69,519	62,418	59,432	53,726	54,770	42,146	41,937	58,106	
	平成24年度	49,687	45,354	46,284	40,331	38,717	39,874	35,691	34,362	38,749	32,192	33,776	39,393	
	前年同月比	-29.5%	-33.0%	-37.6%	-43.9%	-44.3%	-36.1%	-39.9%	-36.0%	-29.3%	-23.6%	-19.5%	-32.2%	

公知情報・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

日本信用情報機構（JICC）への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)	全体人数に 対する割合	登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)	登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
平成22年	4月	1,508	112	7.4%	3,122	658	122,592	26,795
	5月	1,534	110	7.2%	3,132	641	122,234	26,006
	6月	1,538	107	7.0%	3,109	626	120,840	25,449
	7月	1,517	103	6.8%	3,050	599	117,568	24,075
	8月	1,518	100	6.6%	3,028	579	115,770	23,046
	9月	1,515	97	6.4%	3,002	561	113,741	22,065
	10月	1,495	91	6.1%	2,943	528	110,544	20,599
	11月	1,486	82	5.5%	2,863	472	105,383	17,952
	12月	1,460	77	5.3%	2,789	442	101,551	16,600
平成23年	1月	1,455	75	5.2%	2,765	430	100,142	15,977
	2月	1,456	73	5.0%	2,752	419	99,012	15,452
	3月	1,449	70	4.8%	2,720	402	97,147	14,682
	4月	1,459	71	4.9%	2,738	404	109,821	15,893
	5月	1,462	69	4.7%	2,725	393	108,585	15,339
	6月	1,453	66	4.5%	2,691	378	106,770	14,643
	7月	1,439	63	4.4%	2,648	362	104,715	13,926
	8月	1,444	62	4.3%	2,642	353	104,040	13,530
	9月	1,442	61	4.2%	2,626	343	103,071	13,078
	10月	1,423	56	3.9%	2,563	318	100,387	12,067
	11月	1,425	54	3.8%	2,551	308	99,783	11,647
	12月	1,405	52	3.7%	2,502	294	97,625	11,039
平成24年	1月	1,402	51	3.6%	2,487	286	96,903	10,732
	2月	1,390	49	3.5%	2,451	277	95,117	10,303
	3月	1,384	47	3.4%	2,426	266	94,025	9,849
	4月	1,381	45	3.3%	2,404	251	93,141	9,275
	5月	1,383	43	3.1%	2,389	240	92,229	8,825
	6月	1,383	42	3.0%	2,381	236	91,476	8,596
	7月	1,377	41	3.0%	2,361	228	90,708	8,312
	8月	1,367	39	2.9%	2,333	219	89,702	7,982
	9月	1,375	39	2.8%	2,341	216	89,774	7,820
	10月	1,368	36	2.6%	2,312	201	88,627	7,186
	11月	1,365	35	2.6%	2,298	195	88,120	6,963
	12月	1,347	34	2.5%	2,260	188	86,783	6,684
平成25年	1月	1,341	33	2.5%	2,244	183	86,356	6,517
	2月	1,339	32	2.4%	2,233	178	86,137	6,352
	3月	1,333	31	2.3%	2,212	171	85,304	6,081

（注1） 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

出典：日本信用情報機構

（注2） 登録人数は、名寄せベース。

（注3） 平成21年4月～平成22年3月までの数値は未公表。

シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)	全体人数に 対する割合	登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)	登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
平成22年	4月	1,531	70	4.6%	2,687	421	118,714	-
	5月	1,527	68	4.5%	2,668	412	117,754	17,712
	6月	1,530	67	4.4%	2,664	404	117,501	17,361
	7月	1,518	64	4.2%	2,626	386	115,703	16,470
	8月	1,512	63	4.2%	2,605	374	114,263	15,815
	9月	1,511	61	4.0%	2,590	361	112,891	15,134
	10月	1,510	59	3.9%	2,576	349	112,066	14,528
	11月	1,499	57	3.8%	2,550	338	110,221	13,931
	12月	1,490	55	3.7%	2,522	327	108,778	13,300
平成23年	1月	1,471	53	3.6%	2,478	314	106,338	12,649
	2月	1,470	52	3.5%	2,468	306	105,259	12,156
	3月	1,467	50	3.4%	2,451	296	103,783	11,663
	4月	1,463	49	3.3%	2,431	285	102,163	11,099
	5月	1,461	47	3.2%	2,416	276	100,734	10,633
	6月	1,462	46	3.1%	2,404	267	99,782	10,185
	7月	1,424	41	2.9%	2,310	238	97,471	9,096
	8月	1,426	39	2.7%	2,302	229	96,281	8,649
	9月	1,519	47	3.1%	2,505	273	104,050	10,283
	10月	1,518	46	3.0%	2,492	265	103,185	9,872
	11月	1,514	44	2.9%	2,475	256	102,054	9,490
	12月	1,502	42	2.8%	2,441	245	100,764	9,032
平成24年	1月	1,485	41	2.8%	2,403	235	99,046	8,601
	2月	1,471	39	2.7%	2,369	226	97,329	8,234
	3月	1,468	38	2.6%	2,353	218	96,405	7,893
	4月	1,459	36	2.5%	2,320	204	94,978	7,342
	5月	1,457	34	2.3%	2,301	193	93,820	6,928
	6月	1,455	33	2.3%	2,288	186	93,256	6,645
	7月	1,442	31	2.1%	2,254	176	92,074	6,287
	8月	1,435	30	2.1%	2,235	169	91,423	6,022
	9月	1,436	29	2.0%	2,225	164	91,061	5,809
	10月	1,425	27	1.9%	2,193	152	89,873	5,317
	11月	1,425	26	1.8%	2,185	147	89,528	5,162
	12月	1,415	25	1.8%	2,162	141	88,820	4,930
平成25年	1月	1,402	24	1.7%	2,133	135	87,852	4,714
	2月	1,399	23	1.6%	2,123	131	87,487	4,579
	3月	1,395	22	1.6%	2,110	126	86,960	4,430

（注）各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。

出典：CIC

2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

（単位：億円）

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体
	住宅貸付	消費者信用	企業・政府等向け	合計	住宅貸付	消費者信用・企業・政府等向け	合計	
平成3年度	564,162	267,045	6,437,054	7,268,261	469,866	2,626,556	3,096,422	10,364,683
平成4年度	579,063	262,689	6,605,209	7,446,961	512,226	2,884,947	3,397,173	10,844,134
平成5年度	594,857	248,917	6,582,103	7,425,877	579,976	3,236,040	3,816,016	11,241,893
平成6年度	614,591	235,025	6,538,745	7,388,361	665,445	3,525,336	4,190,781	11,579,142
平成7年度	706,734	222,991	6,611,462	7,541,187	664,492	3,671,145	4,335,637	11,876,824
平成8年度	773,403	212,443	6,442,850	7,428,696	723,678	3,878,647	4,602,325	12,031,021
平成9年度	826,931	198,217	6,374,556	7,399,704	751,478	4,055,997	4,807,475	12,207,179
平成10年度	874,519	185,510	6,114,689	7,174,718	745,099	4,260,514	5,005,613	12,180,331
平成11年度	940,070	178,786	5,769,539	6,888,395	763,970	4,479,288	5,243,258	12,131,653
平成12年度	978,224	168,835	5,654,961	6,802,020	769,801	4,475,020	5,244,821	12,046,841
平成13年度	1,034,762	156,396	5,471,878	6,663,036	732,056	4,354,569	5,086,625	11,749,661
平成14年度	1,097,149	143,286	5,045,230	6,285,665	661,292	4,226,005	4,887,297	11,172,962
平成15年度	1,189,439	132,213	4,728,099	6,049,751	584,120	4,020,068	4,604,188	10,653,939
平成16年度	1,242,965	133,900	4,475,852	5,852,717	524,624	3,813,037	4,337,661	10,190,378
平成17年度	1,308,628	127,436	4,510,244	5,946,308	466,194	3,490,157	3,956,351	9,902,659
平成18年度	1,343,437	122,791	4,579,871	6,046,099	423,186	3,263,530	3,686,716	9,732,815
平成19年度	1,382,392	117,352	4,586,949	6,086,693	385,270	2,965,804	3,351,074	9,437,767
平成20年度	1,426,389	120,982	4,677,371	6,224,742	343,860	2,726,187	3,070,047	9,294,789
平成21年度	1,477,698	112,614	4,461,411	6,051,723	304,376	2,663,576	2,967,952	9,019,675
平成22年度	1,508,533	107,086	4,448,226	6,063,845	286,413	2,555,198	2,841,611	8,905,456
平成23年度	1,539,055	101,219	4,484,661	6,124,935	273,336	2,457,451	2,730,787	8,855,722

（注）資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。

今般、2001年1～3月期以降の四半期計数、ならびに2000年度以降の年度計数の遡及改定を行った。

出典：日本銀行

3. 信用供与額の状況（総括）

信用供与額総括時系列表

（単位：億円）

取引形態			平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年		
消費者信用	クレジット カード ショッピング	割賦方式	割賦販売	3,438	3,329	3,230	3,160	3,029	2,878	2,487	2,334	2,068	1,966	1,984	
			割賦購入あっせん	21,239	21,774	22,552	23,480	25,007	27,162	29,691	30,010	30,719	33,316	34,997	
			割賦方式計	24,677	25,103	25,782	26,640	28,036	30,040	32,178	32,344	32,787	35,282	36,981	
		非割賦方式	非割賦販売	26,927	28,784	31,786	34,881	38,805	37,119	40,468	42,901	50,843	56,773	61,199	
			非割賦購入あっせん	181,135	192,903	208,251	230,090	254,860	280,536	315,155	349,100	359,558	376,833	397,846	
			非割賦方式計	208,062	221,687	240,037	264,971	293,665	317,655	355,623	392,001	410,401	433,606	459,045	
		クレジットカードショッピング計			232,739	246,790	265,819	291,611	321,701	347,695	387,801	424,345	443,188	468,888	496,026
		個品	割賦方式	割賦販売	10,874	10,109	9,916	9,630	9,786	9,301	8,543	7,260	7,146	6,430	6,337
				割賦購入あっせん	48,270	43,767	39,912	37,914	37,307	33,758	28,608	27,454	24,060	21,505	21,510
				ローン提携販売	507	426	387	368	156	103	-	-	-	-	-
	提携ローン			25,227	27,393	29,494	29,581	29,635	28,946	24,868	22,397	21,335	21,055	22,111	
	割賦方式計			84,878	81,695	79,709	77,493	76,884	72,108	62,019	57,111	52,541	48,990	49,958	
	非割賦方式		非割賦販売	23,931	22,185	21,321	20,492	20,423	19,533	19,184	16,794	13,937	12,539	11,362	
			非割賦購入あっせん	13,467	12,789	12,452	12,349	11,339	10,520	9,354	8,705	8,158	7,637	7,461	
			非割賦方式計	37,398	34,974	33,773	32,841	31,762	30,053	28,538	25,499	22,095	20,176	18,823	
	個品計			122,276	116,669	113,482	110,334	108,646	102,161	90,557	82,610	74,636	69,166	68,781	
	販売信用計			355,015	363,459	379,301	401,945	430,347	449,856	478,358	506,955	517,824	538,054	564,807	
	割賦方式計			109,555	106,798	105,491	104,133	104,920	102,148	94,197	89,455	85,328	84,272	86,939	
	非割賦方式計			245,460	256,661	273,810	297,812	325,427	347,708	384,161	417,500	432,496	453,782	477,868	
	消費者金融	消費者ローン	販売信用業務を行う 信用供与者による 消費者ローン	クレジットカード キャッシング	74,805	75,991	75,662	76,363	75,238	75,465	69,521	58,291	47,514	31,071	23,515
その他 消費者ローン				25,726	26,300	25,534	25,437	25,373	24,331	20,463	16,837	13,388	9,717	9,010	
小計				100,531	102,291	101,196	101,800	100,611	99,796	89,984	75,128	60,902	40,788	32,525	
民間金融機関			39,858	40,448	39,461	33,005	40,458	26,364	24,440	24,282	23,406	22,202	25,631		
消費者金融会社			106,327	101,917	97,507	102,845	104,194	92,703	82,635	58,036	41,670	28,723	23,793		
消費者ローン計			246,716	244,656	238,164	237,650	245,263	218,863	197,059	157,446	125,978	91,713	81,949		
定期預金担保貸付			112,644	96,647	91,254	81,739	71,804	69,269	69,013	64,663	51,785	45,319	37,549		
動産担保貸付			853	830	799	772	750	720	689	673	653	645	635		
消費者金融計			385,948	364,766	350,846	339,472	334,709	303,583	281,492	237,513	193,147	152,408	120,133		
消費者信用合計			740,963	728,225	730,147	741,417	765,056	753,439	759,850	744,468	710,971	690,462	684,940		

出典：日本クレジット協会

4. リース取扱高の状況

企業規模別リース取扱高の推移

（単位：億円）

企業規模分類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		前年度比			
	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	09/08	10/09	11/10	12/11
1 大企業（資本金 1億円超の法人）	28,042	46.3	24,569	49.9	20,301	44.6	19,935	43.3	21,921	45.0	87.6	82.6	98.2	110.0
上場企業等	10,077	16.6	12,436	25.3	9,870	21.7	10,269	22.3	10,852	22.3	123.4	79.4	104.0	105.7
2 中小企業（資本金 1億円以下の法人、 個人事業者）	28,218	46.6	20,997	42.7	21,388	47.0	22,307	48.5	22,841	46.8	74.4	101.9	104.3	102.4
3 官公庁・その他	4,305	7.1	3,653	7.4	3,864	8.5	3,756	8.2	3,993	8.2	84.9	105.8	97.2	106.3
合 計	60,564	100.0	49,219	100.0	45,553	100.0	45,997	100.0	48,754	100.0	81.3	92.6	101.0	106.0

出典：公益社団法人リース事業協会（リース統計）

業種別リース取扱高の推移

（単位：億円）

業種分類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		前年度比			
	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	取 扱 高 ス	構 成 比	09/08	10/09	11/10	12/11
1 農業・林業・漁業・鉱業	326	0.5	598	1.2	328	0.7	276	0.6	313	0.6	183.5	54.8	84.0	113.7
2 建設業	2,447	4.0	1,933	3.9	1,968	4.3	2,003	4.4	2,229	4.6	79.0	101.8	101.8	111.3
3 製造業	15,171	25.0	10,746	21.8	9,218	20.2	9,345	20.3	9,311	19.1	70.8	85.8	101.4	99.6
食品等製造業	1,895	3.1	1,455	3.0	1,413	3.1	1,425	3.1	1,668	3.4	76.8	97.1	100.8	117.1
繊維・木材・パルプ等 製造業	1,582	2.6	1,527	3.1	927	2.0	810	1.8	801	1.6	96.5	60.7	87.4	99.0
化学・石油・プラスチック 製品等製造業	1,699	2.8	1,081	2.2	1,008	2.2	940	2.0	980	2.0	63.6	93.3	93.2	104.3
鉄鋼・非鉄・金属製品等 製造業	1,815	3.0	1,259	2.6	1,134	2.5	1,122	2.4	1,056	2.2	69.4	90.1	98.9	94.2
生産用・電気・情報通信 ・輸送等機械器具製造業	6,206	10.2	4,046	8.2	3,396	7.5	3,771	8.2	3,424	7.0	65.2	83.9	111.0	90.8
その他の製造業	1,974	3.3	1,379	2.8	1,340	2.9	1,279	2.8	1,382	2.8	69.9	97.2	95.4	108.1
4 非製造業	38,277	63.2	32,412	65.9	30,692	67.4	30,864	67.1	32,987	67.7	84.7	94.7	100.6	106.9
電気・ガス・熱供給・水道業	626	1.0	497	1.0	447	1.0	310	0.7	589	1.2	79.4	89.8	69.5	189.9
情報通信業	2,208	3.6	2,230	4.5	2,361	5.2	2,823	6.1	2,578	5.3	101.0	105.9	119.6	91.3
運輸業・郵便業	3,358	5.5	3,242	6.6	2,789	6.1	2,743	6.0	3,032	6.2	96.5	86.0	98.4	110.5
卸売業・小売業	10,561	17.4	8,378	17.0	7,906	17.4	8,420	18.3	8,877	18.2	79.3	94.4	106.5	105.4
金融業・保険業	1,946	3.2	1,752	3.6	1,519	3.3	1,118	2.4	1,341	2.7	90.1	86.7	73.6	119.9
不動産業・物品賃貸業	2,739	4.5	3,417	6.9	2,811	6.2	2,554	5.6	3,532	7.2	124.8	82.3	90.9	138.3
宿泊業・飲食サービス業	1,308	2.2	922	1.9	985	2.2	1,031	2.2	1,079	2.2	70.5	106.8	104.7	104.7
医療・福祉	3,635	6.0	2,771	5.6	3,142	6.9	3,389	7.4	3,477	7.1	76.2	113.4	107.9	102.6
その他サービス	11,896	19.6	9,202	18.7	8,732	19.2	8,476	18.4	8,483	17.4	77.4	94.9	97.1	100.1
5 公務・その他	4,343	7.2	3,531	7.2	3,347	7.3	3,509	7.6	3,914	8.0	81.3	94.8	104.9	111.5
合 計	60,564	100.0	49,219	100.0	45,553	100.0	45,997	100.0	48,754	100.0	81.3	92.6	101.0	106.0

（注）2008年度に業種分類の改訂を行ったため、2008年度の前年度比の内訳は調整を行っていないものを参考として公表している。

出典：公益社団法人リース事業協会（リース統計）

5. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター（PIO-NETに寄せられた相談件数）・消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談件数

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
90,101	95,162	77,951	72,390	45,265	37,276

出典：国民生活センター

日本司法支援センター（法テラス）における法律相談援助件数の推移 （単位：件）

	多重債務事件	金銭事件	その他事件	合計	多重債務事件 が占める割合
平成19年度	10,191	51,859	6,860	68,910	14.8%
平成20年度	12,472	58,902	9,068	80,442	15.5%
平成21年度	16,054	72,672	12,496	101,222	15.9%
平成22年度	20,431	74,283	15,503	110,217	18.5%
平成23年度	24,664	60,094	18,993	103,751	23.8%
平成24年度	28,763	55,358	20,886	105,007	27.4%

（注）平成24年度の数値は、4月7日現在の暫定速報値。

出典：日本司法支援センター

6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

内容別のカウンセリング実施状況

	問合せ 総数 (件)	案内・ 他機関照会		電話相談		うち カウンセリング 受付		カウンセリング 実施件数		介入		弁護士会等紹介		その他	
		件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
平成 21年 度	7,143	2,951	41.3%	4,192	58.7%	1,785	25.0%	1,648	23.1%	1,033	14.5%	394	5.5%	221	3.1%
平成 22年 度	6,224	2,367	38.0%	3,857	62.0%	1,653	26.6%	1,539	24.7%	925	14.9%	363	5.8%	251	4.0%
平成 23年 度	4,099	1,385	33.8%	2,714	66.2%	1,127	27.5%	1,017	24.8%	571	13.9%	244	6.0%	202	4.9%
平成 24年 度	4,137	1,302	31.5%	2,835	68.5%	1,245	30.1%	1,072	25.9%	544	13.1%	269	6.5%	259	6.3%

（注）「割合」は、問合せ総数に対する数値

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

地域別のカウンセリング実施状況

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
東京	介入	427	56.0%	364	49.9%	191	45.5%	154	38.6%
	弁護士会等紹介	255	33.5%	258	35.3%	163	38.8%	163	40.9%
	その他	80	10.5%	108	14.8%	66	15.7%	82	20.6%
	合計	762	100.0%	730	100.0%	420	100.0%	399	100.0%
福岡	介入	110	59.8%	104	59.4%	79	62.2%	56	51.4%
	弁護士会等紹介	24	13.0%	31	17.7%	9	7.1%	19	17.4%
	その他	50	27.2%	40	22.9%	39	30.7%	34	31.2%
	合計	184	100.0%	175	100.0%	127	100.0%	109	100.0%
名古屋	介入	145	77.5%	108	71.1%	56	65.9%	70	74.5%
	弁護士会等紹介	20	10.7%	14	9.2%	8	9.4%	4	4.3%
	その他	22	11.8%	30	19.7%	21	24.7%	20	21.3%
	合計	187	100.0%	152	100.0%	85	100.0%	94	100.0%
仙台	介入	88	11.4%	94	63.9%	40	50.0%	77	50.3%
	弁護士会等紹介	27	38.6%	26	17.7%	15	18.8%	38	24.8%
	その他	35	50.0%	27	18.4%	25	31.3%	38	24.8%
	合計	150	100.0%	147	100.0%	80	100.0%	153	100.0%
広島	介入	123	82.6%	92	81.4%	74	83.1%	45	65.2%
	弁護士会等紹介	18	12.1%	7	6.2%	5	5.6%	6	8.7%
	その他	8	5.4%	14	12.4%	10	11.2%	18	26.1%
	合計	149	100.0%	113	100.0%	89	100.0%	69	100.0%
新潟	介入	83	74.1%	83	83.0%	68	62.4%	70	57.4%
	弁護士会等紹介	19	17.0%	14	14.0%	25	22.9%	22	18.0%
	その他	10	8.9%	3	3.0%	16	14.7%	30	24.6%
	合計	112	100%	100	100.0%	109	100.0%	122	100.0%
静岡	介入	57	54.8%	80	65.6%	45	61.6%	42	64.6%
	弁護士会等紹介	31	29.8%	13	10.7%	14	19.2%	4	6.2%
	その他	16	15.4%	29	23.8%	14	19.2%	19	29.2%
	合計	104	100.0%	122	100.0%	73	100.0%	65	100.0%
熊本	介入	-	-	-	-	8	53.3%	6	54.5%
	弁護士会等紹介	-	-	-	-	4	26.7%	0	0.0%
	その他	-	-	-	-	3	20.0%	5	45.5%
	合計	-	-	-	-	15	100.0%	11	100.0%
浜松	介入	-	-	-	-	2	20.0%	6	40.0%
	弁護士会等紹介	-	-	-	-	1	10.0%	4	26.7%
	その他	-	-	-	-	7	70.0%	5	33.3%
	合計	-	-	-	-	10	100.0%	15	100.0%
福島・他	介入	-	-	-	-	8	88.9%	18	51.4%
	弁護士会等紹介	-	-	-	-	0	0.0%	9	25.7%
	その他	-	-	-	-	1	11.1%	8	22.9%
	合計	-	-	-	-	9	100.0%	35	100.0%
全体	介入	1,033	62.7%	925	60.1%	571	56.1%	544	50.7%
	弁護士会等紹介	394	23.9%	363	23.6%	244	24.0%	269	25.1%
	その他	221	13.4%	251	16.3%	202	19.9%	259	24.2%
	合計	1,648	100.0%	1,539	100.0%	1,017	100.0%	1,072	100.0%

（注）「福島・他」には、福島（平成24年度）及び高松（平成24年9月～）、金沢（平成24年10月～）、沖縄（平成25年1月～）を含む

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

男女別のカウンセリング実施状況

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
男性	919	55.8%	812	52.8%	569	55.9%	600	56.0%
女性	729	44.2%	727	47.2%	448	44.1%	472	44.0%
合計	1,648	100.0%	1,539	100.0%	1,017	100.0%	1,072	100.0%

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

年代別のカウンセリング実施状況

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
20 歳代	230	14.0%	193	12.5%	159	15.6%	152	15.6%
30 歳代	428	26.0%	361	23.5%	298	29.3%	273	29.3%
40 歳代	454	27.5%	397	25.8%	225	22.1%	243	22.1%
50 歳代	280	17.0%	285	18.5%	179	17.6%	184	17.6%
60 歳以上	256	15.5%	303	19.7%	156	15.4%	220	15.4%
合計	1,648	100.0%	1,539	100%	1,017	100.0%	1,072	100.0%
(参考) 40 歳以上	990	60.1%	985	64.0%	560	55.1%	647	60.4%

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

相談者一人あたりの債務件数と債務額（年代別）の推移

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 債務額 (万円)	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 債務額 (万円)	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 債務額 (万円)	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 債務額 (万円)
20 歳代	5.8	208	5.2	206	5.5	222	4.9	251
30 歳代	6.0	384	6.0	392	5.8	343	5.3	359
40 歳代	7.2	657	7.1	638	6.8	755	5.9	692
50 歳代	6.8	638	6.7	725	6.4	813	6.2	732
60 歳以上	6.0	479	5.7	418	5.1	426	5.0	419
全体	6.4	493	6.2	499	6.0	510	5.5	496

(注) 23 年度の 20 歳代には、20 歳未満の 1 名の債務件数・債務額が含まれる。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

カウンセリングを受けた相談者の借入理由

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		件数 (件)	該当率	件数 (件)	該当率	件数 (件)	該当率	件数 (件)	該当率
男性	生活費補填	500	54.4%	472	58.1%	326	57.3%	357	59.5%
	失業・転職・収入減	459	49.9%	411	50.6%	269	47.3%	279	46.5%
	遊興・飲食・交際	304	33.1%	257	31.7%	162	28.5%	164	27.3%
	贅沢品・収入以上の買物	83	9.0%	87	10.7%	63	11.1%	57	9.5%
	教育・資格取得	84	9.1%	90	11.1%	51	9.0%	82	13.7%
	医療・冠婚葬祭	123	13.4%	110	13.5%	59	10.4%	45	7.5%
	ギャンブル	222	24.2%	170	20.9%	116	20.4%	103	17.2%
	自動車・オートバイ	122	13.3%	110	13.5%	82	14.4%	73	12.2%
	引越し	50	5.4%	56	6.9%	26	4.6%	45	7.5%
	事業費・運転資金	58	6.3%	51	6.3%	49	8.6%	42	7.0%
	回答総数	2,288	-	2,056	-	1,387	-	1,412	-
	相談者総数	919	-	812	-	569	-	600	-
女性	生活費補填	470	64.5%	469	64.5%	307	68.5%	294	62.3%
	失業・転職・収入減	371	50.9%	382	52.5%	223	49.8%	249	52.8%
	遊興・飲食・交際	102	14.0%	110	15.1%	72	16.1%	82	17.4%
	贅沢品・収入以上の買物	162	22.2%	128	17.6%	122	27.2%	124	26.3%
	教育・資格取得	125	17.1%	156	21.5%	65	14.5%	83	17.6%
	医療・冠婚葬祭	137	18.8%	156	21.5%	56	12.5%	81	17.2%
	ギャンブル	49	6.7%	37	5.1%	11	2.5%	11	2.3%
	自動車・オートバイ	46	6.3%	47	6.5%	28	6.3%	34	7.2%
	引越し	47	6.4%	59	8.1%	44	9.8%	39	8.3%
	事業費・運転資金	43	5.9%	36	5.0%	18	4.0%	29	6.1%
	回答総数	1,804	-	1,835	-	1,094	-	1,144	-
	相談者総数	729	-	727	-	448	-	472	-
全体	生活費補填	970	58.9%	941	61.1%	633	62.2%	651	60.7%
	失業・転職・収入減	830	50.4%	793	51.5%	492	48.4%	528	49.3%
	遊興・飲食・交際	406	24.6%	367	23.8%	234	23.0%	246	22.9%
	贅沢品・収入以上の買物	245	14.9%	215	14.0%	185	18.2%	181	16.9%
	教育・資格取得	209	12.7%	246	16.0%	116	11.4%	165	15.4%
	医療・冠婚葬祭	260	15.8%	266	17.3%	115	11.3%	126	11.8%
	ギャンブル	271	16.4%	207	13.5%	127	12.5%	114	10.6%
	自動車・オートバイ	168	10.2%	157	10.2%	110	10.8%	107	10.0%
	引越し	97	5.9%	115	7.5%	70	6.9%	84	7.8%
	事業費・運転資金	101	6.1%	87	5.7%	67	6.6%	71	6.6%
	回答総数	4,092	-	3,891	-	2,481	-	2,556	-
	相談者総数	1,648	-	1,539	-	1,017	-	1,072	-

(注) カウンセリングを受けた相談者が、クレジットやローンの目的として申告した事由（複数回答。かかわりが深いとする上位3つを集計）のうち、上位10位の事由について示した。借入金の返済のための借入は集計から除外している。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

7. 自己破産の状況

自己破産申請件数の推移

(単位：件)

	自然人の自己破産 申請件数	法人・その他の自己破産 申請件数	合計
平成17年度	184,422	7,786	192,208
平成18年度	165,932	8,110	174,042
平成19年度	148,248	9,365	157,613
平成20年度	129,508	10,627	140,135
平成21年度	126,265	10,990	137,255
平成22年度	120,930	9,840	130,770
平成23年度	100,510	9,398	109,908

出典：最高裁判所 「破産新受事件数—受理区分別—全地方裁判所」

8. 自殺者の動向

男女別の自殺者数の推移

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
男性	23,272	72.0%	23,540	72.3%	22,813	70.9%	23,478	70.9%	22,831	70.8%	23,472	71.5%	22,283	70.3%	20,955	68.4%	19,273	69.2%
女性	9,053	28.0%	9,012	27.7%	9,342	29.1%	9,615	29.1%	9,418	29.2%	9,373	28.5%	9,407	29.7%	9,696	31.6%	8,585	30.8%
合計	32,325	100.0%	32,552	100.0%	32,155	100.0%	33,093	100.0%	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%	27,858	100.0%

出典：警察庁

年齢別自殺者数の推移

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
～19歳	589	1.8%	608	1.9%	623	1.9%	548	1.7%	611	1.9%	565	1.7%	552	1.7%	622	2.0%	587	2.1%
20～29歳	3,247	10.0%	3,409	10.5%	3,395	10.6%	3,309	10.0%	3,438	10.7%	3,470	10.6%	3,240	10.2%	3,304	10.8%	3,000	10.8%
30～39歳	4,333	13.4%	4,606	14.1%	4,497	14.0%	4,767	14.4%	4,850	15.0%	4,794	14.6%	4,596	14.5%	4,455	14.5%	3,781	13.6%
40～49歳	5,102	15.8%	5,208	16.0%	5,008	15.6%	5,096	15.4%	4,970	15.4%	5,261	16.0%	5,165	16.3%	5,053	16.5%	4,616	16.6%
50～59歳	7,772	24.0%	7,586	23.3%	7,246	22.5%	7,046	21.3%	6,363	19.7%	6,491	19.8%	5,959	18.8%	5,375	17.5%	4,668	16.8%
60歳以上	10,994	34.0%	10,894	33.5%	11,120	34.6%	12,107	36.6%	11,793	36.6%	12,034	36.6%	11,982	37.8%	11,661	38.0%	11,048	39.7%
不詳	288	0.9%	241	0.7%	266	0.8%	220	0.7%	224	0.7%	230	0.7%	196	0.6%	181	0.6%	158	0.6%
合計	32,325	100%	32,552	100%	32,155	100%	33,093	100%	32,249	100%	32,845	100%	31,690	100%	30,651	100%	27,858	100%

出典：警察庁

原因・動機別の自殺者数の推移

	平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
遺書有り	10,443	32.3%	10,360	31.8%	10,466	32.5%	23,209	70.1%	23,490	72.8%	24,434	74.4%	23,572	74.4%	22,581	73.7%	20,615	74.0%
家庭問題	1,009	3.1%	1,011	3.1%	1,043	3.2%	3,751	11.3%	3,912	12.1%	4,117	12.5%	4,497	14.2%	4,547	14.8%	4,089	14.7%
健康問題	4,087	12.6%	4,145	12.7%	4,341	13.5%	14,684	44.4%	15,153	47.0%	15,867	48.3%	15,802	49.9%	14,621	47.7%	13,629	48.9%
経済生活問題	3,436	10.6%	3,255	10.0%	3,010	9.4%	7,318	22.1%	7,404	23.0%	8,377	25.5%	7,438	23.5%	6,406	20.9%	5,219	18.7%
勤務問題	628	1.9%	654	2.0%	709	2.2%	2,207	6.7%	2,412	7.5%	2,528	7.7%	2,590	8.2%	2,689	8.8%	2,472	8.9%
男女問題	312	1.0%	317	1.0%	295	0.9%	949	2.9%	1,115	3.5%	1,121	3.4%	1,103	3.5%	1,138	3.7%	1,035	3.7%
学校問題	76	0.2%	71	0.2%	91	0.3%	338	1.0%	387	1.2%	364	1.1%	371	1.2%	429	1.4%	417	1.5%
その他	594	1.8%	622	1.9%	645	2.0%	1,500	4.5%	1,538	4.8%	1,613	4.9%	1,533	4.8%	1,621	5.3%	1,535	5.5%
不詳	301	0.9%	285	0.9%	332	1.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺書無し	21,882	67.7%	22,192	68.2%	21,689	67.5%	9,884	29.9%	8,759	27.2%	8,411	25.6%	8,118	25.6%	8,070	26.3%	7,243	26.0%
合計	32,325	100.0%	32,552	100.0%	32,155	100.0%	33,093	100.0%	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%	27,858	100.0%

（注）平成 19 年以降は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき 3 つまで計上可能としたため、遺書有りの原因・動機別の和と遺書有り数とは一致しない。

出典：警察庁

9. 生活保護受給の状況

生活保護受給者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被保護世帯数（千世帯）	999	1,042	1,076	1,105	1,149	1,274	1,409	1,528	1,578
被保護実人員（千人）	1,423	1,476	1,514	1,543	1,593	1,764	1,952	2,108	2,161

（注）実数は、1 カ月平均。

出典：厚生労働省

10. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 全体

	平成 16 年		平成 17 年 *		平成 18 年 *		平成 19 年 *		平成 20 年 *		平成 21 年 *		平成 22 年 *		平成 23 年		平成 24 年	
	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合
正規の職員・従業員	3,410	68.5%	3,374	67.4%	3,411	67.0%	3,441	66.5%	3,399	65.9%	3,380	66.2%	3,355	65.6%	3,185	64.8%	3,185	64.8%
非正規の職員・従業員	1,564	31.4%	1,633	32.6%	1,677	33.0%	1,732	33.5%	1,760	34.1%	1,721	33.7%	1,756	34.4%	1,733	35.2%	1,733	35.2%
全体	4,975	100.0%	5,007	100.0%	5,088	100.0%	5,174	100.0%	5,159	100.0%	5,102	100.0%	5,111	100.0%	4,918	100.0%	4,918	100.0%

（注）平成 23 年の実数及び割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典：総務省

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 男女別

		平成16年		平成17年*		平成18年*		平成19年*		平成20年*		平成21年*		平成22年*		平成23年		平成24年	
		人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合
職員・従業員	男子	2,385	69.9%	2,357	69.9%	2,375	69.6%	2,402	69.8%	2,358	69.4%	2,334	69.1%	2,309	68.8%	2,200	69.1%	2,300	68.8%
	女子	1,025	30.1%	1,018	30.2%	1,036	30.4%	1,039	30.2%	1,040	30.6%	1,046	30.9%	1,046	31.2%	985	30.9%	1,041	31.2%
	合計	3,410	100.0%	3,374	100.0%	3,411	100.0%	3,441	100.0%	3,399	100.0%	3,380	100.0%	3,355	100.0%	3,185	100.0%	3,341	100.0%
職員・非正規の従業員	男子	466	29.8%	507	31.0%	517	30.8%	538	31.1%	559	31.8%	526	30.6%	538	30.6%	545	31.4%	566	31.2%
	女子	1,098	70.2%	1,125	68.9%	1,159	69.1%	1,194	68.9%	1,202	68.3%	1,195	69.4%	1,217	69.3%	1,188	68.6%	1,247	68.8%
	合計	1,564	100.0%	1,633	100.0%	1,677	100.0%	1,732	100.0%	1,760	100.0%	1,721	100.0%	1,756	100.0%	1,733	100.0%	1,813	100.0%
全体	男子	2,851	57.3%	2,864	57.2%	2,894	56.9%	2,941	56.8%	2,917	56.5%	2,860	56.1%	2,848	55.7%	2,745	55.8%	2,865	55.6%
	女子	2,124	42.7%	2,143	42.8%	2,194	43.1%	2,234	43.2%	2,242	43.5%	2,242	43.9%	2,263	44.3%	2,173	44.2%	2,288	44.4%
	合計	4,975	100.0%	5,007	100.0%	5,088	100.0%	5,174	100.0%	5,159	100.0%	5,102	100.0%	5,111	100.0%	4,918	100.0%	5,153	100.0%

(注) 平成23年の実数及び割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典：総務省

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 年齢別

		平成16年		平成17年*		平成18年*		平成19年*		平成20年*		平成21年*		平成22年*		平成23年		平成24年	
		人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合
正規の職員・従業員	15～24歳	307	9.0%	290	8.6%	298	8.7%	292	8.5%	286	8.4%	277	8.2%	262	7.8%	239	7.5%	243	7.3%
	25～34歳	1,018	29.9%	992	29.4%	982	28.8%	940	27.3%	916	26.9%	884	26.2%	862	25.7%	808	25.4%	825	24.7%
	35～44歳	815	23.9%	832	24.7%	852	25.0%	890	25.9%	898	26.4%	920	27.2%	930	27.7%	908	28.5%	968	29.0%
	45～54歳	774	22.7%	749	22.2%	737	21.6%	740	21.5%	731	21.5%	732	21.7%	740	22.1%	706	22.2%	750	22.5%
	55～64歳	447	13.1%	459	13.6%	481	14.1%	512	14.9%	498	14.7%	490	14.5%	488	14.5%	453	14.2%	473	14.2%
	65歳以上	50	1.5%	52	1.5%	60	1.8%	68	2.0%	70	2.1%	77	2.3%	73	2.2%	71	2.2%	81	2.4%
	合計	3,410	100.0%	3,374	100.0%	3,411	100.0%	3,441	100.0%	3,399	100.0%	3,380	100.0%	3,355	100.0%	3,185	100.0%	3,340	100.0%
非正規の職員・従業員	15～24歳	253	16.2%	265	16.2%	254	15.1%	253	14.6%	248	14.1%	227	13.2%	226	12.9%	219	12.6%	218	12.0%
	25～34歳	310	19.8%	319	19.5%	330	19.7%	326	18.8%	315	17.9%	305	17.7%	301	17.1%	287	16.6%	297	16.4%
	35～44歳	292	18.7%	302	18.5%	321	19.1%	332	19.2%	347	19.7%	341	19.8%	351	20.0%	354	20.4%	369	20.4%
	45～54歳	316	20.2%	321	19.7%	320	19.1%	327	18.9%	321	18.2%	323	18.8%	328	18.7%	316	18.2%	344	19.0%
	55～64歳	296	18.9%	316	19.4%	332	19.8%	354	20.4%	375	21.3%	367	21.3%	387	22.0%	394	22.7%	406	22.4%
	65歳以上	96	6.1%	108	6.6%	122	7.3%	140	8.1%	153	8.7%	157	9.1%	162	9.2%	163	9.4%	179	9.9%
	合計	1,564	100.0%	1,633	100.0%	1,677	100.0%	1,732	100.0%	1,760	100.0%	1,721	100.0%	1,756	100.0%	1,733	100.0%	1,813	100.0%
全体	15～24歳	560	11.3%	555	11.1%	551	10.8%	544	10.5%	535	10.4%	504	9.9%	488	9.5%	458	9.3%	461	8.9%
	25～34歳	1,329	26.7%	1,312	26.2%	1,311	25.8%	1,265	24.4%	1,231	23.9%	1,190	23.3%	1,163	22.8%	1,095	22.3%	1,122	21.8%
	35～44歳	1,107	22.3%	1,134	22.6%	1,173	23.1%	1,222	23.6%	1,246	24.2%	1,262	24.7%	1,282	25.1%	1,262	25.7%	1,337	25.9%
	45～54歳	1,089	21.9%	1,071	21.4%	1,057	20.8%	1,068	20.6%	1,052	20.4%	1,055	20.7%	1,068	20.9%	1,022	20.8%	1,094	21.2%
	55～64歳	743	14.9%	776	15.5%	813	16.0%	866	16.7%	872	16.9%	858	16.8%	875	17.1%	847	17.2%	879	17.1%
	65歳以上	146	2.9%	160	3.2%	182	3.6%	209	4.0%	223	4.3%	234	4.6%	235	4.6%	234	4.8%	259	5.0%
	合計	4,975	100.0%	5,007	100.0%	5,088	100.0%	5,174	100.0%	5,159	100.0%	5,102	100.0%	5,111	100.0%	4,918	100.0%	5,154	100.0%

(注1) 「非正規の職員・従業員」について平成20年以前の数値は「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計21年以降は新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。なお平成21年及び22年分の結果については23年5月17日に置き換えたため過去に公表した数値と一部異なる。またこれに伴い平成21年及び22年の「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の割合についても、再計算した結果に置き換えている。

(注2) 2012年平均から算出の基礎となる人口を2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えた。
ここでは、この切替えに伴う変動（全国の15歳以上人口で約69万人の増加）を考慮し2005年平均から2010年平均までの数値（「年次」欄に「*」を付してある数値）について2012年平均以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2010年国勢調査の確定人口による補正を行ったもの）に置き換えて掲載した（比率は除く）。このため当該期間の数値は各年の報告書の数値及び統計表やe-Stat上のデータベースの数値とは異なる。

【参考】<http://www.stat.go.jp/data/roudou/120220/index.htm>

また1982年から2007年まで5年ごとに基準人口を切り替えておりそれぞれ切替えに伴う変動がある。

【参考】<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

(注3) 地方公共団体の職員による不正事務の発生に伴い平成22年12月～23年2月を含む結果（平成22年平均）の差し替えを行った。

第2章 法令等の一部改正に係る「法令集第6版」新旧対照表（平成25年4月1日現在）

※平成24年9月15日発行「法令集第6版」掲載以降の法令等改正について掲載（平成24年8月2日～平成25年4月1日）

頁	場所	本文の表記	改正後の表記
貸金業法施行規則			
295	3段目1行目	（紛争解決委員の利害関係等） 第三十条の二十六 <中略> 2 法第四十一条の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。 一 <略> 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格	（紛争解決委員の利害関係等） 第三十条の二十六 <中略> 2 法第四十一条の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。 一 <略> 二 <u>一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</u>
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン			
414	2段目40行目	第5条 利用目的による制限（法第16条関連） 1～2 <略> 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 ① 法令に基づく場合 （例） <中略> ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第9条第1項に基づき疑わしい取引を届け出る場合	第5条 利用目的による制限（法第16条関連） 1～2 <略> 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 ① 法令に基づく場合 （例） <中略> ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第8条第1項に基づき疑わしい取引を届け出る場合
418	1段目15行目	第15条 開示（法第25条関連） <中略> ③ 他の法令に違反することとなる場合 （例） ● 犯罪収益移転防止法第9条第2項（顧客への届出事実の漏えい）	第15条 開示（法第25条関連） <中略> ③ 他の法令に違反することとなる場合 （例） ● 犯罪収益移転防止法第8条第2項（顧客への届出事実の漏えい）
貸金業者向けの総合的な監督指針			
496	1段目1行目	（目次） <中略> Ⅱ－2－4 本人確認、疑わしい取引の届出 …501	（目次） <中略> Ⅱ－2－4 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出 …501

53	4 段目 35 行目	II-2-4 本人確認、疑わしい取引の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。	II-2-4 取引時確認、疑わしい取引の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。
501	1 段目 19 行目	(1)主な着眼点 ① 犯収法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、本人確認を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 ロ. 本人確認を行うに当たって、生年月日や住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 また、資金需要者等から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。 ハ. 貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認が行われているか。 二. 資金需要者等の本人確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。	(注)取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にする こと。 (1)主な着眼点 ① 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、取引時確認を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 ロ. 取引時確認を行うに当たって、生年月日や住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 また、資金需要者等から取得した取引時確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。 ハ. 下記a.～c.のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。 a. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引 b. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引 c. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等 二. 資金需要者等の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。

	ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ヘ. 役職員に対して、<u>本人確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 ト. <u>本人確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。 ② 犯収法に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 ロ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した<u>本人確認情報</u>、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 ハ. 「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。 二. 「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、資金需要者等の属性等が考慮されているか。 ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ヘ. 役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 ト. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。 ③ <u>本人確認</u>と「<u>疑わしい取引の届出</u>」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>本人確認</u>の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「<u>疑わしい取引の届出</u>」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。	ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ヘ. 役職員に対して、<u>取引時確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 ト. <u>取引時確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。 ② 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、疑わしい取引の届出を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 ロ. 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した<u>取引時確認情報</u>、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 ハ. 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。 二. 疑わしい取引の判断に当たって、資金需要者等の属性等が考慮されているか。 ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ヘ. 役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 ト. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。 ③ <u>取引時確認</u>と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>取引時確認</u>の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、<u>疑わしい取引の届出</u>が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。
--	--	---

		(2)監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、顧客管理態勢に不備があるなど資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対し、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。 (注)本人確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。	(2)監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された取引時確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、顧客管理態勢に不備があるなど資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対し、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。 (注)取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。																																																
129	4 段目 1行目	Ⅱ－2－17 帳簿の閲覧、謄写 帳簿の閲覧又は謄写に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。 (1)主な着眼点 ① 債務者等又は債務者等であった者（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。 なお、本人確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。	Ⅱ－2－17 帳簿の閲覧、謄写 帳簿の閲覧又は謄写に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。 (1)主な着眼点 ① 債務者等又は債務者等であった者（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。 なお、本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。																																																
513	3 段目 12行目																																																		
529	－	自己検証リスト（案） <略> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適否</th><th>不適の状況</th><th>改善策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td><td><略></td><td><略></td><td><略></td></tr> <tr> <td>適切な本人確認の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法令等に基づいて、本人確認を行っているか。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><略></td><td><略></td><td><略></td><td><略></td></tr> </tbody> </table>		適否	不適の状況	改善策	<略>	<略>	<略>	<略>	適切な本人確認の実施				法令等に基づいて、本人確認を行っているか。				本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。				<略>	<略>	<略>	<略>	自己検証リスト（案） <略> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適否</th><th>不適の状況</th><th>改善策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td><td><略></td><td><略></td><td><略></td></tr> <tr> <td>適切な取引時確認の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><略></td><td><略></td><td><略></td><td><略></td></tr> </tbody> </table>		適否	不適の状況	改善策	<略>	<略>	<略>	<略>	適切な取引時確認の実施				法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。				取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。				<略>	<略>	<略>	<略>
	適否	不適の状況	改善策																																																
<略>	<略>	<略>	<略>																																																
適切な本人確認の実施																																																			
法令等に基づいて、本人確認を行っているか。																																																			
本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。																																																			
<略>	<略>	<略>	<略>																																																
	適否	不適の状況	改善策																																																
<略>	<略>	<略>	<略>																																																
適切な取引時確認の実施																																																			
法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。																																																			
取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。																																																			
<略>	<略>	<略>	<略>																																																

530

右列

貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）
＜略＞

適否	審査内容
〔略〕	＜略＞
	本人確認に関する社内規則 （監督指針Ⅱ－2－4(1)①）
☐	本人確認の責任部署が明確化されているか。
☐	資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。
☐	資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。
☐	資金需要者等から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。
☐	貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信ぴょう性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認を行う手続きが定められているか。
☐	資金需要者等の本人確認に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。
☐	本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。
	疑わしい取引の届出に関する社内規則 （監督指針Ⅱ－2－4(1)②）
☐	「疑わしい取引の届出」の責任部署が明確化されているか。
☐	「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。
☐	「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。
☐	「疑わしい取引」の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。
☐	「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。

貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）
＜略＞

適否	審査内容
〔略〕	＜略＞
	取引時確認に関する社内規則 （監督指針Ⅱ－2－4(1)①）
☐	取引時確認の責任部署が明確化されているか。
☐	資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。
☐	資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。
☐	資金需要者等から取得した取引時確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。
☐	厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。
☐	資金需要者等の取引時確認に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。
☐	取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。
	疑わしい取引の届出に関する社内規則 （監督指針Ⅱ－2－4(1)②）
☐	疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。
☐	疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した取引時確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。
☐	疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。
☐	疑わしい取引の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。
☐	疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。

		☐ 本人確認の調査と「疑わしい取引の届出」の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められているか。 ☒ 略	☐ 取引時確認の調査と疑わしい取引の届出の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められているか。 ☒ 略
事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 13 指定信用情報機関関係			
598	1 段目 最終行	(別紙) 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容 指定信用情報機関の間で提供する情報は、以下のとおりとする。 1. 個人信用情報 個人信用情報については、法第41条の24第1項の規定に基づき、指定信用情報機関間の提供業務が課せられている。 1-1 本人特定要件（法第41条の35第1項第1号） ①～⑥ 略 ⑦ 【本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号】（施行規則第30条の13第1項第7号） ● 加入貸金業者が施行規則第30条の13第1項第7号に規定する本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合の当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号とする。	(別紙) 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容 指定信用情報機関の間で提供する情報は、以下のとおりとする。 1. 個人信用情報 個人信用情報については、法第41条の24第1項の規定に基づき、指定信用情報機関間の提供業務が課せられている。 1-1 本人特定要件（法第41条の35第1項第1号） ①～⑥ 略 ⑦ 【本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号】（施行規則第30条の13第1項第7号） ● 加入貸金業者が施行規則第30条の13第1項第7号に規定する本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認を行った場合の当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号とする。
事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 15 登録講習機関関係			
599	3 段目 3行目	Ⅲ 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点 Ⅲ-1 登録講習教材（貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第3号関係） (1) 略 (2) 主な着眼点 登録講習教材の内容については、「貸金業法施行規則第26条の63第2号及び第3号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件」（平成22年金融庁告示第89号。以下「告示」という。）で定める事項を含む適切な内容でなければならないが、当該事項に関する具体的な内容については以下の点に留意するものとする。 ① 貸金業に関する法令に関する科目 イ.～ニ. 略 ホ. 告示の下欄口に規定される「その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定」として、次に掲げるものを含む内容であること。 a. 会社法（組織形態、代表権、法人格に関する事項に限る。） b. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（<u>本人確認</u>に関する事項に限る。）	Ⅲ 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点 Ⅲ-1 登録講習教材（貸金業法第24条の40、施行規則第26条の63第3号関係） (1) 略 (2) 主な着眼点 登録講習教材の内容については、「貸金業法施行規則第26条の63第2号及び第3号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件」（平成22年金融庁告示第89号。以下「告示」という。）で定める事項を含む適切な内容でなければならないが、当該事項に関する具体的な内容については以下の点に留意するものとする。 ① 貸金業に関する法令に関する科目 イ.～ニ. 略 ホ. 告示の下欄口に規定される「その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定」として、次に掲げるものを含む内容であること。 a. 会社法（組織形態、代表権、法人格に関する事項に限る。） b. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（<u>取引時確認</u>に関する事項に限る。）

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則			
6 1 1	1 段 目 7 行 目	（社内態勢整備） 第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。 (1)～(4) <略> (5) <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出	（社内態勢整備） 第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。 (1)～(4) <略> (5) <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出
6 2 0	3 段 目 12 行 目	（<u>本人確認</u>の方法） 第74条 <中略> 2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に関係する書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）施行規則第4条に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。	（<u>本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認</u>の方法） 第74条 <中略> 2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に関係する書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）施行規則第6条に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。
6 2 1	3 段 目 最終 行	<新設>	<u>附則（平25.4.1）</u> <u>この改正は、平成25年4月1日から施行する。</u> <u>（注）改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第11条、第74条を改正。</u>

業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則			
6 2 3	1 段 目 10 行 目 ～	(本人確認、疑わしい取引の届出) 第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。 2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。 (1)本人確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定 (2)本人確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定を適切に運用するための社内態勢 (3)本人確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定の役職員に対する周知徹底方法 (4)本人確認手続き及び疑わしい取引の届出が適切かどうかの検証方法 (5) <略>	(取引時確認、疑わしい取引の届出) 第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。 2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。 (1)取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定 (2)取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定を適切に運用するための社内態勢 (3)取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定の役職員に対する周知徹底方法 (4)取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出が適切かどうかの検証方法 (5) <略>
6 2 4	2 段 目 36 行 目 ～	(取引履歴の開示) 第16条 協会員は、債務者等又債務者等であった者等からの取引履歴の開示請求に対して信義則に従い誠実に対応することは、資金需要者等の利益の保護に資する重要な意義を有するものであることを踏まえ、法第19条に規定する帳簿を保管し、法第19条の2に規定する帳簿の閲覧・謄写並びに開示請求者に対する本人確認及び開示手続の適正な運用を行うための社内態勢の整備に努めなければならない。	(取引履歴の開示) 第16条 協会員は、債務者等又債務者等であった者等からの取引履歴の開示請求に対して信義則に従い誠実に対応することは、資金需要者等の利益の保護に資する重要な意義を有するものであることを踏まえ、法第19条に規定する帳簿を保管し、法第19条の2に規定する帳簿の閲覧・謄写並びに開示請求者に対する本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び開示手続の適正な運用を行うための社内態勢の整備に努めなければならない。
6 2 5	2 段 目 最終 行	<新設>	附則（平25.4.1） <u>この改正は、平成25年4月1日から施行する。</u> <u>（注）改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第6条、第16条を改正。</u>

紛争解決等業務に関する規則

6
4
5

—

<略>

	支部名称	所在地
1	北海道支部	北海道札幌市
2	宮城県支部	宮城県仙台市
3	岩手支部	岩手県盛岡市
4	福島県支部	福島県福島市
5	秋田県支部	秋田県秋田市
6	青森県支部	青森県青森市
7	山形県支部	山形県山形市
8	東京都支部	東京都港区
9	神奈川県支部	神奈川県横浜市
10	埼玉県支部	埼玉県さいたま市
11	千葉県支部	千葉県千葉市
12	山梨県支部	山梨県甲府市
13	栃木県支部	栃木県宇都宮市
14	茨城県支部	茨城県水戸市
15	群馬県支部	群馬県前橋市
16	新潟県支部	新潟県新潟市
17	長野県支部	長野県長野市
18	愛知県支部	愛知県名古屋市
19	静岡県支部	静岡県静岡市
20	三重県支部	三重県津市
21	岐阜県支部	岐阜県岐阜市
22	石川県支部	石川県金沢市
23	福井県支部	福井県福井市
24	富山県支部	富山県富山市
25	大阪府支部	大阪府大阪市
26	京都府支部	京都府京都市
27	兵庫県支部	兵庫県神戸市
28	奈良県支部	奈良県奈良市
29	和歌山県支部	和歌山県和歌山市
30	滋賀県支部	滋賀県大津市
31	広島県支部	広島県広島市
32	山口県支部	山口県山口市
33	岡山県支部	岡山県岡山市
34	鳥取県支部	鳥取県鳥取市
35	島根県支部	島根県松江市
36	香川県支部	香川県高松市
37	愛媛県支部	愛媛県松山市
38	徳島県支部	徳島県徳島市
39	高知県支部	高知県高知市
40	熊本県支部	熊本県熊本市
41	大分県支部	大分県大分市
42	鹿児島県支部	鹿児島県鹿児島市
43	宮崎県支部	宮崎県宮崎市
44	福岡県支部	福岡県福岡市
45	佐賀県支部	佐賀県佐賀市
46	長崎県支部	長崎県長崎市
47	沖縄県支部	沖縄県那覇市

年表

(平成18年12月～平成25年5月)

平成18年	12月	・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布
平成19年	1月	・ 20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる
	3月	・ 改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足
	4月	・ 政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定
	5月	・ 従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定
	7月	・ 金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集
	8月	・ 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集 ・ 新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集
	9月	・ 新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施
	10月	・ 自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承
	11月	・ 新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布
	12月	・ 18日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる ・ 内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立 ・ 株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足
平成20年	3月	・ アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
	7月	・ 株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
	9月	・ サンライズファイナンス株式会社とリーマンブラザーズコマーシャルモーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請 ・ かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化
	10月	・ アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャルグループによるTOB（株式公開買付）により、持分法適用会社から連結子会社となる
	12月	・ 株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立
平成21年	1月	・ 最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
	2月	・ 株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）
	4月	・ 株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足 ・ 株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更 ・ 改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足
	6月	・ 18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される

年表

(平成18年12月～平成25年5月)

- 7月 ・ 株式会社三井住友銀行がオリックスクレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
 - 8月 ・ 株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略号を「JIC」から「JICC」に変更
 - ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - 9月 ・ アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)を申込み
 - ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて5,000社を割る
 - 11月 ・ 株式会社ロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・ 日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定
 - ・ 金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置
 - ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
 - 12月 ・ 社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける
 - ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催
 - ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長(金融担当副大臣)宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
- 平成22年
- 1月 ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催
 - ・ 金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報(サービス情報71「契約見直し情報」)の登録、利用を認めないことを決定
 - 2月 ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
 - 4月 ・ 日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける
 - ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表
 - ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて4,000社を割る
 - 6月 ・ 18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される
 - ・ 金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
 - 7月 ・ 金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施
 - ・ 大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
 - 8月 ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて3,000社を割る

- 9月
 - ・金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定
 - ・株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録
- 10月
 - ・「金融ADR」制度がスタート
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成22年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 12月
 - ・改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催

平成23年

- 1月
 - ・中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
- 4月
 - ・日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出
 - ・金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布施行
 - ・丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
- 6月
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
- 7月
 - ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
- 8月
 - ・楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラスト株式会社に譲渡。社名を「楽天カード株式会社」
 - ・金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成公表
- 9月
 - ・株式会社三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
- 10月
 - ・株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社がやっている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始
 - ・東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成23年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施

平成24年

- 1月
 - ・株式会社ロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
- 3月
 - ・スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化（商号をダイレクトワン株式会社に変更）すると発表
 - ・東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日をもって終了

年表

(平成18年12月～平成25年5月)

- 4月
 - ・ 住信カード株式会社は、中央三井カード株式会社との吸収合併により、商号を三井住友トラスト・カード株式会社に変更
 - 5月
 - ・ 自民党の「小口金融市場に関する小委員会」が、上限金利を現行の20%から30%に引き上げる利息制限法の改正案を提示
 - 7月
 - ・ 株式会社クラヴィスが、大阪地裁に自己破産を申請
 - ・ 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
 - ・ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正
 - 8月
 - ・ 日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見を提出
 - 9月
 - ・ 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出
 - ・ SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が、株式会社モビットへの共同出資の解消と事業分割で基本合意したと発表
 - ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
 - 11月
 - ・ 金融庁が、「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議を設置
 - ・ 日本貸金業協会が「平成24年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - 12月
 - ・ 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を提出
 - ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第2回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 平成25年
- 1月
 - ・ 日本貸金業協会が警察庁に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見を提出
 - ・ 日本貸金業協会が法務省に「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見を提出
 - 3月
 - ・ 金融庁が「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめを公表
 - ・ 日本貸金業協会が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめを踏まえた対応について公表
 - ・ 日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 - ・ 日本貸金業協会が「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
 - 4月
 - ・ 中小企業金融円滑化法が終了
 - ・ イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、銀行持株会社へ移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社に変更